

きないと言わっている国は、まことに残念なところであります。

日本の地位が低下してきたという理由の一つは、官僚機構が、つまり公務員制度が時代におくられていているということです。日本の官僚機構は、規格大量生産型の近代工業社会を確立するためにつくられました。ところが、今や多様な知恵の時代になり、この重要な知恵を生み出す知能社会には適切でなくなつてきています。今にしてこの改革を行わなければ、日本は発展途上国に逆戻りしてしまうのではないかと危機感を募らせております。

悪くなつたのかということを考えてみます。私は組織論を研究いたしまして、「組織の盛衰」という本を書きました。これは大変読者も多かつたし、学界でも取り上げられました。その中で、私が研究いたしましたところでは、立派な組織、規模も大きければ存続基盤もきちんとしている、そういう立派な組織が死に至るという重大な病は三つしかありません。

その第一は、機能組織の共同体化であります。ある機能のためにつくられた組織、そういうゲザルシャフトが仲間のためのゲマインシャフトになる、そういう共同体化という現象が極めて危険であります。

第二番目には、ある時代の経営環境に余りにも深く適合している、そのために、経営環境が変わつたら立ち行かなくなるというのが第二であります。

一つのやり方で成功すると、そればかり繰り返すので、次々と失敗が続くことがあります。日本の官僚機構は、今やこの三つの死に至る癌に三つともかかっていると思います。中でも危険なのは、大問題なのは、機能組織の共同体化であります。官僚組織は、行政の目的、国の定めた行政を実行し、国民のために働くべきものであります。ですが、その官僚組織が自分たち、官僚たちの利益

を追求する共同体になつてしまふ、これが一番恐ろしいところであります。

現在の日本の官僚組織というものは、権限別もしくは所管別に縦割りにできています。縦割りにできたために、情報は主として供給者、それぞれの官庁が所管します供給者側から入ってまいります。そのため、戦後日本には独特的の終身雇用、年功人事という雇用慣習がありました。この雇用慣習と相まちまして、官僚機構は仲間共同体、官僚の仲間の共同体になりました。加えて、入省のときに試験の種類によって身分を決める、いわゆるキャリア制度というのがありますし、I種公務員

試験で合格すると将来が約束されたキャリアになれる、つまり、人事制度が長期予測が可能な形になります。そのため、仲間の評判、官僚仲間の評判によって出世が決まるというのが慣例でございます。大臣の評価あるいは国民の目、そういうものとは関係なしに、官僚仲間の評判で、だれそれが局長になる、だれそれが次官になると、いうような仕掛けが決まっています。これでは、国家国民のためよりも、各府省別に組織された官

僚共同体のために尽くす気になるのは当然でございましょう。これが日本官僚組織の最大の欠点です。

のは、悪いと知りながら私利私欲のためにする」と、いわば汚職とか権限の過剰利用とかいうのは、倫理の腐敗であります。倫理の退廃というのは、何がいいかわからなくなること、何が悪いことかわからなくなることをいいます。日本の官僚共同体は、まさにこの官僚倫理の退廃、その組織がつぶされた本来の目的よりも、自分たちの仲間の共同体の利益を優先する状態になりました。また、官僚共同体のために尽くした人が仲間内で好評を得て、いつの間にか、あれが次官候補だ、これが局長候補だと言われる仕掛けになってしまいまして。ここに大変な問題が存在します。

こういう機能組織の共同化というのはほかで

もよく起ることなんですねけれども、民間企業や
多数ある同種の団体、大学のような場合でござい

ますと、そういうふうになりますと、その組織が衰退いたしまして、社会に対する影響力を失います。ところが、官僚組織の場合には、失敗をすれば問題が起こって、問題が起こったから予算と人員をつけてくれ、こんな権限をくれ、こういう規制をしようど、どんどん強くなる。つまり、悪貨が良貨を驅逐するような仕掛けになります。

したがつて、これは政治が十分に監視していたがねばならない部分であります。今にして官僚組織の大改革を行わなかつたら、日本全体が死にます。

至る病に取りつかれると思います。
以上のような問題点を持ちまして、今回改革の
要点として答申いたしました、お願ひいたしまし
たのは、次の点であります。

第一は、政治主導を確立することであります。
国民の目線で官僚を主導しなきやいけないとい
うものであります。官僚を国家国民のために働かす
ためには、官僚の外の目線で主導する必要があり
ます。軍隊がシビリアンコントロールと言われる

のも、軍隊に任せておくと軍人共同体になる危険があるからであります。同じことが今の日本の官僚機構に言えるのではないかと思ひます。

ります。官僚は内閣を補佐し、正確な情報と多様な選択肢を内閣、大臣に提供する。国会は、内閣に資料や説明を求め、もし内閣から出てくる情報に秘匿や操作があれば、それは内閣の責任として追及することができます。公共事業の問題が今盛んに言われておりますが、無駄な道路をつくったことはもちろんありません。ただ、予測を誤ったというのはたくさんあります。こういう場合でも、予測を誤ったのは大臣の責任である、時の大臣の責任であるということを明確にしないから、うやむやになつています。

これを実現するためには、次のことが必要です。まず、幹部公務員に対する大臣と内閣の人事権です。

権を確立することです。仲間の評判で人事をするのではありません。そこを変えなければいけません。

ん。一番目に、国会に対する内閣と大臣の説明責任を果たすために、それを補助する職員、政務専門職が必要になってきます。また、大臣の人事権を確立するためには、人事に関する情報を蓄積して各大臣に提供する組織、人事庁を置く必要があります。

次に、官僚共同体を防止するため、国民のための官僚をつくるにはどうすればいいか。いわゆる日本の丸官僚をつくる、各省別に忠義を尽くす官僚ではなくして、国家国民のための官僚をつくるこ

とであります。官僚共同体のためではなくして、国家国民に奉仕する官僚を育てるためには、まず、官僚機構の共同体化を防止しなきやいけません。これが極めて重要なことです。各府省別の閉鎖的雇用慣行を破り、府省間及び民間との人事交流を盛んにすることです。

私は、経済企画庁長官のときに、官僚組織以外から、学界や民間企業から管理職を六人採用いたしました。これはいい刺激になり、その人たちも、

その後も日銀の副総裁や早稲田大学の学部長として活躍されました。わずかな期間で、後が続かないかつたんですけども、これは非常に効果があつたと思います。

官僚の中に、府省間の人事を交流し、民間から

も人事を交流することによって、競争制度を取り入れることが必要です。また、キャリア制度を改革し、入省時の試験で身分化することを廃止いたしまして、一般職や技術職から総合職へかわるとか、あるいは中途採用を盛んにするとがが必要だと思います。

ただし、やはり、将来官僚として広く働きたい人のために、ある程度可能性のある試験の種類類を残すべきだと思っています。一番最後に書いてある図をごらんください。これは私たちの理想とするところですが、従来、現在の官僚制度では、第一図のように、キャリアで入った人だけが真ん中でとんとん上へ行く、先がとがっているのは次官

が一人ということあります。それを、今回の改正是、下の図のように、まず、総合職に入った人、専門職に入った人、一般職に入った人がいますが、それぞれに途中入省、途中から斜線の入っている部分は一般職や専門職から来た人ですが、そういう人をどんどん取り入れて、一方、総合職で入った人もどんどん減らしていく。

私の理想といったしましては、本省課長になるとには、最初から総合職で入った人が半分ぐらい、半分は途中から一般職や技術職、あるいは民間から中途採用された人が入る、そういう仕掛けになるのが理想だと思っていますが、特に数を最初から限定するとアフーマティックアクションになりますので、そこは期待だけでございますけれども、そういう気持ちでやりたいということであります。

最後に重要なのは、国際競争力のある人材を育てるということあります。幸い、最近は、優秀な大学を優秀な成績で出した人たちが、外資系の金融機関であるとかコンサルタントであるとか、生涯終身雇用を前提としないところへ行くようになります。だから、公務員の世界も、そこで能力をつけ、さらに発展する可能性のあるような養育プログラムをきちんといたしますと、優秀な人が来て、またやめていく、そして中途から入ってくる人ができる、そういう入れかえがどんどん行われる。そういうふうと、中の競争が激しくなりますから、官僚共同体ではなくして、活気のある役所、競争の中で非常にみんなが自分の能力を最大限に發揮する、そういうふうな官庁ができるのではないかと思っております。

最後に、公務員改革こそはあらゆる改革の始まりであります。明治維新はなぜできたかというと、まず武士の身分を廢止したからできたので、幕府をそのままにして藩置県も新貨令もできるはずがありません。何しろ、この公務員改革こそ出発の大維新でございまして、ぜひここで、皆様の御審議で改革法案を通していただきたいと思

います。

これに関しましては、まさに小異を残して大同につく、基本法の段階でござりますので、各省のそれに御意見はもちろんあるでしょうけれども、それでは小異を捨てて大同につくという精神で、何とかこれは今国会で通していただきたい。もしここで数年この法案、改革がおくれるとしたら、日本は取り返しのつかない発展途上国に逆戻りしてしまうんじゃないかと心から心配しております。

○中野委員長 ありがとうございます。

○加藤秀樹参考人 構想日本の加藤秀樹でございます。

私は、余り時間がないものですから、きょうは、細かいことよりも、公務員制度改革に関して一番天王寺批判あるいは不祥事、こんなものをなくす

といふのは当たり前のことです。しかし、私は、マスク等でよく取り上げられますけれども、

公務員あるいは公務員制度に関して一番何が大事かといいますと、もう言わずもがなの話ですけれども、いかにして一流の人材を集めて、そこで彼らをきちんと働かせるか、このことに尽きると思います。

日本にまだエリート官僚という言葉はあります

が、私は、日本ではエリート官僚は今や絶滅種になつたと思います。のみならず、ほかの国に比べて、誇れる一流の人材すら極めて少なくなつてしまつたんじゃないかと思います。

この背景としては、いろいろな問題があると思

います。日本の自動車、電気製品、いろいろな工

業製品、これは大変世界に誇れる質、日本人はそ

れを誇りに思っています。あるいは、例えばトヨ

タが車の生産台数で世界一になつた、ああよかつ

ども、しかし、事政治、行政の世界あるいは公務

</

置法の中に所掌事務、かつては、さらに権限規定というのもありました。そこで山ほど、百項目あるいはそれを超えるような所掌事務があつて、それでその所掌事務すべてを合わせると日本国で行われていることすべてがすっぽりカバーされるという仕組みになつてゐるわけです。

ですから、日本全体を、ここではいは五つの省で分けています。五つの省に属する公務員が分かれ切つてゐるという仕組みになるわけです。その上に選挙で勝つた党的国会議員が大臣となつております。くるという仕組みです。その結果、大臣就任当初の所信演説では、図らずもこのたびというようないきつたになるわけとして、それで早速各省が用意したメモが読まれることが多いわけです。その瞬間から大臣は各省の利益代弁者として活動することになる。

であつてもほんと不可避的にあるわけです。それが官庁にあつても不思議ではない。まあ日本の場合にはそれがあり過ぎる、きつ過ぎるわけですがれども、私は、官庁の側のセクショナリズム、縦割りが強過ぎると同時に、それを打破できない政治家、内閣、大臣の側の責任も極めて大きいと思います。

ないでくださいと言つたとしても、大臣が、冗談じやないということで役人を殴り飛ばさないといけないわけですし、あるいは内閣の中で大臣同士、A省、B省の中でも譲らないことがあつても、A大臣、B大臣の間できちんと議論して決着をつけるということが本来の形だと思います。

その部分が、なかなか言はうはやすく行うは難しいにしても、やはり余りにも日本にはな過ぎる。と同時に、それをやるかやらないかが政治家の能力であると同時に、政治家が権力を握れるかどうかのかぎでもあると私は思います。それを役人にゆだねているがゆえに、役人が権力を最後まで握つているということだと思います。

同じことなんですが、もう一枚めくついていただ

議院内閣制のいわばお手本の国として、よくイギリスがギリスが引き合いに出します。私は、イギリスがバーフエクトだとは思いませんが、それでも日本に比べるほんの一握りの内閣、どちらかというと右の絵に当たるものだと思います。先ほどと同じことですが、与党議員の中の党幹部、有力議員の中から閣僚が選ばれて内閣を構成します。それでその内閣が官僚を使って仕事をしていくわけですから。それに対して日本の場合は、残念ながら左の絵ではないかと思います。左と右は何が違うか。二つあります。一つは、

内閣の四角の大きさです。この大きさが強弱をあらわしているつもりです。もう一つ違いますのは、与党議員と官僚が斜めの線で接して、そこに太い矢印をかいてあることです。こんな絵でかいてみたわけです。

いんですね。大臣以外の人が党幹部とか党実力者と呼ばれることが多いわけです。この人たちが外にいる。ここでまず、与党の中で二重権力構造が生じているわけです。
もう一つは、先ほど言いましたように、官僚がいわばしんどい部分をやるわけですね。与野党に対する根回し、それから関係団体等利害関係者に対する説明。説明とか根回しというのは、まさに交渉、折衝のプロセスそのものです。ここに実は政治の真髄があるんだと私は思います。

真髓という意味は、そこに交渉能力がある人が裁量権を持つてゐるわけです。政府案はこうだけれども、ここは関係団体がいろいろ反対しているから、ではちょっと妥協してこういうふうにするか、そのさじかげんを官僚が持つてゐるから官僚に権力が残つてゐるわけです。これはとてもしんどい役回りです。私も役人を二十年余りやつてましたけれども、大變しんどい。

たり前ですけれども、セットです。こうやつて内閣の中に集中されるべき権力が党と官僚に分かね

て、それそれで二重権力になつてゐる。したがつて、官僚と党的幹部と言われる人たちが、いわば内閣そつちのけで場外乱闘で決着することが多う。これが、ここで言う与党議員と官僚の斜めの内閣

そこである今日の義務です。
ですから、今回、与野党案とともに、議員と官僚
の接触に対する何らかの制約、制限という案が提出
てきたのは大変に喜ばしいことだと思います。ま
た申し上げるまでもないですが、イギリス

斯ではこれが慣例によつて制約されております。
以上、今さらとは思いましたけれども、私が今まで申し上げましたのが、議院内閣制の本来のあり方、政党と、内閣を間にして官僚との関係性ではないかと思つております。

てすから、今回公務員制度を考えるに当たって、先ほど堺屋参考人もおつしやつたとおり、主役はあくまでも政治家。ただ、その場合の政治治主義導というのは、政党主導でもあるいは議員主導、国会主導でもなくして、内閣、閣僚という意味での三事、これが文台三事づゝそろひます。この三事はつ

主導——これが政治主導の本来の意味だと私は思っております。これが実現できなければ要するに使う側が、会社の役員の側がきちんとしないと、やはり社員の方はなかなか何していいかわからなない。ですから、私は、本来の役人が、きちんとといふ人間が集まって働くために、ぜひこの部分を

い人間が集まる、一個のためのセミナーの部分をこの際にきちんとしていただきたいな、そのためにはぜひこの法案を成立させていただきたいなどと考えております。

設置法というのは、これは各省設置法、各省の仕事の中身を八十項目、九十項目、百項目と詳細に書いているものであります。私は、この設置法というは基本的に要らないと思っております。この前の橋本行革十年余り前の橋本行革までは、設置法の中に所掌事務と権限規定と二つあります。

ました。これは自慢のようになりますが、構想日本
の発案でこの権限規定がとれたわけです。

なぜ、この権限規定、所掌事務ということにそんなにこだわるかといいますと、もう一ページかけていただけますでしょうか、四ページの絵で

いうと、所掌事務、権限というのが各省設置法によって規定されていたからである。書かれていた。本来、行政というのは、各行政政策に基づいて、法律の中に書いてあることのみに基づいて行政行為が行われるはずです。ところ

が、ちょっとあつこつちに飛びますけれども、もう一枚めくつていただきますと、先ほど少し申し上げましたように、各省の設置法を全部足し合せると、日本の中で日本人が行っていることはどこかの役所の仕事の範囲に必ずおさまってしまいます

そこで、最近宇宙基本法ができましたけれども、宇宙の促進についてという項目がありました。その権限規定はこうなつていたわけです。宇宙の利用促進について。法律書き方ばかりでなく、うつす
かつて、科学技術庁という役所がありました。

用を保有することと正確に覚えていませんが、ただし他の行政官庁に属するものを除くといった意味のことが括弧書きかあります。ただしあつたわけです。ということは、科技庁を初めすべての省庁で宇宙を切り分けているというふうなことです。

これは、もとをたどれば、明治の初めに、天皇が日本全体の面倒を見るんだ。ただ、一人では面倒を見切れないからそれを十個の役所に切り分けよう、十個の役所ですっぽり日本が入る、その癡想をそのまま引き継いでいるというわけです。そ

れを文言であらわしたのがこの設置法であり、所掌事務であり、権限であった。たゞ、
例えは、権限と所掌事務の関係でいいますと、
少し古い話になりますが、旧大蔵省でいいます
と、予算に関しては、予算及び決算に関するこ
と、という記述と、予算及び決算を作成すること。
普通の人が聞いてもこの違いはわかりません。関す

ることというものが所掌事務です。作成することと
いうのは権限であります。ですから、権限と所掌
事務がダブルではなく同じように、設置法の第
二条、第三条、あるいは第三条、第四条にダブル
で書かれていたわけです。

ということは、何を意味するかというと、二〇
〇一年までは、各省の権限を全部合わせると日本
人をすべて仕切れるという仕組みになっていたわ
けです。ですから、権限があたかも、具体的な法
律の中だけではなくて、各設置法の中にまで存
在するといったような規定になつていて。だからこ
そ、法律に書いていないことでも、行政指導とい
う名前のもとに広範に官庁が指導をしてきた、い
わばよつかいを出してきたということです。

それが、権限が二〇〇一年を境にしてなくなり
ました。しかし、所掌事務というのは本来は役割
分担だけなんです、権限とは何にも書いていな
い。しかし、それでも、まだ所掌事務があるがゆ
えに、あたかも権限があるかのように日本全体が
切り分けられているということは余り変わつてお
りません。それが四ページ、五ページの真ん中の
絵であります。

ですから、この際、公務員制度改革とあわせて、
私は、設置法というものをもうなくすべきであ
る、あるいは、どうしても書きたいのであれば、
それは法律以下のレベルに落とすべきではないか
と思います。

ちなみに、この国家公務員制度改革基本法案関
係資料の十三ページに、第三章、国家公務員制度
改革推進本部の項目があります。そこで、十四条
に早速所掌事務があります。これは、推進本部を
つくる、推進本部の所掌事務は次のとおりだと、
「次に掲げる事務をつかさどる」として二つ項目
があります。一つは、「国家公務員制度改革の推進
に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること」。
二つ目が、「国家公務員制度改革は実は要らないん
です。この法律が
あれば、推進本部はこの法律だけに基づいて仕事

をすればいいというものが本来の形で、大部分の国
でもそう行われています。

ところが、この企画立案並びに総合調整に関す
ることというような一行、あるいは二項目、二行
と役所の仕事が広がっていくわけです。

ですから、私は、この機会にぜひ設置法も廃止、
あるいは法律以下のレベルに落とすということも
実現していただきたいなと思います。

これで私の話を終わりたいと思います。（拍手）

○田中参考人 田中一昭（ございます）

○中野委員長 ありがとうございます。

次に、田中参考人にお願いいたします。

○田中参考人 田中一昭（ございます）

本日は、国家公務員制度改革基本法案に対する
意見述べる機会を与えていただきまして、光栄
に存じております。

私は、長年にわたり、総務省の前身の総務庁及
びその前身の行政管理庁で、主として行政の評価
とか行政組織や定員の管理、そして行政改革の仕
事に従事してまいりました。また、一般の一連の
改革に際しましては、官房長官主宰の官民人材交
流センターの制度設計に関する懇談会の座長を仰
せつかり、さらに、総理主宰の公務員制度の総合
的な改革に関する懇談会の委員を務めさせていた
だきました。本日は、このような経験に基づき發
言させていただきたいと存じます。

まず、今回の基本法案が提出されるまでの経緯
を簡単に振り返ってみたいと存じます。

御承知のとおり、公務員制度改革は、昭和三十
七年に始まった第一次臨時行政調査会を始めと
し、昭和五十六年に始まる土光臨調、第二次の臨
時行政調査会でございますが、それとか、平成九
年の行政改革会議の最終報告、平成十三年の公務
員制度改革大綱等々、過去四十年以上にわたり、
さまざまな角度から検討され、提言がなされてき
ました。しかしながら、いろいろ経緯はございま
したけれども、さしたる進展は見られませんでし
た。

○中野委員長 ありがとうございます。

○田中参考人 田中一昭（ございます）

閣議決定に際しましては、政府・与党内でも大
変な議論がございましたが、総理の強いリーダー
シップにより閣議決定にこぎつけたと伺つております。

このような流れの中で、昨年の通常国会で、國
家公務員法等の一部を改正する法律が成立し、職
員の任用、給与その他の人事管理については、採
用試験の種類や年次にとらわれず、人事評価に基
づき適切に行うという原則が明らかにされ、ま
た、公務員の再就職については、国民の目から見
て予算や権限を背景とした押しつけ的なものと受
けとめられかねない府省によるあつせんを禁止
し、内閣府に設置する中立的な官民人材交流セン
ターに一元化することが定められました。

私は、改正法が成立した後、先ほど申し上げま
したとおり、官民人材交流センターの制度設計に
関する懇談会の座長を務めさせていただきまし
た。

懇談会においては、センターの公正性、効率性
を確保すると同時に、機能するセンターを設計す
ること、この双方が求められておりまして、した
がつて閣達議論が行われました。それだけに取
りまとめに労を要しましたが、昨年十二月、報告
書を取りまとめることができました。

現在は、これに基づき、今年中にセンターを立
ち上げるべく具体的な制度設計が進められておる
と聞いております。

前置きが少々長くなりましたが、この基本法案

は、このような去年からの改革の動きの延長線上
にあるということを確認させていただきました。

さて、基本法案についての私の所感を申し上げ
ます。

私は、冒頭に申し上げましたように、総理のも
とで開催された公務員制度の総合的な改革に関す
る懇談会、以下制度懇と呼ばせていただきます
が、この制度懇にも委員として参加させていただ
きましたが、法案の内容は制度懇の議論や報告書
の趣旨を踏まえたものとなつておると考えます。
その基本については、先ほど小委員長を務められ
た堺屋参考人がかなり体系的に御説明になりま
した。

私のこの法案についての所感を申し上げると言
いましたが、幾つかのポイントを申し上げます。
まず、内閣人事庁による一元管理につきまして
は、私は行政の実務を経験した中で、行政の縦割
りの弊害の根源は公務員制度にあると痛感してお
りました。長年にわたり、内閣による一括採用、
一括管理の必要性を主張してきたわけであります
が、人事権の所在が不明確になると、優秀な人
材が採用できなくなるという、私から言えれば外
れな議論でいつも実現されませんでした。この法
案により、ようやく人事の一元管理の道筋がつく
ことになり、縦割り行政の弊害は克服されること
になるのではないかと期待しております。

特に、一括採用につきましては、ある特定の省
におけるのであって、一括採用ではどの省に配属さ
れるかわからないから、優秀な公務員志望者が減
り、いい人が採用できなくなるのではないかとい
う意見がよく聞かれます。しかしながら、採用主
体である内閣人事庁が希望者と各府省の意向を踏
まえて配属先を調整して決めていくわけでありま
すから、そのような御批判は当たりません。

また、一括管理については、数多くの幹部職
員を一括管理することなど可能なのかという御意
見もございます。しかしながら、各省の人事担当
と内閣人事庁が密接に連絡をとりながら進められ

ば、課長級以上であれば一括管理は可能と考えます。

私は、制度懇における議論で、一括管理につきまして、本籍は内閣・現住所は各省というようなイメージですと申し上げてきました。各省に配属されれば、当然その大臣の指示下に入るわけあります。ただ、本籍が内閣でございますから、いろいろ一定の期間で大臣同士が相談して、続けるか、またほかの職を経験させるか決めればいいことだと思います。

この点、基本法におきましては、「幹部職員は、内閣人事庁及び各府省に所属するものとすること。」「課長その他の管理職員は、内閣人事庁に併任するものとする」とされており、私の申し上げてきたイメージに近いものとなつておるのでないかと理解しております。

本法案の立案の際には、幹部職員の所属について法案にどう書き込むかということについて総理審議においては、「内閣人事庁及び各府省に所属」という書き方ではあいまいなのではないかという御指摘もなされていると伺つております。しかし、この法案は基本法でありますから、幹部職員が内閣への忠誠心を持つようにするという改革の基本的な方向性について担保されておれば十分で、詳細な設計について現時点でとやかく言う必要はないのではないかと考えます。今後、制度懇の報告書の趣旨を損なうことなく、制度の具体化を進めていただければよいのではないかと考えております。

次に、幹部育成の仕組みについて見直すこととしていることも重要な点だと思います。巷間、キャリアシステムと呼ばれている実態がござります。無論、そのような名の制度が存在するわけではありませんが、私は、一種試験という採用時の選抜のみで、能力、実績にかかるらず一齊に課長職等まで昇進することが多い実情を指している言葉だと理解しております。私が勤務しておりました総務庁では、私は秘書

課長で、人事課長のことを秘書課長とも言つておりましたが、総務庁ではⅠ種であつてもⅡ種の人よりも存在しておりますけれども、これは一般的なイメージですと申し上げてきました。各省に配属されれば、当然その大臣の指示下に入るわけあります。ただ、本籍が内閣でございますから、いろいろ一定の期間で大臣同士が相談して、続けるか、またほかの職を経験させるか決めればいいことだと思います。

この点、基本法におきましては、「幹部職員は、

内閣人事庁及び各府省に所属するものとすること。」「課長その他の管理職員は、内閣人事庁に併任するものとする」としてはならない、そういうことを明確に定め

ておることは評価に値すると考えております。

我々の報告書が実現された表現であると理解しておられます。

幹部の育成については、幹部候補を当初から決

めでかかることはけしからぬという御意見もある

うかと存じます。実際、制度懇においても、その

ような議論はございました。しかし、外國を見ま

しても、主な国では、どの国においても幹部職員

候補の早期選抜を行つております。このことの意味を考えなければいけないと存じます。ノーブレ

スオブリージュという言葉がございますが、私

は、組織を背負つて立とうという気概を持ってお

る人を採用することは、組織にとってとても大切

なことだと考えております。無論、その上で、一

たん幹部候補となつたからそのままつと幹部候

補ということではなく、人事評価によって選抜や

絞り込みを行つたり、また公募を積極的に行つた

りすることで、官民問わず有能な人を登用すると

いう柔軟な組織としていくわけであります。

もちろん、この仕組みが機能するためには、平

成二十一年度から新たに導入される人事評価制度

が的確に運用されることが前提となります。既に

準備が進められていると思ひますけれども、政府

においては、ぜひともしっかりした評価制度を確

立していただきたいと思います。

第三点目。国会の御議論では、基本法案におい

て、天下りについてもつと踏み込んだ措置を書き

込む必要があるとの御意見が出されていると伺つ

ております。

天下りの問題につきましては、冒頭申し上げた

ように、既に昨年成立した法律において、各省に

より昇進がおくれているというようなケースが幾

つも存在しておりますけれども、これは一般的

ではないでしょう。本来、幹部の任用は、本人の

希望と人事評価に基づいて適切に行われなければ

なりません。その点、基本法案が、幹部候補育成

課程の対象者であることまたは課程対象者であつ

ることによって管理職員への任用が保証されるも

のとしてはならない、そういうことを明確に定め

ておることは評価に値すると考えております。

我々の報告書が実現された表現であると理解して

おります。

幹部の育成については、幹部候補を当初から決

めでかかることはけしからぬという御意見もある

うかと存じます。実際、制度懇においても、その

ような議論はございました。しかし、外國を見ま

しても、主な国では、どの国においても幹部職員

候補の早期選抜を行つております。このことの意

味を考えなければいけないと存じます。ノーブレ

スオブリージュという言葉がございますが、私

は、組織を背負つて立とうという気概を持ってお

る人を採用することは、組織にとってとても大切

なことだと考えております。無論、その上で、一

たん幹部候補となつたからそのままつと幹部候

補ということではなく、人事評価によって選抜や

絞り込みを行つたり、また公募を積極的に行つた

りすることで、官民問わず有能な人を登用すると

いう柔軟な組織としていくわけであります。

もちろん、この仕組みが機能するためには、平

成二十一年度から新たに導入される人事評価制度

が的確に運用されることが前提となります。既に

準備が進められていると思ひますけれども、政府

においては、ぜひともしっかりした評価制度を確

立していただきたいと思います。

第三点目。国会の御議論では、基本法案におい

て、天下りについてもつと踏み込んだ措置を書き

込む必要があるとの御意見が出されていると伺つ

ております。

天下りの問題につきましては、冒頭申し上げた

ように、既に昨年成立した法律において、各省に

より昇進がおくれているというようなケースが幾

つも存在しておりますけれども、これは一般的

ではないでしょう。本来、幹部の任用は、本人の

希望と人事評価に基づいて適切に行われなければ

なりません。その点、基本法案が、幹部候補育成

課程の対象者であることまたは課程対象者であつ

ることによって管理職員への任用が保証されるも

のとしてはならない、そういうことを明確に定め

ておることは評価に値すると考えております。

我々の報告書が実現された表現であると理解して

おります。

幹部の育成については、幹部候補を当初から決

めでかかることはけしからぬという御意見もある

うかと存じます。実際、制度懇においても、その

ような議論はございました。しかし、外國を見ま

しても、主な国では、どの国においても幹部職員

候補の早期選抜を行つております。このことの意

味を考えなければいけないと存じます。ノーブレ

スオブリージュという言葉がございますが、私

は、組織を背負つて立とうという気概を持ってお

る人を採用することは、組織にとってとても大切

なことだと考えております。無論、その上で、一

たん幹部候補となつたからそのままつと幹部候

補ということではなく、人事評価によって選抜や

絞り込みを行つたり、また公募を積極的に行つた

りすることで、官民問わず有能な人を登用すると

いう柔軟な組織としていくわけであります。

もちろん、この仕組みが機能するためには、平

成二十一年度から新たに導入される人事評価制度

が的確に運用されることが前提となります。既に

準備が進められていると思ひますけれども、政府

においては、ぜひともしっかりした評価制度を確

立していただきたいと思います。

第三点目。国会の御議論では、基本法案におい

て、天下りについてもつと踏み込んだ措置を書き

込む必要があるとの御意見が出されていると伺つ

ております。

天下りの問題につきましては、冒頭申し上げた

ように、既に昨年成立した法律において、各省に

より昇進がおくれているというようなケースが幾

つも存在しておりますけれども、これは一般的

ではないでしょう。本来、幹部の任用は、本人の

希望と人事評価に基づいて適切に行われなければ

なりません。その点、基本法案が、幹部候補育成

課程の対象者であることまたは課程対象者であつ

ることによって管理職員への任用が保証されるも

のとしてはならない、そういうことを明確に定め

ておることは評価に値すると考えております。

我々の報告書が実現された表現であると理解して

おります。

幹部の育成については、幹部候補を当初から決

めでかかることはけしからぬという御意見もある

うかと存じます。実際、制度懇においても、その

ような議論はございました。しかし、外國を見ま

しても、主な国では、どの国においても幹部職員

候補の早期選抜を行つております。このことの意

味を考えなければいけないと存じます。ノーブレ

スオブリージュという言葉がございますが、私

は、組織を背負つて立とうという気概を持ってお

る人を採用することは、組織にとってとても大切

なことだと考えております。無論、その上で、一

たん幹部候補となつたからそのままつと幹部候

補ということではなく、人事評価によって選抜や

絞り込みを行つたり、また公募を積極的に行つた

りすることで、官民問わず有能な人を登用すると

いう柔軟な組織としていくわけであります。

もちろん、この仕組みが機能するためには、平

成二十一年度から新たに導入される人事評価制度

が的確に運用されることが前提となります。既に

準備が進められていると思ひますけれども、政府

においては、ぜひともしっかりした評価制度を確

立していただきたいと思います。

第三点目。国会の御議論では、基本法案におい

て、天下りについてもつと踏み込んだ措置を書き

込む必要があるとの御意見が出されていると伺つ

ております。

天下りの問題につきましては、冒頭申し上げた

ように、既に昨年成立した法律において、各省に

より昇進がおくれているというようなケースが幾

つも存在しておりますけれども、これは一般的

ではないでしょう。本来、幹部の任用は、本人の

希望と人事評価に基づいて適切に行われなければ

なりません。その点、基本法案が、幹部候補育成

課程の対象者であることまたは課程対象者であつ

ることによって管理職員への任用が保証されるも

のとしてはならない、そういうことを明確に定め

ておることは評価に値すると考えております。

我々の報告書が実現された表現であると理解して

おります。

幹部の育成については、幹部候補を当初から決

めでかかることはけしからぬという御意見もある

うかと存じます。実際、制度懇においても、その

ような議論はございました。しかし、外國を見ま

しても、主な国では、どの国においても幹部職員

候補の早期選抜を行つております。このことの意

味を考えなければいけないと存じます。ノーブレ

スオブリージュという言葉がございますが、私

は、組織を背負つて立とうという気概を持ってお

る人を採用することは、組織にとってとても大切

なことだと考えております。無論、その上で、一

たん幹部候補となつたからそのままつと幹部候

補ということではなく、人事評価によって選抜や

絞り込みを行つたり、また公募を積極的に行つた

りすることで、官民問わず有能な人を登用すると

いう柔軟な組織としていくわけであります。
成であります。公務員制度改革とあわせ、このよ
うな政治サイドからの改革にもぜひ取り組んでい
ただきたいと思つております。

時間の関係で取り上げなかつた論点もございま
すが、要すれば、質疑の中で御質問に対して申し
上げることにしたいと存じます。

さて、冒頭に申し上げましたとおり、昨年の国
家公務員法等の改正によりまして、今まで遅々と
して進まなかつた公務員制度改革がようやく動き
出しました。公務員制度改革の方向性につきま
しては、与野党、御異論はないものと思ひます。

もうとも、天下りに関する公務員の再就職に關しては、既に昨年成立した法律において、各省に
より昇進がおくれているというようなケースが幾
つも存在しております。このことにより、公務員の不
信を解消し、さらには縦割り行政の弊害の是正を
することによって、公務員の再就職に關しては、既に昨年成立した法律において、各省に

うことがふえています。

したがいまして、そういう意味でいうと、實際に進んでいる事態の中で、法的に解決を求められている課題がふえているということを痛感しています。

ぜひきょうはそういう事実を指摘したいと思いますので、この法的な解決を求められている点について議員の皆さん方の理解をいただいて、それをぜひこの議論の中に入れていただきたいということ意見を述べたいといふうに思います。

私はそういう立場ですので、今までの三名の方とはやや違った立場からの意見陳述になると思います。

法案全体を一読して感じたのは、これは一般にも言われていることですけれども、公務員制度といましても、実際には、一般職だけで三十六万とか、労働条件をどうするかというルールをどうするか、労働者をどうするかといふことが、全体として残念ながら欠落しているというふうに感じました。

実は、国家公務員の権利については、戦後一貫して、一九四八年の国家公務員法によって決められた体制、これは占領下での占領軍の指令による改正ですけれども、大きく言うと争議権それから協約締結権の否定、それから市民的自由の制限、これは人事院規則一四一七に象徴される政治的行為の禁止ですけれども、こういう規定がずっと憲法違反だという指摘をされ続けていて、大きな裁判もあって、そうはいつても改革の機会がなかなかなかつたんすけれども、ここで全体の公務員制度を大きく改革するということであれば、戦後ずっとと課題になってきたこの国家公務員の基本権の制限をやはり撤廃する方向での議論がもつとクリアになされるべきだといふうに私は考えます。

しかも、この間、ILO等からも再三、公務員

制度改編の議論に関連して、労働基本権の保障については具体的な提言もなされているわけですか

ら、ぜひ、公務員労働者の基本的な権利、これをどう保障するかという議論をこの改革議論の前提というか出発点として据えていただきたいというのが私の基本的な立場でございます。

きょうは、具体的にどういうことが起こっています。

ついで、どういうことが問題になつてているかという理解をぜひ深めていたくために、私自身が弁護士としてかわった事件に即して問題提起をさせていただきます。三つの事件について申し上げます。

一つは、今、私、二件の国家公務員法違反の刑事事件を担当しております。これはどういう事件かというと、一つは社会保険庁の職員の方、それからもう一つは厚生労働省の職員の方の事件ですが、要するに、休日に仕事と関係なく政党の機関紙を配布した、これが国家公務員法、人事院規則一四一七に違反するということで、逮捕をされて起訴されている。社会保険庁職員の事件は、残念ながら、一審では、罰金十円、執行猶予二年という非常に中途半端な有罪判決が出ました。

御存じのとおり、この公務員の政治的行為の禁止については、一九七四年に廃止事件という最高裁の判決があつて、これで憲法判決が出たんです。が、憲法学者はだれも支持する人がいない、社会的にも批判を浴びて、ずっとと発動されてこなかつたんですが、このところピラマまで逮捕、起訴という事件が相次ぐ中で、再びこの規定が使われました。

実際、今、裁判所で私たち弁護人として弁護をやっているわけすけれども、一般に公務員の政治的行為の禁止といふうに言いますと、大体多くの方は、公務員が自分の地位や職権を利用して、例えば政党支持を強要したとか、あるいは自分の支持する議員への投票を持ちかけたとか、こういう行為をしたんじやないかといふうに思われる方が多いんですが、実際に起訴されて事件になつているのは、さつき言つたように、純然たる

一市民としての行為ですね。全く公務員の仕事や身分とは関係のない行為。ですから、今の公務員制度というのは、公務員が仕事と関係なく、自分

の主義主張に基づいて政治活動をやつただけで刑罰が科せられるという非常に恐ろしい制度になつてゐるんだとことをぜひ御理解いただきたいと思うのです。

これは、言論の自由、政治活動の自由を保障しない憲法二十一條に反するという議論はもちろんですが、今や先進国の中でも、公務員だからといってかわった事件に即して問題提起をさせていただきたいたいと思います。三つの事件について申し上げます。

一つは、今、私、二件の国家公務員法違反の刑事事件を担当しております。これはどういう事件かというと、一つは社会保険庁の職員の方、それからもう一つは厚生労働省の職員の方の事件ですが、要するに、休日に仕事と関係なく政党の機関

力でも一九九三年に国公法の母法と言われたハッチ法という法律が大改正されまして、勤務時間外勤務時間外まで特定の政治行為をしちゃいかぬ、しかも、それを刑罰で規制をして、警察がまず出張つくる、こんな国はもうありません。アメリ

カでも、要するに、何らかの対抗措置があるは救済手段がなければおかしいのに、結

めに、要するに、何らかの対抗措置があるは救済手段がないといつて、何の対抗手段もない、救済手段がないといつてそれが認めたが、こういう原則が定められています。

したがつて、この点については、まともに議論すれば、恐らく、公務員だからといって二十四時

間何にも政治的な行為をしちゃいかぬ、しかも、うつかり何かやればすぐ警察に捕まる、こういう制度は一日も早くなくしていただきたい、この議論をぜひお願いしたいというのが第一点でござい

ます。

それから、二つ目に申し上げたい事件は、人事院勧告をめぐる問題です。

二〇〇二年の人事院勧告で初めて国家公務員の基本給を切り下げるという勧告が出ました。賃金

の減額ですね。これに対して、給与法でそのとおり改正をされまして、年末の一時金で、さかのぼつて四月分からの差額が精算されちゃつたわけ

ですが、これに対して、さすがに一時金で法律成り立前の分までさかのぼつて減額するのは違法だと

いうことで、多くの公務員の方が原告となつて國家賠償請求訴訟を提起しました。残念ながら、訴

訟では請求が棄却されて終わつたわけです。

この事件を通じて、今まで人事院勧告というの

合憲だという判断をされてきたんですけども、いざ基本給 자체が切り下げる、そういう問題が出たときに、では、公務員労働者は何ができるのか。実際に、もちろん協約締結権はありませんから団体交渉でできない。それから争議もできない。民間であれば、当然、賃金の減額については

合意によるのが原則だという確立された判例法理がございます。ことしの三月から施行された労働契約法でも、労働条件の変更は合意によらないけれども、労働条件の変更は合意によらなければだめだ、こういう原則が定められています。したがつて、常識的に考えれば、国家公務員だからといって、今まで決められた労働条件を不利に変更するのであれば、結論としてそれが認めたが、それが給与法で決められてしまうと、何の対抗手段もない、救済手段がないといつてそれが認められたが、こういう原則が定められています。

したがつて、この事件を通じて、やはり、人事院勧告というのが代償措置としてあると言われてきたけれども、その限界というのが明らかになりました。この事件を通じて、局、人事院が基本給を切り下げるという勧告を出し、それが給与法で決められてしまうと、何の対抗手段もない、救済手段がないといつてそれが認められたが、これが弁護人としてあると言われてきたけれども、その限界というのが明らかになりました。

もともと、考えてみると、憲法二十八條は、「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と決めております。この労働者の中には官民を問わずあらゆる労働者が含まれるというの、これは争いのない解釈であります。

それから、この問題については、ILOからも再三、日本政府に対しても勧告がなされておりましたが、とりわけ二〇〇二年十一月以降は、今現に

議論されている公務員制度改革との関連で、具体的に争議権、団体交渉権、協約締結権を保障することを明示的に求められている、三回にわたって求められています。

残念ながら、今回の法案では協約締結権だけが触れられておりまして、しかも、その検討の中身が、認めた場合の費用と便益、こういうことを考

わることは損得で決めるべきものじゃないと思ひます。公務員の仕事というものは公共性がありますし、いろいろな配慮をしなきやいけないことはもちろんです。あるいは、協約締結権にしても、予算との関係をどうするか、いろいろな問題がありますが、やはりそれは、基本権を保障する、回復するという方向を大きく打ち出した上で具体的にどういう制度にするかというのを議論すべきだと思いますので、ぜひ、この議論の中で、公務員の労働基本権は回復するという方向を明確にした上で、後で各論を論じていただくのが適切ではないかというふうに思います。

この点でも、本来、いわゆる合意によらない労働条件の引き下げ、あるいは雇用期間が決まっているから、幾ら反復継続して正職員と同じように働いていても、期間が満了したから何にも理由なく切れるんだ、解雇できるんだ、こういうことについてむしろ率先的に規制する立場の厚生労働省の管轄下でこういうことが起こったということについて、私は非常に大きな問題意識を持つております。

実際に雇用を打ち切られた賃金職員の方は、新しく採用された方もいるんですが、フルタイムじゃなくて短時間で、しかも、一時間当たりの賃金直西が一倍に成りました。これが採用される

これはなかなかわからないというのが本来の筋なんですね。
ですから、そういう仕事に当たっているからこそ、その業務に携わる公務員の基本的な権利はきちっと保障すべきだというのが私の考え方でござります。
それから二番目は、さつきも申しましたように、公務員制度の改革の中で、公務員労働者の権利をどう確保しルールをつくっていくかということとは、今社会的に問題になつてゐる労働者全体の問題で、大きく言うと、長時間労働をどう克服していくか、あるいは非正規の、いわゆるワーキング五一二と言つてゐる代名词はどう対応していくか、これが大きな課題であります。

的な仕事は正職員がやらなきゃいけないという仕組みになつてゐるんですね。法律の建前は、ところが、実際には、人員が追いつかないために、そういう身分の保障のない非正規の労働者が今三割ぐらいになつてゐるというふうに言われています。この人たちの権利をどうするのか。今はちょうどそういう法律のはさまの中で、任用者にもう任用しないと言わればそれに抵抗できぬよう、こういう法律的な問題点が明らかになつてゐる。実態として、恒常的な仕事をするところに非正規を入れること自体が問題なんですね。さらに、そういう仕事をさせておきながら、

病院の独立行政法人化に伴う事件です。

二〇〇四年の四月に、国立病院が全体として特定型の独立行政法人に移行いたしました。このと
きに新しく就業規則をつくったわけですが、今まで
の正職員の賃金が減額されました。多い人で一
割近く。ところが、独立行政法人化するまでは国
家公務員法が適用されますので、団体交渉ができ
ないんですね。交渉権がないもどり、いきなり、
新しい法人がつくった就業規則で今までの賃金が
ダウンされるということが実際に起きました。

と。だから、実際に年収が半分ぐらいに落ちた人がかなりいらっしゃいます。要するに、組織変動の中で、政府というか行政の側自身がいわゆる官製のワーキングプアをつくってしまっている、こういう事件が具体的に起つてているわけですね。ですから、「ぜひこういう点について、どう法律的に対処していくのか、規制をしていくのか」ということも御議論いただきたいというふうに思います。

こういう事実を踏まえた上で、幾つかちょっと

ことにもつながっているということです。
今回の法案では、仕事と生活の調和を図ること
のできる環境という指摘がありました。これは大
いに結構なことですけれども、実際には、公的な
統計資料によつても、国家公務員の職場では長時
間残業が蔓延しています。

てゐる。こういうことはやはりやつてはいけないと、いうふうに政府が率先してやらないと、民間はもつと大変なことになるという意味で、ぜひこの点も御議論いただきたいと思います。

最後に私が申し上げたいのは、今回の法案では、官民の交流とか、あるいは能力及び実績に応じた待遇ということが強調されています。ただ、私もいろいろな公務員の方とつき合つていてわからんのですが、これは公務員ということではないんですが、やはり公務にかかる仕事というの

それからもう一点は、国立病院は、定員法で定められた職員数ではなかなか仕事が回らないということで、賃金職員と言われる、フルタイムで働いているけれども日々雇用、いわゆる非正規の職員が大量におりました。この方々は、何にも病院自体変わっていないのに、患者さんもそのままですし、医療機器等もそのままなのに、独立行政法人になつた手前で任用期間が満了したというだけの理由で雇用継続を拒否されました。長い人は三十年ぐらい働いている人もいたんですね

申し上げたいことがあるんですが、一つは、私が今言っている、公務員労働者の権利や労働条件の問題というのは、別に公務員の既得権を擁護するとか、そういうことは違います。労働者ですか、基本的な権利が保障され、労働条件決定のルールがちゃんと決められるのは当たり前なんですが、それ以上に、公務員制度についてこういう議論をするということは、やはり全体の労働者の問題にもつながるというふうに考えておきます。

この他律的業務というのは、議員の皆さんはおわりでしようが、これは国会の答弁の準備だとか質問の準備だとかで時間を割かれるという意味で、半分近く人が日安時間以上回る残業をしている。現実に、労働組合が行った調査ではもつと長い残業時間の統計も出ているぐらい、非常に長時間労働を強いられています。しかも、そのかなりの部分がサービス残業になっているというふうに思います。

したがつて、今回の制度改革において、公務員

単純に民間企業と同じ原理では回らないということです。

今回の法案の中で、例えば第九条で、人事評価のことが書かれています。人事評価のトップは、イとして、「国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること」とあるんですが、これは常識的に考えると、人事評価の基準ではなくて、あらゆる職員が持たなきやいけない基本的な視点ですよね。

あるいは第十条を見ますと今度は、第一号で、

「こういうことが現実に厚生労働省の管轄下の国
立病院で起こったために、今私たちは、賃金の切
り下げ等の労働条件の不利益変更と非正規の職員
の方の雇い止めの問題を中心に裁判をやっており
ます。」

の権利を守るという立場で仕事をしないといろい
ろな問題が起きてきます。しかし、実際に業務を
やる、職務をやる労働者自身が、基本的な労働者
や市民としての権利を保障されていないのに、ほ
かの人の権利をちゃんと保障しと言われても、

の職場が決算をして正社員登録やパート登録をなくしていく、このことをやはり明確にすべきだと思います。

（職員の起立運動の件）を菅原君の人事評価に反映させる」、こういう記載がございます。もちろん、残業が多いのは管理者のせいだという側面はないとは申しませんけれども、これも人事評価の問題ではなくて、やはり人員の補充という基本的な問題に尽きるだろう。

そういう意味で、私が申し上げたいのは、別に

この辺のあら探しをするということではなくて、結局、公務員の中に人事評価とか査定を入れよう

としても、やはりなかなか難しいんですね。こう

いうことを言わざるを得ない。「国民の立場に立

ち職務を遂行する態度」とは、だれがどうやって

判断するんですかと言いたくなります。もちろん、明らかに態度の悪い人についてどういう指導

をするかというのは別です。

ですから、やはり私は、競争だとかそういうことではなくて、むしろ公務員が現実に担当している仕事の公共性、これをどう再確認して自覚をしていくか、そのことが可能になるゆとりのある条件をどう整備していくかということが今求められているのではないかということを申し上げたいと思います。

最後に、議論の進め方について一言だけ述べさせてください。

そういう立場で私はしゃべらせていただきましてけれども、実際の公務員の職場の実態がどうなっているか、一人一人の公務員がどういう意見を持っているか、あるいは、行政を利用している企業だけではなくて一人一人の国民がどういうリクエストを持っているかということを十分酌み上げていただいて、そういう場をどんどんつくつていただいた上で、この公務員制度改革の議論は進んでいただきたいということを最後に希望として申し上げたいというふうに思います。

○中野委員長 ありがとうございました。
以上で各参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○中野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大塚拓君。

○大塚(拓)委員 自由民主党の大塚拓でござります。本日は、参考人の皆様、お忙しい中おいでい

ただきました、大変ありがとうございます。

公務員制度改革基本法案に関して、皆様にいろいろお伺いをさせていただきたいわけですねけれども、今の状況を一言で言うと、基本的に、政府に

対して国民のガバナンスがきいていないというこ

となんだろうというふうに思っております。

堺屋参考人の方から三つ、死に至る病というこ

とで、組織が共同体化している、経営環境に過剰適合している、成功体験に埋没している、こうい

うお話があつたわけですが、この結果、日本の政

府組織というものがなかなか成果を出せないことになつているということは、最近、いろいろな問題もマスコミをぎわせておりますし、議論の余地がないところのかなというふうに思うわけです。

成果が出ていないにもかかわらず組織というものの改革が進んでいない。

本来であれば、内閣が成果を出せなければ、民主主義、議院内閣制でございますから、選舉によつて有権者がこれを取りかえるということによつてしっかりと改革が進むことが期待されている

ふうに理解をしておるわけです。

この処方せんがどういう内容か、私なりにざつくり整理しますと、三つの部分があるのかなと

思つています。一つが、政治と官僚というか、政

治と役所の関係ですね。政治主導、官僚主導とい

う部分。もう一つが、内閣と各省の関係。最後に、おののの公務員の質の問題。この三つのところ

が大体処方せんとして必要だということでございま

す。法案に盛り込まれているというふうに思つておるわけです。

堺屋参考人の共同体化している問題ということですけれども、その共同体というのが、今、政府組織全体というよりは各省が一つ一つの共同体になつてしまつて。各省割拠主義というふうに言われているわけですけれども、そういうところが問題なんだと思うんですね。これは、どつちか

というと、よく世の中でも、役人が信用できないと

か優秀じやない、なくなつてゐるんだ、こういう

話になるんすけれども、システムの設計の問題なんだと思つてます。恐らく、お四方中三名の参考人の方はほどそれで賛成いただけるんだと思う

んです。

加藤秀樹参考人もおつしやつておられたように、そ

の結果として、システム設計が間違つてることによつて部分最適を各省に所属している人たちがついつい追求してしまう。その結果、国全体としての全体最適というものが満たされない、こうい

う状況なんだと思うんですね。一般企業に置きかえて言うと、全社レベルで物を考えるような社員に育つてほしいわけですね、役人に。経営マイン

ドというのを持つてほしい。ところが、個別の、自分の目先の仕事というものに特化してしまつて

いる。その結果、社会保険庁なんかもまさに部分最適を追求した結果だと思いますし、国土交通省が公益法人をつくりまくつてしまつた、これもそ

ういうことなんだろうというふうに思うわけでござります。

そこを、これも三参考人の方が共通しているのは、この改革というのはもう絶対進めなきやいけないと。少しづつ、自公与党と民主党の間で

は若干差異はあるけれども、これは小異を乗り越えてでも大同につかなければいけない、こういう

お考えだったというふうに聞かせていただいたわけですが、私も全くそう思つておりますし、政府の提出された法案、この今までなければ絶対いけない、こういうふうには思つておらないわけでござります。

何とか民主党さんの方とも知恵を出し合ひながらこの国会で成立をさせていきたい、そういうこ

とでございますので、民主党案と自公与党案、政

府案の違いのある部分についてちょっと中心的に

お伺いをしたいな、こういうふうに思つておるわけ

ます。まず一点目に、政官接觸の制限という部分があ

ります。これは、自民党的な内閣で議論して

いるときも、さんざん議論が紛糾したところであ

りまして、政治家の方に情報が入つてこなくなるのではないかということで、大変に懸念をする方たちも多かつたわけでございます。

一方で、今、堺屋参考人、田中参考人からも御説明がありましたように、政治主導を確立してい

くためには内閣、大臣というものがしっかりと行われるようしなければいけない格リップをきかすことができるなければいけない、そういうために政官接觸というものが一定のルールのもとで行われるようしなければいけないんだというお話をございました。私もそう思つておるんですが、これが民主党さんは若干違うところがあるんだと思うわけですね。

民主党案というものをちょよと読んでみたわけですが、その上で、記録をしつかり残して、情報公開をしつかりしていくことによってガバナンスを担保しよう、こういう案だらうというふうに思うわけござります。

そこでちょっとと思いますのが、少し視点が政府案と民主案で違つておるところがあるのかな。政

府案の方は、どつちかというと、政治主導を確立するために内閣、大臣のグリップをどうやってき

かせるのか、こういう視点である一方、民主党さんの案の重點は、どつちかというと、例えば政治家から政府に働きかけをする、役人に働きかけを

する、政府を私物化するとか、そういう方向の処方せんとして情報公開というのが適しているのか

などというふうに個人的には思つておられるけれども、いすれにしろ、個人的に思うのは、両立しないことはないなと思うわけでござります。

政官接觸の制限については多少アレルギー的反応もあるのかなと思つておるのですが、政官接觸が変わりますので不安なんですね、政官家は皆

私も若干不安になるところがあるわけですねけれども、本当に改正とかについてちゃんと説明を受けられるのかなとか、情報は入つてくるのかな、ルルを明確にして運用していく中で、ある程度乗り

越えられるところがあると思うんです。本当に情報が入ってこなくなつたらみんな大騒ぎしますから、そのままということにはならないだろう。

一方で、情報公開もちゃんと、もつとしつかりしていった方がいいなと思うわけで、これは、両面作戦というか二つ正面同時に目指していくてもいいのかなと思うわけですが、そこについて、堺屋参考人、加藤秀樹参考人、田中一昭参考人に御意見を伺えればというふうに思います。

○堺屋参考人 仰せのとおり、官と政の関係、この間の情報の問題は大変重要なことだと思います。ただ、現在の官僚の議員先生方に出してある情報は、必ずしもすべてが内閣あるいは大臣の了解を得ているとは思えない場合がございます。中には、内閣の方針はさておき、大臣の御意向はそれとして我が省の方針はなどというような言葉が出てまいりまして、どれが政府の意向かわからぬといいうようなことがあります。

現在の憲法では議院内閣制でございまして、やはり議会が主導するというのが前提でございます。そして、議会が選んだ内閣と大臣が責任を持つ、これが大事なところだと思いますので、何がどのように伝わっているか、これは内閣、大臣がはつきりと掌握をして、そしてまた、野党の先生方も大臣に要求をして、そして大臣が、公務員に行けと言ったとか、あるいは公務員と一緒に行つたとか、政務専門職が行つたとき、これが情報操作がされていたり間違いがあつたり、あるいは本当のことを全部言わなかつたときには大臣が責任をとる。そうすると、野党の先生方も安心して、政治を追及する、大臣を追及することができますから、いいかげんなものが来なくていいと思うんですね。

もちろん、政治だけではないに、一般国民に発表する役所の資料というのは膨大な数が出ておりますから、その両方を相まっていただくと決して情報不足になるようなことはありませんし、むしろ、大臣に要求する、内閣に要求することによって、正確な情報責任ある情報が確実に來るので

はないかと思つております。

○加藤秀樹参考人 まず一番大事なのは、やはり原則だと思います。すべてそうですが、原則について申し上げますと、先ほどの繰り返しますが、内閣及びそれに密接に情報交換、相談、協議しながらやるといいうのが私は原則論だと思います。

この原則論をなるべく守つていかないと、やはり大臣職が軽くなる、閣僚、ひいては内閣の権力のグリップ度合いが下がるわけですね。ですから、これは、大臣になつていいない議員からすると、いや、おれたちにもダイレクトに情報が欲しいよというのは非常によくわかります、わかりますけれども、それは結局、長い目では、党全体としての能力低下に結果的にはつながっていくと思います。したがつて、この原則はやはり大事だと思います。

その上で、では、現実的にはどうするかという

ことなんですか、なかなかすぐに英國のように、官僚と閣僚以外の一般国会議員、ちなみにイギリスでは、閣僚以外の一般国会議員はプライベート・メンバー・オブ・パーラメントと呼ばれているわけですね、国会議員はメンバー・オブ・パーラメント、MPですけれども、その前にプライベート・メンバー・オブ・パーラメントと呼んでいます。したがつて、この一般国会議員といふのが求められる。そういう意味では、先ほどの原則はやはり大事だと思います。

それから、もう一つつけ加えますと、与党と野党、これはせめぎ合いですから、与党からすると、

野党はなるべく弱い方がいい、そう思つてゐるに違ひないわけですし、野党もしかりです。しかし、

国益といふことからすると、やはり与野党とともに

大いに力を發揮してほしいわけです。したがつて、では、野党側に対する情報なりの提供がどう

なるかといふところは、どうしても不平等になつてくるわけですね。

イギリスの例ばかり引き合いに出して恐縮です

けれども、英國の場合にはシャドー・キャビネット

というのがあつて、このシャドー・キャビネットメ

ンバーは本来のキャビネットメンバーと同じよう

に公務員と接触することができますね。で

すから、これはまさにキャビネットメンバー扱

い、政権がかわつたらこの人たちもちゃんと力を

かなと思います。

繰り返しになりますけれども、原則のところで原則だと思います。すべてそうですが、原則について申し上げますと、先ほどの繰り返しますが、内閣及びそれに密接に情報交換、相談、協議しながらやるといいうのが私は原則論だと思います。

この原則論をなるべく守つていかないと、やはり大臣職が軽くなる、閣僚、ひいては内閣の権力のグリップ度合いが下がるわけですね。ですから、これは、大臣になつていいない議員からすると、いや、おれたちにもダイレクトに情報が欲しいよ

というのは非常によくわかります、わかりますけれども、それは結局、長い目では、党全体としての能力低下に結果的にはつながっていくと思います。したがつて、この原則はやはり大事だと思います。

その上で、では、現実的にはどうするかといふことなんですか、なかなかすぐに英國のように、官僚と閣僚以外の一般国会議員、ちなみにイギリスでは、閣僚以外の一般国会議員はプライベート・メンバー・オブ・パーラメントと呼ばれているわけですね、国会議員はメンバー・オブ・パーラメント、MPですけれども、その前にプライベート・メンバー・オブ・パーラメントと呼んでいます。したがつて、この一般国会議員といふのが求められる。そういう意味では、先ほどの原則はやはり大事だと思います。

それから、もう一つつけ加えますと、与党と野党、これはせめぎ合いですから、与党からすると、

野党はなるべく弱い方がいい、そう思つてゐるに違ひないわけですし、野党もしかりです。しかし、

国益といふことからすると、やはり与野党とともに

大いに力を發揮してほしいわけです。したがつて、では、野党側に対する情報なりの提供がどう

なるかといふところは、どうしても不平等になつてくるわけですね。

イギリスの例ばかり引き合いに出して恐縮です

けれども、英國の場合にはシャドー・キャビネット

というのがあつて、このシャドー・キャビネットメ

ンバーは本来のキャビネットメンバーと同じよう

に公務員と接触することができますね。で

すから、これはまさにキャビネットメンバー扱

い、政権がかわつたらこの人たちもちゃんと力を

持つておいてもらわないと困るという、それが國益のあらわれ方などだと私は思います。

そういう意味で、日本では似たような仕組みはありますけれども、私は、残念ながらこれは全くやりとりがかなり制限されたとしても、閣僚経由の情報が十分担保されなければ、そんなにそこでは困ることはないと思います。

例えがいいかどうかわかりませんけれども、マスコミについては、各省の中に記者クラブというのがあるわけですね。この記者クラブ制というの基本的に、大臣、広い意味での大臣職ですから政務官も含めて、ここ経由で情報が提供されるというのが私は原則論だと思います。

この原則論をなるべく守つていかないと、やはり大臣職が軽くなる、閣僚、ひいては内閣の権力のグリップ度合いが下がるわけですね。ですから、これは、大臣になつていいない議員からすると、いや、おれたちにもダイレクトに情報が欲しいよ

というのは非常によくわかります、わかりますけれども、それは結局、長い目では、党全体としての能力低下に結果的にはつながっていくと思います。したがつて、これをサポートしようと、そ

れぞれ政府案、民主党案、いろいろお考えがあつての上だと思いますけれども、当面、何らかの

対応するものがあります。

しかししながら、渡辺大臣が国会でもいろいろおられましたし、今も加藤秀樹参考人がお話を

しになりましたが、個人としての立場から、これは堺屋参考人もおっしゃいましたけれども、いろいろ組織を背負つてか、個人が偉くなろうと思つては存じませんけれども、個人が対応する場合も現実にございます。

したがつて、接触は、議員の方から、あるいは個人の役人の立場から、いろいろ両方からあるわけがありますが、基本的なルールをつくつておくことは非常に重要であります。そのルールは、もうお二方がおっしゃつたことに私も賛成であります。

その根っこにある大事なことといいますのは、先ほども私御説明しましたけれども、大臣、副大臣、大臣政務官、この考え方が一体でないと困るんですよ、そもそも、大臣は右へ行つて、大臣は左で動いて、途中でやめちゃつたというような政務次官もかつてはおられましたけれども、こういうことでは役人に対するリーダーシップといふのは振るえない。どつちを向いて議論していくかわかりませんから困るわけですね。ましていわんや、大臣の方が少数派閥であつたり、政務次官の方が強烈なそれであつたりしたときには、どつちがどうか、役人としては非常に困ることが現実にあるわけであります。

したがつて、ルールをつくるという意味はもうこの法律でも言つてありますし、渡辺大臣も再三にわかつて説明しておられますけれども、政務の専門官、どれほどの人数かというのはその時々によつて違うかもわかりませんし、省によつても違うかもわかりません。そういうふうにチームをつくる、一人一人独立して行動するんですけれども、局長クラスがリーダーシップを振るう。

もう一つは、大臣の、あるいは、場合によれば副大臣の了解を得ながら行動する。いろいろ言われてるから、あるいは説明のためにこうしますよ。それは仕組み方で、ペーパーを出しておけば、軽いことなら済むわけでありますから、やりようで幾らでもできると思います。

要は、大臣以下の政治家、これが何人であろう

と、やはり考え方が一体でないリーダーシップは振るえないことがあります。そのやり方はイギリスの例に倣つてもいいです、いろいろ日本流に考えていつてもいいかと思います。事柄のレベルによつて、大臣に上げるべき問題と、局長まで済む問題と、自分のそれにおさめておく問題と。ただ、メモはつくつておく。

それから、大事なことは、相手方の先生に、こうやって、おっしゃることはこうですね、大臣に上げますよ、この確認をとつておかないと。ただ、おはそんなことは言つていらない、こういうお話になりますから、ここは確認しておくことが必要であります。

両党の議論は、調整可能ではないかと考えております。

○大塚(拓)委員 ありがとうございます。

堺屋参考人は、大臣の経験を踏まえて重みのある御意見だつたと思いますし、田中参考人は、今お話をありましたように、政官接觸の制限という方針が、内閣の一体性、各省大臣以下の一体性を確保するためのものなんだというお話でございました。

一方、加藤参考人からも、政官接觸が一定の制限をされても、閣僚からしつかり情報が入つてくれれば大丈夫なのではないかと。そのため、補佐スタッフ、名前が自公・民で少し違うかもしませんけれども、補佐スタッフがしつかり拡充されるという方向になつておりますし、そんなに心配するに当たらないことなのか、むしろ、必要な改革として、政官接觸について一定のルールを設けていくということはやつていくべきなのかな、情報公開もあわせてしつかりやつていいのかな、こんなふうに思つた次第でございます。

次に、再就職あつせんについても若干トーンが違うのかなと。

これは、堺屋参考人、田中参考人は、昨年の官民人材交流センターでもう手当で済みのことなどな
であるというお立場だと思います。一方で、先ほ

ども加藤秀樹参考人は、三つ民主党の方が多いかなという中に、一つ再就職あつせんのことを挙げておられました。

加藤秀樹参考人にお伺いしたいんですけども、昨年の官民人材交流センターの設置法においては、まだ十分にその効果が制度として担保されない、成果を検証するのはこれからだと思うんですけども、という御認識なのかどうかについて、ちょっと簡潔にお伺いしたいと思います。

○加藤(秀)参考人 今のお話のとおりです。これは、なかなかあの仕組みでは、結論から言いますと、実効性がないんじゃないかなと思うんです。

それから、もう少しそれ以前の話になりますけれども、やはり公務員も、今や本当に高齢化社会で、七十後半、八十まで多くの人が生きる時代ですし、今のように、霞が関で働いている公務員の多くが五十ちょっとぐらいでやめていくと、後、何をするのか。

これは、私は、何をするのかというところが大事ということではないんですね、やはりそこから先のことを含めた、まず制度設計のところをあわせて考えていかないと、どうしても必死になるわけですね、各省の方もそうですが、それから各公務員もそうですけれども、やはりそこまでの話に戻るわけですけれども、なかなかあのセンターコンセプト、名前が自公・民で少し違うかもしませんけれども、補佐スタッフがしつかり拡充されるという方向になつておりますし、そんなに心配できたからもう天下りの問題は終わつたんだといふうになるのが私は一番怖いなと思うわけです。

改めて、政官接觸について一定のルールを設けていくことはやつていくべきなのかな、情報公開もあわせてしつかりやつていいのかな、こんなふうに思つた次第でございます。

次に、再就職あつせんについても若干トーンが違うのかなと。

これは、堺屋参考人、田中参考人は、昨年の官民人材交流センターでもう手当で済みのことなどな
であるというお立場だと思います。一方で、先ほ

んどすけれども、私は、今回の国家公務員制度改革は、これまでの公務員制度がつとめてやつていくと、各公務員が、よく大臣とかがおっしゃったように、ゼッケンが今まで各省についているわけですね、これが外れていくんだと思うんです。

五年とか、昔の制度で採用された方がその後ずっと残りますから、移行期間はあると思うんですけども、今回の法案が通つて、しっかりと国家公務員が日の丸公務員になる、我が社と言つたときは、それは国土交通省のことじやなくて日本株式会社のことを指しているんだというような官僚になつていつたときに、各省にくつづいてる許認可をもとにした天下りのあつせんというようなことはそもそもできなくなると思いますし、今回の改革と去年の交流センター法ですか、セットになつて初めて効果が出てくるんじやないかというふうに思うわけですけれども、その点について、堺屋参考人、田中参考人に御意見をお伺いできればと思います。

○堺屋参考人 天下りの問題の根底にあるのは、公務員が普通の状態で再就職できないぐらいの能力がない、これが問題なんですね。本当を言えば、引く手あまただつたら、こんないろいろなことをしなくていいわけです。したがつて、この法案の中では、次の問題として、公務員の育成の問題についていろいろと細かくしております。

世の中全体がこれから流動性が高くなると思うんですね。特に、幹部候補生を志して来られるような方々を見ますと、今、若い人たちが、終身雇用といいますか、長くとどまる、最後まで、六十歳までとどまることを前提としないでコンサルタント会社とか金融会社に行かれる方が非常にふえています。

公務員の中に流動性をつくつて共同体化を防ぐとしたら、新しい血が入つてくる、そうすると、やはり出ていく人もいること困るんですね。これは別に定年になるとかそういう問題じゃなしに、

常に一方から入つてきたり一方から引き抜かれて、歓迎され民間なり学界なり言論界に入る人がいる。そういうような公務員の能力全体を国際競争力のあるものにしていく、こういうことです。

そして、そうはなれない人もおりますから、これは定年までお勤めいただきなきやいけないのでありますけれども、やはり喜んで就職できるような公務員をつくっていただきたいと思います。

私どもも、公務員を大学の先生とかいろいろなところにあっせんといいますか、話をすると、それは單なる、もう学界なんかは情報だけですけれども、結構喜ばれ、そして、そこから非常に伸びていった人もたくさんおります。そういう能力ある公務員をつくる。

まず、官僚共同体への忠誠ばかりの公務員だからだめなのであります。本当に能力のある公務員をつくつて、これが日本の労働市場にい的能力を提供する、それと両方相まっていけば、やはり何年か後には、この方法は効果を上げていくんじやないかと思っております。

それは、スタートして三年間は、各省のあつせんも統けてやります。ただ、監視委員会ができますから、権限と予算をパックにして押しつけと見られることはしてはいけないよ、こういうことになっておりますので、監視の目が強くなります。そういうことが決まつた以上、今五十以上の人には無理かもわかりませんが、若い人たちは、堺屋参考人がおつしやつたように、自分のマーケットバリューを高めていく努力をしていく。それで官民の壁を低くして、癒着でない交流、トータルとして日本国が非常に展開していく、活力を持つていくというふうに、官だけではなくて、民も役所というのは本当はこうなんだということがわかつた方がいいと思いますから。

物事というものは、国鉄改革でもそうだったん

です。一回ぱつきりで何でも決めつけるのではなくて、やはり、数年の経過規定を持ちながら、トライアル・アンド・エラーズでやつていかざるを得ないのではないか、いろいろ御批判は御批判として受けながら、私は、センターも成功させていかなければいけないというふうに思います。

○大塚(拓)委員 ありがとうございました。

私もこれは、去年とことしの法律、ワンセットでどういう効果を出していかか、しっかりと時間をかけて、国会の方でもしつかりウオッチをしていくつて、必要であればアジャストメントしていくべき、調整をしていく、修正していく、そういうことで臨んでいくべきなのかなというふうに思つております。

本權について加藤健次参考人にもお伺いしようと思つていましたけれども、申しわけございません。

行政監視・評価院の国会内設置という御提案があつたつもりであります。確かに国会のチェック機能、情報、今まで官僚依存だつたということもあると思いますし、国会のそういう情報力、分析力をしつかり高めていかなければいけないと私も思つております。

○市村委員長 次に、市村浩一郎君。

本日は、参考人の皆様には、御多用の中こうしざいました。

てお時間をとつていただきましたことを、この場をかりて改めて御礼を申し上げます。

それでは、質疑に入らせていただきたいと存じます。加藤秀樹参考人の方にお伺いしたいんですが、思い起こしてみますと、十五年ほど前、私は、細川内閣の党の方の政策担当においてましたけれども、当時、細川内閣がてきて、新しい、政権交代などということでいろいろ改革しようとしたとき、省庁の方が来られるわけです。いろいろおつしやるから、私は、例えば、これはどういう権限であなた方はこうやつているんですけどと言ふと、まさに加藤参考人が指摘された、省庁設置法を持つてくるんですね、そのときに。ここにこう書いてあります、我々がこれを所掌しているんですけど、権限を持つておりますというふうに思つています。

今、福田総理が音頭をとつて進めていくことは一つだけ、農水省の設置法というものを持つたんですけど、この第四条が所掌事務です。それで、第四条の四号「所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。」というのがあります。

先ほども少し例に挙げましたけれども、今は一つだけ、農水省の設置法というものを持つたんですけど、私の説明が悪かったのか、これが大きな声にならなかつたということで、細川さんも八ヵ月でやめられたということで、なかなかこれができるなかつた。その後、加藤さんが構想日本でこのことを大きく取り上げていた、だいていたといふことを聞いていまして、大変うれしく思つたことがあります。

改めて、この省庁設置法の改正もしくは削除といいますか、やめるということにつきまして、加藤参考人の思いをもう少し強く述べていただきたいと思います。

改めて、この省庁設置法の改正もしくは削除といいますか、やめるということにつきまして、加藤参考人の思いをもう少し強く述べていただきたいと思います。

世界の趨勢ですし、橋本行革のときには、省の数がほぼ半分になつたわけですねけれども、そのときに外國人と話をする機会がありました。役所の数を半分にするのに本当に四年も五年も合計するとか

かつて、物すごいエネルギーを使つていて、いうことをお話ししたところ、やはりびっくりするわけですね、何でと。役所の数なら内閣が決めればいいじゃないかということですけれども、もちろん、その背景にはいろいろな要因がある、設置法だけというわけではないですけれども、やはりこの設置法というものを盾にとるという部分が大きいのは間違いないと思います。

ですから、役人の行動だけが公務員制度改革ではないわけですから、その基本にある設置法を含めて、官庁というもののあり方を、この際ぜひ

それがその法律よりも膨らんで、ついいろいろなことをしてしまう、これは一面ではある種の義務感だと思うんですけれども、過剰な義務感というのはやはり有害になることもあります。

この官主導と言われていることのもとになつてゐる。それで、さらはずつとさかのぼれば、明治以来の天皇制、そのもとにおける官制というものが

あるというのは、これは専門の政治学者が指摘しているとおりだと思います。

先ほども少し例に挙げましたけれども、今は一つだけ、農水省の設置法というものを持つたんですけど、この第四条が所掌事務です。それ

で、第四条の四号「所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。」というのがあります。

今、福田総理が音頭をとつて進めていくことは一つだけ、農水省の設置法というものを持つたんですけど、私の説明が悪かったのか、これがなぜ出でてくるわけですね。したがつて、これがなければ、消費者庁をどうするか、それを置いて、先ほどの省庁の統廃合も含めて、極めて手軽になるわけですね。ですから、よりはるかに機動的になるんだ

と私は思います。

それで、これは特殊な例ではないわけですね。世界の趨勢ですし、橋本行革のときには、省の数がほぼ半分になつたわけですねけれども、そのときに外國人と話をする機会がありました。役所の数を半分にするのに本当に四年も五年も合計するとか

かつて、物すごいエネルギーを使つていて、いうことをお話ししたところ、やはりびっくりするわけですね、何でと。役所の数なら内閣が決めればいいじゃないかということですけれども、も

うなんですか、これは公務員制度とやはりセットだと思つんですね。

公務員が仕事をする箱を官庁と呼んでいるわけですし、これは繰り返しになりますけれども、公務員が仕事をする根拠になるのが各法律なわけですね。

正していただきたいなと考えております。

○市村委員 ありがとうございます。

まさに盾にとつてやつていた姿を見ております

ので、ここだと私も思つております。もちろん、

これだけじゃありませんが、私も、この省庁設置

法についてもつと大きな議論を起こさないかぬと

いう思いです。本当に感謝を申し上げます。

それから、堺屋参考人にお聞きしたいんです

が、まさに、堺屋参考人の問題意識は、私も若輩

ながら本当に共有させていただくところでござい

ます。

ただ、私も今まで国会におりまして、いろいろ官僚の方とも話を聞いていて、特に、先ほどの省庁設置法のことをお話ししたときの細川政権時代の経験が一番大きいんですが、官僚の方というのはやつたぶり、負けたぶりをしながら実は変えさせない、したたかであり抜け目ないというお言葉もありましたが、私はそういう思想を持っておりま

して、大変いい制度を仕組んだとしても、結局、どこかで変えられてしまう。

今回のものも改革基本法でありますと、では、基本法の詳細はこれからといふことになつてきましたと、この詳細のところでもまたいろいろ仕組みをつくられて変わらないということになつてしまつては元も子もないということになりますが、大先輩から、今度はそんなことはさせない、やつたぶりはさせないというようなことにつきまして強いて御決意をいたさうたいと思つてあります

○堺屋参考人 まさにおつしやるとおりでございまして、いろいろと改革をしたつもりが全然変わらない。今の橋本行革もそうでございまして、本来なら、権原のところを削除して、ようかんを切りかえるんじやなしに、ようかんが小豆になるんだ、間の練り物はなくなる、だから、どこでも所掌だと言えるんじやなしに、決められた法律のところだけにするんだという意気込みでやつておつたんですけれども、結果としては、ようかんはそ

のままになつたというようなことがあります。

ただ、その前提になつてるのは公務員共同体

なんですね。公務員共同体の利益を図るから、公

務員は盛んにそれに抵抗するわけです。したがつて、この一番のもとを破壊する。この公務員共同体をなくして、公務員の評価が、共同体に忠誠を

あります。

これはまさに明治維新と同じでございまして、日本は今や明治維新的改革をしなきやいけない。

内閣からいいますと、明治維新というのは、開

国、それから武士の身分を廃止したこと、それか

ら廃藩置県、地方制度を廃止した、それから新貨

令という、経済、財政、これは今も大変なもので

す、それから教育と軍制、これを改革した。この五つなんですね、内容は。けれども、コアになる

今、日本の改革からいいますと、公務員を各省

に所属した縦割りの集団から横の集団、まさに横

に移動する集団にして、そして、公務員の本来の姿で、国民の目線で、国会の目線で評価するよう

になると、全部の発想が変わると思つうですね。

だから、この改革こそ、非常に、日本がよくなる

かどうかの一番根本だと思います。ぜひとも小

異を残して大同について改革してもらいたいと

思つてゐる次第でござります。

○市村委員 ありがとうございます。

このことにつきましては、田中参考人からも、

詳細は現時点では言わなくてもよいというよう

話もありましたけれども、では詳細はだれが考

えるのかにつきまして田中参考人の方から一言。例

えば幹部職員の任用のことにつきまして、詳細は

現時点では言わなくてもいいだろうという御発言

があつたと思います。ではこれから詳細はだれが考

えていくのかということにつきまして、私は大

きだと思つてゐますので、そのことと、あと、田

中参考人と加藤秀樹参考人に、田中参考人から、

優秀な人材を集めなくちゃいけない、加藤秀樹参

考の方からは、一流の人材をどう集め、どう働

かせるかということがありました。その優秀な人

材という定義と一流の人材についての定義を教え

ていただきたいと存じます。

まず、田中参考人の方からお願ひします。

○田中参考人 詳細は後でいいと申し上げたの

は、堺屋参考人が先ほど、小異を捨てて大同につ

けということと同じことだと思います。

では、だれがつくるかということです。

私は、臨調のときの事務局の主任調査員という

課長クラスをやつてましたけれども、以来、外

人部隊をたくさん使いました。しかし、人事権が

ないから全然働かないかという、そんなことは

ないんです。ちゃんと一生懸命働いてくれます

よ。結局、素案はちゃんと公務員がつくるんです。

優秀な公務員はたくさんおります。ただ、彼らは、

自分がやつたことが生きてる、本当にできるという

と非常に自信も持つし、うれしいんですよ。

そのことを大事にしない、それを破つていてるの

は何かというと、やはり、自分よりポストの上の

公務員か、あるいは政治家ですかね。特に、与党

の中でもうまいかないと言にならない。それぞれ

の政治家のいろいろお立場はあるでしようけれど

も、やはり、このことがどういう意味を持つかと

いうことでリーダーシップを振るつていただけれ

ば、私は、案は当然官僚がつくるんですけども、

生かすか殺すかというのは、結局、政治家だと

思つております。(市村委員)優秀な人材についての定義を。どういう方が優秀なのかということについて」と呼ぶ優秀なというのは、それなりの常識を持ち、それから気概、気概を持たないと、幾ら知識があつても生きないんですよ。

ですから、そのために総合職については、民主

党の方では、それはやはり今の一種と同じで固定

することになるのではないかとということをおつ

しやいます。しかし、堺屋参考人は先ほど絵で御

説明になりましたが、ある程度、総合職として一

般常識もあり、リーダーシップもあり、外国人と

も対等にできるという能力はだれもが持つてゐるわけではありませんから、そういうのを選抜し、それを鍛えていく。

そういう中で落ちこぼれもおるでしようし、だ

めのは排除していかなければなりませんけれども、また優秀な人は残しながら競争も出てくるでしょ。でも、全部が全部総合職はだめだといふわけではなくて、こういう人たちの試験の仕方、選び方、そこを考えていかなければいけないと思います。

まず、だれがつくるかということです。

私は、臨調のときの事務局の主任調査員という

課長クラスをやつてましたけれども、以来、外

人部隊をたくさん使いました。しかし、人事権が

ないから全然働かないかという、そんなことは

ないんです。ちゃんと一生懸命働いてくれます

よ。結局、素案はちゃんと公務員がつくるんです。

優秀な公務員はたくさんおります。ただ、彼らは、

自分がやつたことが生きてる、本当にできるという

と非常に自信も持つし、うれしいんですよ。

そのことを大事にしない、それを破つていてるの

は何かというと、やはり、自分よりポストの上の

公務員か、あるいは政治家ですかね。特に、与党

の中でもうまいかないと言にならない。それぞれ

の政治家のいろいろお立場はあるでしようけれど

も、やはり、このことがどういう意味を持つかと

いうことでリーダーシップを振るつていただけれ

ば、私は、案は当然官僚がつくるんですけども、

生かすか殺すかというのは、結局、政治家だと

思つております。(市村委員)優秀な人材についての定義を。どういう方が優秀なのかということについて」と呼ぶ優秀なというのは、それなりの常識を持ち、それから気概、気概を持たないと、幾ら知識があつても生きないんですよ。

ですから、そのために総合職については、民主

党の方では、それはやはり今の一種と同じで固定

することになるのではないかとということをおつ

しやいます。しかし、堺屋参考人は先ほど絵で御

説明になりましたが、ある程度、総合職として一

般常識もあり、リーダーシップもあり、外国人と

くると思います。

もう一つだけ加えますと、ややもすると、私は、こんなに十年も二十年も役人バッシングを国じゅうでやつてゐる国といふのは見たことがないんですね。特にマスコミは、それをやつていればみんな見てゐる人の気が済むというのと、自分は正義の味方みたいな面をでる、そういう顔をしてやつておりますけれども、何か気が済むとかそんなことで、結局私はそのことが公務員のますますの劣化を招いてゐると思います。公務員にならうという人たちの意欲もそいでいる。中に、既になつてゐる人の意欲もそいでいる。これは全体として見ればとても国益に反することだと思いますから、ぜひ、今回の基本法の制定がきっかけになつて、ここは違う方に回つていくようにしていただきたいと考えております。

○市村委員 本当にありがとうございます。

さつき堺屋参考人から、いわゆる十二職種中、官僚が最も信用できない職種になつてゐるところでは、全く思ひません。ただ前になつてゐるというのが大変議論が少し原因なのかななどいうのを私は率直に言つて思ひます。

それからもう一つは、これは議論になつていろいろな歴史的経過で、それがなぜそのままここまで来てしまつた。だから、ないことが当たり前になつてゐるというのが大変議論が少しあるところが、いろいろな歴史的経過で、そこには必ずしも使うということにはならないと私は思っています。今おっしゃつたように、なれども、なぜかそういうちょっと極端な思考もあるのかなと。

民間の労働者だつて、例えば病院であれば、労働関係調整法で、事前の通告ですとかあるいは保安要員の配置とか、いろいろな仕事の性質に応じていろいろな配慮をしながら、しかし権利は行使する、そういう仕組みができるわけですか、先ほど申し上げましたように、やはり付与するかしないかという決断ですよね。

余りに今までないのが当たり前の時代で来ましたから、そこはやはり踏ん切りが必要だろう。その上で、具体的に生じるいろいろな問題点やいろいろな方が思つてゐる不安については、具体的に手だてを考えていけばいいであろう。

国際化というのであれば、今の国際水準、それからILOの水準からいければ、国家公務員だから労働基本権は制限される、あるいは行使できなくともやむを得ないというのはもう通用しないといふことですが、なぜ議論がなされていないか、加藤参考人がお考えになることをおつしやつてください。

○加藤(健)参考人 私から答えづらいんですけども、一つは、戦後すぐ労働基本権の制限がされ、それで一時、大闘争があつて裁判があつてとういうことがあって、余りにないのが当たり前の時代が続いたというのが一つあります。ヨー

ロッパなんかでは、むしろ、あることを前提にどう調整するかということになつてゐるわけです。ですから、もともと戦後、本来なら憲法に基づいて労働基本権が保障された上で制度設計がされ、それをやみくもに使うということにはならないと私は思っています。今おっしゃつたように、なれども、なぜかそういうこともあつて、何かそういうものか、使うんじゃないのかとかいうおそれがあるというようなことで、恐らく議論が今なされていないかもしません。

だから、前提として、今、時代の大きな変革期に当たつてゐるということ、ここをやはり公務員だらうと、だれだらうと認識していかなくちゃならない。それこそ、日本が今の経済的優位性を失つたときに起つてくるいろいろな問題を考えるときには、本当に権利どころじゃない話になつてきてしまつては元も子もない話でありまして、やはり今までの労働者たちは、この国家公務員制度改革基本法の前提にあるべきなのは、未来に向けてこの国の形をどうしていくか、これがあるんだろうというふうに私は思います。

その意味でこの議論をやつておりますが、あとちょっと時間がありますので。

先ほど、民主党が政官接觸の禁止について否定的じゃないかという話があつたと思いますが、そ

うではなくて、民主党は、接觸について全般文書を残していつほし、それを保存してほしい、保存したらそれを情報公開してほしいと、つまり、どういう会話を聞かれたのか、あつたの

から、これをちゃんと全部記録にとつていくべきだ、しかも、保存して、それを情報公開すべきだ。そうすれば、いわゆる私たちが今懸念している

大臣に権限を集中して、すべてはそこから出していくというふうにすることが、最終的には、党が強調させてほしくないというの、そういう意味であります。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているのかなと思つております。

ただ、先ほどの田中参考人のお話に関連してなんですかね、大臣が一方で言つてゐるが、片つ方で違つことを言うことについては、これは、大臣が言つてゐることが絶対だ、それが最終的な決断、判断なんだというところがぐらつてます。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているのかなと思つております。

さらに、これも繰り返しになりますけれども、大臣に権限を集中して、すべてはそこから出していくというふうにすることが、最終的には、党が強調させてほしくないというの、そういう意味であります。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているんだと思います。これは、やはり政権の弱さ、強さと党の弱さ、強さというの是一体だと思いま

す。ですから、内閣よりも内閣の外にいるわれわれをリードして、内閣の強さが、与党、もちろん野党も同じですけれども、全体の強さにつながる

いう、この原則はやはり忘れるべきではないと考えております。

○市村委員 本当にありがとうございます。

堺屋参考人が御指摘されたように、今、本当に大きな時代だと思います。

私は多くの公務員の方とも、私も今特別国家公

務員でありますので、国家公務員としての自覚を持ちながらいろいろ議論をさせていただいておりますが、今、弁護士の加藤参考人がおつしやつたように、労働基本権を与えたからといって、私自身、自信はあります。そもそも接触をかなり狭くする、それをやみくもに使うということにはならないと私は思っています。今おっしゃつたように、なれども、なぜかそういうこともあつて、何かそういうものか、使うんじゃないのかとかいうおそれがあるというようなことで、恐らく議論が今なされていないかもしません。

ただ、前提として、今、時代の大きな変革期に当たつてゐるということ、ここをやはり公務員だらうと、だれだらうと認識していかなくちゃならない。それこそ、日本が今の経済的優位性を失つたときに起つてくるいろいろな問題を考えるときには、本当に権利どころじゃない話になつてきてしまつては元も子もない話でありまして、やはり今までの労働者たちは、この国家公務員制度改革基本法の前提にあるべきなのは、未来に向けてこの国の形をどうしていくか、これがあるんだろうというふうに私は思います。

その意味でこの議論をやつておりますが、あとちょっと時間がありますので。

先ほど、民主党が政官接觸の禁止について否定的じゃないかという話があつたと思いますが、そ

うではなくて、民主党は、接觸について全般文書を残していつほし、それを保存してほしい、保存したらそれを情報公開してほしいと、つまり、どういう会話を聞かれたのか、あつたの

から、これをちゃんと全部記録にとつていくべきだ、しかも、保存して、それを情報公開すべきだ。そうすれば、いわゆる私たちが今懸念している

大臣に権限を集中して、すべてはそこから出していくというふうにすることが、最終的には、党が強調させてほしくないというの、そういう意味であります。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているのかなと思つております。

ただ、先ほどの田中参考人のお話に関連してなんですかね、大臣が一方で言つてゐるが、片つ方で違つことを言うことについては、これは、大臣が言つてゐることが絶対だ、それが最終的な決断、判断なんだというところがぐらつてます。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているのかなと思つております。

さらに、これも繰り返しになりますけれども、大臣に権限を集中して、すべてはそこから出していくというふうにすることが、最終的には、党が強調させてほしくないというの、そういう意味であります。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているんだと思います。これは、やはり政権の弱さ、強さと党の弱さ、強さというの是一体だと思いま

す。ですから、内閣よりも内閣の外にいるわれわれをリードして、内閣の強さが、与党、もちろん野

党も同じですけれども、全体の強さにつながる

いう、この原則はやはり忘れるべきではないと考えております。

○加藤(秀)参考人 これも先ほどの繰り返しな

ります。

先ほどイギリスのケースを申し上げました。これが原則、スタートだと私は思います。ただ、それを具体化していくに当たつて、私自身、自信はありません。そもそも接触をかなり狭くする、接觸する人を少なくする、あるいは接觸したときにはきちんと記録を残す、いろいろなやり方があると思います。これは、ある程度やりながら考えるとか、使うんじゃないのかとかいうおそれがあるのかかもしれない。そこは柔軟に考えていけばいいのかかもしれません。

ただ、前提として、今、時代の大きな変革期に当たつてゐるということ、ここをやはり公務員だらうと、だれだらうと認識していかなくちゃならない。それこそ、日本が今の経済的優位性を失つたときに起つてくるいろいろな問題を考えるときには、本当に権利どころじゃない話になつてきてしまつては元も子もない話でありまして、やはり今までの労働者たちは、この国家公務員制度改革基本法の前提にあるべきなのは、未来に向けてこの国の形をどうしていくか、これがあるんだろうというふうに私は思います。

その意味でこの議論をやつておりますが、あとちょっと時間がありますので。

先ほど、民主党が政官接觸の禁止について否定的じゃないかという話があつたと思いますが、そ

うではなくて、民主党は、接觸について全般文書を残していつほし、それを保存してほしい、保存したらそれを情報公開してほしいと、つまり、どういう会話を聞かれたのか、あつたの

から、これをちゃんと全部記録にとつていくべきだ、しかも、保存して、それを情報公開すべきだ。そうすれば、いわゆる私たちが今懸念している

大臣に権限を集中して、すべてはそこから出していくというふうにすることが、最終的には、党が強調させてほしくないというの、そういう意味であります。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているのかなと思つております。

ただ、先ほどの田中参考人のお話に関連してなんですかね、大臣が一方で言つてゐるが、片つ方で違つことを言うことについては、これは、大臣が言つてゐることが絶対だ、それが最終的な決断、判断なんだというところがぐらつてます。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているのかなと思つております。

さらに、これも繰り返しになりますけれども、大臣に権限を集中して、すべてはそこから出していくというふうにすることが、最終的には、党が強調させてほしくないというの、そういう意味であります。そのためには、公務員と他の一般国会議員とのやりとりが本当に何か野方図に行われているんだと思います。これは、やはり政権の弱さ、強さと党の弱さ、強さというの是一体だと思いま

す。ですから、内閣よりも内閣の外にいるわれわれをリードして、内閣の強さが、与党、もちろん野

党も同じですけれども、全体の強さにつながる

いう、この原則はやはり忘れるべきではないと考えております。

○加藤(秀)参考人 これも先ほどの繰り返しな

ります。

ているんです。今でも、総理大臣なり大臣なりが覺悟を決めれば、さざなまなことができるんだろうと思います。ただ、それがなかなかそうならないということもあって、その一方で、堺屋参考人がまとめていただいたように、本当に、国家的危機に陥っていると、そういうことの中で、私は、そういうふたつの意味では政権交代が重要なと思っていて、ところなんですが、それでも、しっかりと仕組みをしてつくりておくべきだということで今この議論があるだろう、こういう認識をしております。それで、先ほどから、もう一つの論点として天王寺といふことがあります。

なしてきた民法三十四条が削除されたことはいいんです
が、今後の措置として、しっかりとこのことを見ながら、絶対天下り先に二度とさせないと
うな仕組みにしなくちゃいけないと私は思つてい
ます。

このことにつきまして、堺屋参考人、田中参考人から、官民人材交流センターの民には恐らく公益法人も入っていると思いますので、一言ずつお言葉をいただければ幸いでございます。

○堺屋参考人 仰せのとおり、どういう制度をつくっても運用で変わっていくという問題がござります。

○田中参考人 非常に重要なポイントでございま
す。公益法人の問題に限つてちょっとお話しさせ
ていただきたいと思います。
公益法人も本来は、官僚でなくて、役所じやな
くて、公の自主的な団体が公の仕事をするといふ
ことで、そもそもは悪くないんですよ。それが公
務員の手にかかると、役所の手にかかると今お話
しのようなことになつてしまふ。ですから、それ
をどうチェックしていくかということでありま
す。私どものセンター懇のペーパーを見ていただ
くと、そこら辺の対策書書いております。
そろそろ、ラミックの方の会議は、もう少し

○中野委員長 次に、田端正広君。
○田端委員 公明党の田端でございます。四人の先生方、きょうは大変どうもありがとうございます。
先ほど先生方からいろいろとお話を伺いました。
そこで、まず堺屋先生にお尋ね申し上げます
が、先ほどの先生のお話を伺つておりまして、本当に公務員改革こそ日本の改革の出発点だ、再立場から進めるべきだ、こういうお話をいただきまし
ました。

期退職奨勵がまずあつて、結局どんどんやめざるを得ないから、堺屋参考人がおっしゃるように、本当にあれば、有能であれば別にだれかがあつせんしなくたつて皆さん引き抜かれるわけですね、ぜひとも来てくださいと。ところが、そうならぬで、どこかに行かなくちゃいけない、行かせなぐちやいけないというときに、実は大変有効だつたのが、使えたのが公益法人制度だつたんですね。民法三十四条があつて、官僚が幾らでも組織をつくれる法律だつたのですから、ここでどんどんどんどんつくつて、結局天下り先にしていつた。年間、フローで十一、三兆円がそこに行くような仕組みになつちゃつたんです。膨れ上がりました。

しかし、公務員制度改革で、民法三十四条がいよいよ削除されるということになつておりますから、一定の指向性は出ている、こう思います。実際は、この公務員制度改革というのは、公益法人制度改革も行方が実は混沌としておりまして、人間になりかねないと私は思つております。これが実は懸念しているところなんです。つまり、目的、方向性は天下りをなくそうとしてやつていたのに、いつの間にかまだ残つているということがあつてはならないと思います。

最後にお聞きしたいんですが、公益法人制度を題なのは、各公務員が自分の官僚共同体にだけ忠誠で、それ以外の能力は極めて薄い、したがつて、本当に所属した官僚共同体を利用して次に行こう、ここが問題なんですね。もし自分が所属した官僚共同体に関係なしに行つてくれるのなら、それはどこへ天下りされても、どこへ再就職されてもいい。そのかわりに市場価格で、前は高い地位におられても、今度はこの値段、この価格、この仕事ということになります。明治時代なんかは陸軍大将が中学校の校長になつてゐる例なんかはたくさんあるわけですね。

そういうような、本当に自分の能力に応じた、そのためには、まず官僚共同体を破壊して、そこに忠誠心を持つていてはよくない、全国民に忠誠心を持つ。一番大事なのは、今、優秀な役人というのは、倫理観が正しい、官僚共同体に尽くすのがいいのじゃなしに国民に尽くすという倫理観があると。そうすると、今度勤めたところで前の役所、前の役所と言つていいで働いてくれる人ができるから、いいんだろうと思うんです。

だから、公務員制度それから公務員の教育方法、そういうものの全体がこの天下りの問題にも重大に関係してくる。もし、そうでなくて、今の組織、官僚のままでしたら、どんなにしてもやはり抜け道を通つていくんじやないかという感じが

そもそも、ピラミッド形の組織はいたらないことがあります。でも、マックス・ウェーバーが言つたように、非常にピラミッドの組織というのは効率的なんですね。ですから、どうしても組織というのは、いろいろな命令者がおつたら困りますから、研究ならないですよ。普通の組織はピラミッドにならざるを得ないし、またそれはそれで前提にしなければいけない。

その上に立つて、定年をどう延ばし、再雇用をどうしというようなことを考えて、しかも、長く置けば置くほど、これは税金を使つているわけですから、そのことも考えないといけないわけです。だからといって、定年が六十になつてゐるのに五十六、七で、今五十七歳ぐらいがやめている年齢ですけれども、はい、さようならというわけにはいかないわけです。だから、一方では税金を使う、一方では本人の人权があるということありますから、逐次経過措置を見ながら進めていかざるを得ない、そういうものだと思います。

したがつて、人材交流センターをせつかくつくつり上げたわけですから、どういうふうにしたらうまくいくのか、今委員おっしゃるような問題を解決していくのかということを歩きながら考えていただきたい、そういうふうに思います。希望です。

○市村委員 どうもありがとうございました。

その中で、今回の改革案の中で内閣人事庁の問題、これが一つの大きな特徴といいますか、柱だと思います。私は思つておりますが、人事権について一元化していく、ここで一括管理する、こういうことであります。そして先生、先ほど、日の丸官僚、うおっしゃいました。つまり、縦割りからそういった大きな、より国家的視点に立つた国家公務員、こういうことをおっしゃっているんだと思ひます。そこで、中立公正ということが何よりも大きな倫理的な柱だ、こう思います。つまり、国民のための官僚、国家のために内閣人事庁が設置されて、ここで一元化することによつて、先ほどおっしゃられていた信頼できない官僚から信頼される官僚に、ここは大きくこれで変えていく必要があります。

憲法の十五条では、すべての公務員は全体の奉仕者である、こうあります。国家公務員法の今回的基本法でも第一条のところで「国民全体の奉仕者である国家公務員」、こういうことも重ねて言われています。つまり、公務員としての誇りを持つて、そして高い使命を持つて国家国民に尽くしていく、ということの一点、ここがやはり何といつても、もう一度きつと公務員にも、そして国民

○中野委員長 次に、田端正広君

卷之三

○中野委員長 次に、田端正広君。
○田端委員 公明党の田端でござります。四人の先生方、きょうは大変どうもありがとうございます。

にも、政治家にも、また内閣にあつても、そこのところはしつかりとその一点を確認し合つて、そしてやつていこうというのが今回の改革の一一番の趣旨かな、こういう思いがいたしますが、堺屋先生のお話を伺いたいと思います。

○堺屋参考人 全く仰せのとおりでございますが、そういう正しい倫理観、正しい行動をしてもらうのは、単に倫理的な修身の説教をしたつて変わるものではございません。やはり人間でございましてから、こうやつた方が国のためになるけれども君のためになる、自分のためになるというが必要なんですね。

今、現実でいいますと、国家公務員は、各省、その中の評議で人事が決まります。ある省の、その中の先輩後輩、現役、OBも含めて、あいつはなかなかよくやつておるなということで決まるんです。したがつて、その評議はどうしてもその省の官僚たちのグループ、官僚集団の利益に偏っていく、これが一番の問題です。

それを支えているのは、一つは、官僚が終身雇用で、ずっと同じ、閉鎖的になつて、外からも入つてこない以外へ出ない、閉鎖的な雇用慣行になつてずっといくから、このグループのことがすべてになる。しかも、その中にキャリア制度というのがありまして、将来を予約されている身分的な存在がある。これがずっと順番でいくものですから、その中で、あの人たちがこれから十年後牛耳るだろう、二十年後にはどうだらうという長期予測、人事予測ができる。そして、その人たちの中でまた次官になるのは仲間の評議のいい人だ、こういう仕掛けなんですね。

かつて、これと全く同じ形の組織で強固なものに、日本の旧陸海軍がありました。私は子供心に覚えておりますけれども、日本が敗戦に近づいたときに、悪人でもあはうでもない立派な人格者の軍人が、本気で一億玉碎と言つていたんですね。どう考へても、國に奉職する公務員である軍人が全國民を死なすというほど悪いことはないんですね。それにもかかわらず、本気で一億玉碎がいい

ことだと言つていました。

それはなぜかというと、彼らの発想の中に、軍に対する忠誠心が國に対する忠誠心より先行しているんですね。だから、軍が滅びるくらいなら全国民が死んだ方がまだいいんだというところまで行つちゃつたわけです。

今、さまざま新規制ができています。今までなかつた、例えば成田空港に帰つてから黄

色の紙に書かすとか、國民にいろいろ負担、手間と不便と費用をかけるようなことがよく起つていています。それは、各省から見るとそれが便利でいいことなんでしょうが、全体から見ると、単に負担をふやして、そっちの方が問題だ。そんなこと

が、その省の中の共同体の倫理観からうと通つちやうんですね。

それは省としての責任逃れにはなるかも知れない、あるいはこういう権限がふえるかもしれない、予算がふえるかもしれない、でも、全体の國民から見たらこれは損失だということを判断でき

るような、そういう立場に、そして大臣たるもの

は、内閣の立場からそれを指導して、間違つたときにはそれは違うんだということを言える、その

ためにはやはり人事権がないといけません。

そうすると、大臣が人事をするためには、人事

を補佐する、そういうデータとかアドバイスと

か、いろいろなものを持つて一元管理が必要

です。そうでないと、各省にやらせますと、各省

の共同体でデータをつくっちゃうと、公正なデータができません。したがつて、ここはどうしても人事院というものをつくる、幹部公務員について

は一元的に大臣にリストが出せる、こういう人

事の補佐がないといけない。どこの会社を見て

も、人事部というのはあるんですね。そこが共通

に、次の重役はこんな人ですよとやつてあるんで

すけれども、やはり役所も、公務員の世界もそ

う一元管理でやつていく。

そして、どんどんと仕事が大きくふえる役所が

あります。例えれば福祉の問題がどんどんふえる。

また一方では、だんだんと仕事が減る役所があります。

ところが、今のキャリア制度は、二十年、三十年前、一九七〇年代に採用した人が今は局長

クラスになつてゐるわけですから、そのとき仕事が変わっていても、人事交流ができないから、あるところは量、質とも少ないのであるところは

余つてゐる。これも交流できないんですね。

だから、やはり一元的に人事院がこれを調整し、大臣にデータを上げる、もちろん、内部から上がつてくるデータもありますけれども、そういう

うような人事院の管理、これは人事局と、名前はどうでもいいんですが、そういうような機能は絶対に必要だと思つていています。

○田端委員 ありがとうございます。

そういう意味で、つまり、今、一級のといいますか一流の人材が公務員に来てもうたために、

この改革というのはぜひ必要だ、こういうことにもつながつていくんだと思います。

加藤秀樹参考人にお伺いいたしますが、公務員改革というのは、人材という意味でも大変大事な視点だということをございました。それで、政と官の関係、特に政治主導あるいは内閣主導といふべきにはそれは違うんだということを言える、そのためにはやはり人事権がないといけません。

そうすると、大臣が人事をするためには、人事

改革といふのは、人材という意味でも大変大事な視点だということを判断でき

ますか、この必要性といふことも大変大事な視点であり、そして、その中で、議院内閣制というこの改革といふのはぜひ必要だ、こういうことにもつながつていくんだと思います。

そういう意味で、つまり、今、一級のといいますか一流の人材が公務員に来てもうたために、

この改革といふのはぜひ必要だ、こういうことにもつながつていくんだと思います。

改革といふのは、人材という意味でも大変大事な視点だということを言つて、その中で、議院内閣制といふべきにはそれは違うんだといふことを言つて、その

改革といふのはぜひ必要だ、こういうことにもつながつていくんだと思います。

私は、これまで原理原則に戻ると、基本的には、ここで大事なことは、日本がどういう仕組みをとるかということをまず明確にしないといけないんだと思います。これが原理原則の部分だと思ひます。

ここで大事なことは、日本がどういう仕組みをとるかということをまず明確にしないといけないんだと思います。これが原理原則の部分だと思ひます。

私は、これまで原理原則に戻ると、基本的には、政治任用が主体ということではなくて、もちろんそこで一級でないといけないわけですけれども、

そこで一級でないといけないわけですけれども、プロとしての公務員を採用して、それが政権交代のいからんを問わずコアの部分として存在するといふ仕組みの方が、日本の今までの政治風土あるい

ことは歴史というものを見て、適当であると考えています。

では、今までいいかというと、今の仕組み

とか、これは人事院できちっとやつていただきたい

いますから、ここは、そういう意味では一つの大組みといいますか、制度といいますか、ここがもう一工夫必要な感じがします。そのと

ころをどう担保していくか。

一つは、人事院の採用試験の実施とか企画立案とか、これは人事院できちっとやつていただきたい

いますから、ここは、そういう意味では一つの大組みといいますか、制度といいますか、ここがもう一工夫必要な感じがします。そのと

ころをどう担保していくか。

これは、今回の政府案にもいろいろありますけれども、採用のところを間口を広げるというやり方もあるでしようし、それから、まだどこの案で、政治任用の部分をどういうことで入れていくか、あるいは、実績主義にしてきちんとしならないように、どういう彈力的な仕組みにするか。

これは、今回の政府案にもいろいろありますけれども、採用のところを間口を広げるというやり方もあるでしようし、それから、まだどこの案で、政治任用の部分をどういうことで入れていくか、あるいは、実績主義にしてきちんとしならないように、どういう彈力的な仕組みにするか。

これは、今回の政府案にもいろいろありますけれども、採用のところを間口を広げるというやり方もあるでしようし、それから、まだどこの案で、政治任用の部分をどういうことで入れていくか、あるいは、実績主義にしてきちんとしならないように、どういう彈力的な仕組みにするか。

言う総合職的な公務員の中で、さらにもうワンランク、上級公務員というものをつくって、そこを特別に内閣の官房で一元的に評価と人事コントロールを行っていくという仕組みがあります。この話は今回の基本法の中には入っておりませんから、ここでこれ以上お話しすることはいたしませんけれども、将来の課題としては、そういうことも視野に置くべきではないかと思います。

また、政治任用について一つだけ申し上げておきますと、私は、基本的に、今の日本がつている仕組み、あるいは英国がとっているような公務員の仕組み、したがって、政治任用ではない部分をコアに置くということでやつしていく上で、政治任用について、ある程度それもやつしていくとすれば、やはり政治任用についてのルールが今欠けているんじゃないのかなと考えております。

いわゆる公務員の幹部クラス、それから、最近は閣僚についても一般人から任用するケースがふえておりますけれども、これも、政治任用が多いところほど、例えばアメリカのように政治任用を多用しているところほど、その任用しようとしている人が、今までどういうことをやつてきたのか、あるいは、閣僚あるいは公務員をやめた後いつまでどういう義務を負っているのかというルールが非常に厳しくつくられております。日本ではこの部分が極めて甘いですから、これも今回あわせていろいろ御論議いただいて、ルールをつくっていただきたいと考えております。

○田端委員 大変にありがとうございます。これはまだまだ今後とも議論が必要かと思います。

田中参考人は、官民人材交流センターの懇談会の座長という形でおまとめいただいて、よいよことの十月からセンターも稼働する、こういうことになります。もちろん、三年間の経過措置といいますか、そういう形にはなるんですが。

私は、早期退職勵奨ということは、何としても克服しなければならない大変な問題で、今ようやくこの年齢も五十五・八歳にまでなっていますが、しかし、六十年という定年制からいきますと

まだまだ足らないというふうに思います。人間とふうなことを予測しますと、本人は、じゃ、どうきますか、どこかないかなとかいろいろな動きをされました。将来的課題としては、そういうことはいたしませんけれども、将来の課題としては、そういうことも視野に置くべきではないかと思います。

また、政治任用について一つだけ申し上げておきますと、私は、基本的に、今の日本がつている仕組み、あるいは英国がとっているような公務員の仕組み、したがって、政治任用ではない部分をコアに置くということでやつしていく上で、政治任用について、ある程度それもやつしていくとすれば、やはり政治任用についてのルールが今欠けているんじゃないのかなと考えております。

いわゆる公務員の幹部クラス、それから、最近は閣僚についても一般人から任用するケースがふえておりますけれども、これも、政治任用が多いところほど、例えばアメリカのように政治任用を多用しているところほど、その任用しようとしている人が、今までどういうことをやつてきたのか、あるいは、閣僚あるいは公務員をやめた後いつまでどういう義務を負っているのかというルールが非常に厳しくつくられております。日本ではこの部分が極めて甘いですから、これも今回あわせていろいろ御論議いただいて、ルールをつくっていただきたいと考えております。

○田端委員 大変にありがとうございます。これはまだまだ今後とも議論が必要かと思います。

田中参考人は、官民人材交流センターの懇談会の座長という形でおまとめいただいて、よいよことの十月からセンターも稼働する、こういうことになります。もちろん、三年間の経過措置といいますか、そういう形にはなるんですが。

私は、早期退職勵奨ということは、何としても克服しなければならない大変な問題で、今ようやくこの年齢も五十五・八歳にまでなっていますが、しかし、六十年という定年制からいきますと

まだまだ足らないというふうに思います。人間とふうなことを予測しますと、本人は、じゃ、どうきますか、どこかないかなとかいろいろな動きをされました。将来的課題としては、そういうことはいたしませんけれども、将来の課題としては、そういうことも視野に置くべきではないかと思います。

また、肩たたきではなくて延長しますから、そういう人たちをどういうふうに使いこなしていくべきでありまして、そういうのは、総定員法がありまわり、能力・実績主義そしてまた再就職に対する規制ということでは、これは大きな一つのステップになると思います。思いますが、しかしここは、やはり天下りと定年制とのセットで議論しないとどうしても成り立たない問題だ、かねがねそういうことを感じているわけあります。

今後、この法律でもいろいろ書いてあります。書いてあります、しかし、四年かかって一・何歳かなんか伸びただけですから、これはもう大変なことだなと。まずこれをどう担保するかが、やはり公務員の方の使命感とかそういうことにもつながっていくんだ、こういう思いをしております。

○田中先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○田中参考人 非常に難しい問題といいますか、私どもが議論したのもまさにそういう点でござります。

いろいろな制度を、例えば定年を六十にするとか再雇用はどうするとか、あるいは、いろいろそのほかにも議論はあるんです。でも、私たちがこの制度を仕組む前提は、去年七月に公務員法が改正されましたね。今の法律のもとで、あるいは閣議決定されているもとで設計しないと、将来、あれをこうしてくれ、これをこう、それを前提にセントラルを仕組むわけにいかない。センターはことしの十月からスタートすることが決まっておるわけでありますから、法律でそうなつておるわけですから、これから制度の根幹を変えるような話を前提にセンターを仕組むわけにはまいりません。

しかししながら一方で、スタッフ制を導入すると

らい延ばしなさいという話があつてから、なかなか遅々として進んでいません。それを、この法律をきつかけにどんどん進めてもらいたいと思います。

一方、肩たたきではなくて延長しますから、そういう人たちをどういうふうに使いこなしていくかということも、というのは、総定員法がありまして、この辺であります。ただきました昨年の公務員の改革改正案、つまり、能力・実績主義そしてまた再就職に対する規制ということでは、これは大きな一つのステップになると思います。思いますが、しかしここは、やはり天下りと定年制とのセットで議論しないとどうしても成り立たない問題だ、かねがねそういうことを感じているわけあります。

今後、この法律でもいろいろ書いてあります。書いてあります、しかし、四年かかって一・何歳かなんか伸びただけですから、これはもう大変なことだなと。まずこれをどう担保するかが、やはり公務員の方の使命感とかそういうことにもつながっていくんだ、こういう思いをしております。

○田中先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○田中参考人 非常に難しい問題といいますか、私どもが議論したのもまさにそういう点でござります。

いろいろな制度を、例えば定年を六十にするとか再雇用はどうするとか、あるいは、いろいろそのほかにも議論はあるんです。でも、私たちがこの制度を仕組む前提は、去年七月に公務員法が改正されましたね。今の法律のもとで、あるいは閣議決定されているもとで設計しないと、将来、あれをこうしてくれ、これをこう、それを前提にセントラルを仕組むわけにいかない。センターはことしの十月からスタートすることが決まっておるわけであります。

○田端委員 ありがとうございます。次に、与野党では考え方方に一番大きな隔たりがあるかと思いますけれども、労働基本権の問題であります。

加藤健次参考人は、積極的、前向きな御意見をちょうだいしたところであります、今回この法律の中では、協約結婚権を付与することについて、範囲を拡大することについては検討、こうなっています。

それで、加藤健次先生はわかつておりますので、堺屋先生と加藤秀樹先生に個別にお伺いしました

長期にわたる準備が必要であるとか、あるいはコストに十分留意して慎重に決断すべきだとか、こういったことが書かれています。そういうものを受け、今回の法案に反映されるようなことになったんだと思いますが、堺屋先生はその懇談会のところについての先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○堺屋参考人 もちろん、懇談会でもいろいろと議論がございました。そして、その専門委員会の議論を取り寄せまして、その内容を検討いたしましたところ、かなり詳細に研究しておられる。これは、そのままとりますか、肯定できるものでないか。かなり複雑な書きようになつております。そういうことを開発しつつ進めていく。本当に言うと、何年かたつて、定年制も延長され、再雇用の制度もでき、ということになります。そういうことを開発しつつ進めていく。

本当に言うと、何年かたつて、定年制も延長され、再雇用の制度もでき、ということになります。そういうことを開発しつつ進めていく。

○堺屋参考人 もちろん、懇談会でもいろいろと議論がございました。そして、その専門委員会の議論を取り寄せまして、その内容を検討いたしましたところ、かなり詳細に研究しておられる。これは、そのままとりますか、肯定できるものでないか。かなり複雑な書きようになつております。そういうことを開発しつつ進めていく。

長い延ばしなさいという話があつてから、なかなか遅々として進んでいません。それを、この法律をきつかけにどんどん進めてもらいたいと思います。

一方、肩たたきではなくて延長しますから、そういう人たちをどういうふうに使いこなしていくかということも、というのは、総定員法がありまして、この辺であります。ただきました昨年の公務員の改革改正案、つまり、能力・実績主義そしてまた再就職に対する規制ということでは、これは大きな一つのステップになると思います。思いますが、しかしここは、やはり天下りと定年制とのセットで議論しないとどうしても成り立たない問題だ、かねがねそういうことを感じているわけあります。

今後、この法律でもいろいろ書いてあります。書いてあります、しかし、四年かかって一・何歳かなんか伸びただけですから、これはもう大変なことだなと。まずこれをどう担保するかが、やはり公務員の方の使命感とかそういうことにもつながっていくんだ、こういう思いをしております。

○田中先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○田中参考人 非常に難しい問題といいますか、私どもが議論したのもまさにそういう点でござります。

いろいろな制度を、例えば定年を六十にするとか再雇用はどうするとか、あるいは、いろいろそのほかにも議論はあるんです。でも、私たちがこの制度を仕組む前提は、去年七月に公務員法が改正されましたね。今の法律のもとで、あるいは閣議決定されているもとで設計しないと、将来、あれをこうしてくれ、これをこう、それを前提にセントラルを仕組むわけにいかない。センターはことしの十月からスタートすることが決まっておるわけであります。

○田端委員 ありがとうございます。次に、与野党では考え方方に一番大きな隔たりがあるかと思いますけれども、労働基本権の問題であります。

加藤健次参考人は、積極的、前向きな御意見をちょうだいしたところであります、今回この法律の中では、協約結婚権を付与することについて、範囲を拡大することについては検討、こうなっています。

それで、加藤健次先生はわかつておりますので、堺屋先生と加藤秀樹先生に個別にお伺いしました

と考えております。

○田端委員 ありがとうございます。

おっしゃるように、確かに表現が非常に複雑とありますか、理解が非常に難しい文章になつていることは事実かと思います。例えば、おっしゃるように、そういつた意味でのあるべき道筋のようなものももう少しうれでもよかつたのかなと私も思つてゐるわけであります。

次に、正直言いまして、公務員という言葉に対する国民、市民の反応といいますか反発といいますか、これは大変なものがあります。それは我々政治家もそうであります、国家公務員だけではなく地方公務員、数の上では圧倒的に地方公務員が多いわけであります、また、市民から見ると地方公務員の方がもつと身近に存在しているわけですから、堺屋先生なんかもあれですが、大阪も地方公務員の裏金づくりとかいろいろなことがあります、連日新聞になるようなことで、本当にそれらが複合的に作用して、公務員に対する国民の怒り、反発、大変な感じになつてきています。それだけに、先ほど先生おっしゃつたように、公務員改革の必要性ということにつながつていくんだと思います。

その中で、この法律とは直接関係ないんですけどね、地方公務員の場合に、今回内閣人事官あるいは人事院というのが国の場合あります、首長がそういうものに絡む事件というのはいっぱいあるわけですね。例えば、利害とか情実とかそんな関係で公務員を採用する場合に、首長が決断する、そういうことでいろいろな事件になつていることがございます。

そういう意味では、私は、国家公務員法の改革、それに引き続いて地方公務員の改革といふのはもう当然しなければならないと思いますし、また、こういう中立公正な地方の公務員のあり方ということに対しての議論ももつと起こそなれば、これはもう一体的な流れだ、こういう思いをしております。こういう中立公正というものが、国であると地方であろうと、原理原則の一番の柱だ。

その意味で、地方にあつて今後地方の不正事件

とかそういういろいろな事件を防いでいくための改革のあり方ということについて、田中先生のお話をお伺いしたいと思います。

○田中参考人 おっしゃることに基本的に賛成です。ただ、今の制度のもとでも正していける、改正していくことがたくさんあるんだろうと思ひます。今お話を例で挙げられたようなことはどん

どん問題にして正していかない。そのためには

地方の議会がきちんと機能しなければいけない。

具体的に市町村の名前を挙げませんが、北海道の某町なんに非常に議会が活性化していまして、いつも賛成だ反対だというだけではなくて、町長と同じように一生懸命考えるんですよ。予算はこ

れしかない、ではと、常に議会を開く

ることもたくさんある。特に地方の場合は市町村の目が近いですから、そういうことから活性化

していかなければいけない。これは持論を申し上げて恐縮ですが、そういうふうに思つております。

○田端委員 大変にありがとうございました。

以上で終わります。

○中野委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党的塩川鉄也でござります。

国家公務員制度改革基本法案の質疑に当たりまして、皆様からそれぞれ貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございます。早速でけれども、塩川参考人は、官僚が国会議員を説得して回る、内閣や大臣の方針と異なることも珍しくないと。そんな中で、具体的な例として、高速道路や郵政事業の民営化に関してその点が著しかったということのお話を

をされているのを承知しております。ですから、官僚が政治家に内閣の方針にそぐわない働きかけをする、それは問題だ。同時に、これに応じる政

治家の側があるわけで、政治家の側の問題でもあるわけですけれども、そういう点で、与党政治家と官僚の癒着こそ問題ではないのか、その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○塩川委員 大変にありがとうございました。

それと関連しまして、加藤秀樹参考人に、資料の方でも弱い内閣の例として与党議員と官僚との関係が示されております。同様に、与党議員と官僚の癒着という点が問われているのではないかと思うわけですが、その点についての御見解、御所見をいただきたいと思つております。

○塩川参考人 確かに、与党議員の中に、官僚と癒着という言葉が正しいかどうかはちょっとわからぬ。だから、おかしいことも起こりようがない。ということは、基本的に公務員制度をどうのこ

うのするという問題もありますけれども、今正せられることもたくさんある。特に地方の場合は市町村

の癒着という言葉が正しいかどうかはちょっとわからぬ。やはりこれは、与党議員であつても、大臣が官僚と議員との接触についてはコントロール

して、どんな話をしたのか完全に大臣が握つてな

きやいけない。それで、大臣の意向と違うもので

与党議員を説得して切り崩そうという官僚がいた

ら、これは命令違反だと思いますね。

だから、そういう意味でも、これは与野党に関係なく、大臣が何を説明していい、こういうことを説明していく、それでもし間違いがあつたら議員から大臣を追及する。こういう仕掛けになりま

すと、大臣も隠し立てできないし、そもそも言え

ない。責任がはつきりした方がいいと思うんで

す。そうでないと、いつ、どの役人がどの議員さ

んと接触をして何を言つたのか全然わからない状

態でございますと、内閣、大臣として政治があ

るまいになります。もし大臣と違う意見を持つてい

る公務員がいたらそれは配置がえをするとか、そ

ういう意見の違うところには置かないような人事

もやる必要があると思いますね。

御指摘のように、与党議員との接触にかなり問題のあることは事実だと思います。

○加藤(秀)参考人 今、堺屋さんがおっしゃつ

て、大臣が仮に社長あるいは役員であれば、公務員はそれに仕えるスタッフですから、これは一体でないといけない。一方で、大臣以外の政党の議員でも弱い内閣の例として与党議員と官僚との関係が示されております。同様に、与党議員と官僚の癒着という点が問われているのではないかと思うわけですが、その点についての御見解、御所見をいただきたいと思つております。

それと関連しまして、加藤秀樹参考人に、資料の方でも弱い内閣の例として与党議員と官僚との関係が示されております。同様に、与党議員と官僚の癒着という点が問われているのではないかと思うわけですが、その点についての御見解、御所見をいただきたいと思つております。

○塩川委員 先ほどの申し上げましたけれども、大臣の行き来が野方図に行われている、むしろそち

らの方が中心になつているというのが今の日本の現状で、それを何とかしないといけないということ

ではないといけない。一方で、大臣以外の政

員と内閣を構成する閣僚も、これは政党という単位で一体であつて、その一体の軸のところに大臣

あるいはそれのまとまりとしての内閣があるとい

うのが、くどく何回も申し上げますけれども、議員はそれに仕えるスタッフですから、これは一体でないといけない。一方で、大臣以外の政党の議員でも弱い内閣の例として与党議員と官僚との関係が示されております。同様に、与党議員と官僚の癒着という点が問われているのではないかと思うわけですが、その点についての御見解、御所見をいただきたいと思つております。

○塩川委員 申し上げましたけれども、大臣の行き来が野方図に行われている、むしろそちらの方が中心になつているのが今の日本の現状で、それを何とかしないといけないということ

となんだと思います。

ですから、バイパスすることによって大臣ある

いは内閣の力も弱くなる、それから、大臣以外の、内閣の外の議員に対するいわゆる根回り的なこと

にエネルギーなり時間の本当に過半を割くよう

な状況によって、公務員自身も本来の仕事ができなくなつて、官庁というものの力が弱くなつていく

というような、全体としての政治、行政の劣化を招いていることの、これが最大の要因だと思います。

したがつて、やはり原理原則に戻つて、そこ

をきちんとすることが大事だと思います。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、具

体的にどうするかということについては、全面禁止

から、政府案あるいはそれに対する対案の中で

いろいろな知恵が出てきてるわけですから、私

は、まずはいろいろな試行錯誤からやっていくべ

きではないのかな、ただし、なるべく原理原則に近いところでスタートをしていただきたいなど考

えております。

○塩川委員 癒着と言われるような構図をなくすということと同時に、やはり何としても透明化を

図るということが何より一番の力だと思つております。そういう点では、与党、野党を問わず、透明化を図るという具体的な手立てが求められると思いますし、野党側にしてみれば、官僚機構の問題点を明らかにする、是正させるという点におきましても、具体的な情報提供を求めるということについては、これはこれとして、制限されることがあります。それはこれらはこれとして、制限されるようなものであつてはならないというのが私どもの考え方であります。

次に、堺屋参考人に、キャリア制度の見直しの点について一点伺いたいわけです。

身分固定的なキャリア制度をなくすという際に採用の問題でお聞きしたんですが、I種、II種を改めて総合職、一般職ということになるわけですけれども、一つは、総合職は何人ぐらいの採用ということをそもそもイメージされておられるのか。今のI種の、全体で五、六百人ぐらいでしょうか、そういう規模に対して、多いのか、少ないのか、あるいは現状なのかな。

それとの関係で、総合職の人が実際幹部になつていくのは半分程度なんだということも制度懶の御議論にあつたそうですが、その点についての堺屋参考人のお考えと、今回の法案がそれとの関係でどのようなものになつているのかについてお聞かせいただけますか。

○堺屋参考人 具体的な人数につきましては、明確な計算はしておりません。これから、官僚といいますか公務員の労働需要がどのくらいのものになるのか、公務がどれぐらいのものになるのかと、いうことも問題であります。現在のI種よりもや少な目であろうと思います。そして、途中採用で、大学院から来る人、それから一度どこかへ勤めて来る人、そういうような人々がどんどん入つてくる、そして一方では、また違った職場へ行く人がいる、そういう流動性の中で煮え立つような競争と実績の社会ができるべきだ、こう考えておりました。

したがつて、これから基本法から具体法になると、どれぐらいの人数を採用すべきか。これ

は一括採用でございますが、そのときには、自分がどういうところへ行きたいという希望も出してもらいます。そして、その希望は大体数年から十年後にはいつでも出しかえられる。大学を卒業したときにはAという経済官庁がいいと思つたけれども、やつてみたらBという福祉官庁の方が自分に向いていたと思うかもしれませんし、公務を実験されて、実際に働いてごらんになつて、自分の適性を探せるチャンスもつくりたいと思つています。また、公務員になつてみたけれども、自分は総合職より一般職に向いていると思う方も出てくらでしよう。

人生がいろいろと変わる中で、最初に、大学を卒業した瞬間に人生を固定してしまうというのには、一見安全なようですが、大変残酷な制度なんですね。この制度の中で埋没していった、利点を発揮できなかつた個性は何万人もあります。そういう枠をはめたために、かえつて不幸になつた人もたくさんいます。それはまた、官庁の側でも不適任の人を抱えるということになりますから、常にこれは、身分ではなく、そのときそのときに流動するんだという形で、途中採用も入れながら、また、一般職や技術職の方からかわられる方、その逆等を入れながら考えていくべきだと。人数につきましては、その二~三を、どれぐらいいになるか、これから研究する必要があると思います。

○塩川委員 人材の流動性の中で、外からも必要な人材をということだと思います。そういう点では、有為の、有能な人を民間から迎えるというこ

とも今後ふえていくんだろうと考えますけれども、その場合の官民交流におきまして、当然のことながら、一定のルール、節度、モラルが求めら

れている、その点の整備が求められるんだと思います。

その点で、今回、官民人材交流の推進ということで、官民人事交流法についての見直しのことも提とされた途中入省。二年で帰るという、天上がりと言われる制度じゃなしに、途中で入つたら、それは局長にも次官にもなるうという人たち、そういうような途中入省をふやしていくこうということ

個人が民から官に来る、官からまた別なところに行く、こういうのは起こり得るでしょう。現にあ

ります。それとは別に、特定の企業から特定の官の所属に来て、そのところからまた特定の企業に戻るということが現にあるわけで、官民人

事交流法というのもとの職場に戻ることを前提にしている制度であるわけですから、その点についての制限の緩和という方向になりますと、特定の官と特定の企業の癒着、官民癒着という批判というのがやはり免れないのではないかと思う

んですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○塩川参考人 確かに、そういう官民癒着、あるいは特定の企業と特定の官庁との間に人事交流が定期化したときに問題が起こるという御指摘はございますが、実際問題として、今までそういう形のことが問題になつたことは余りございません。

例えば、私どもが官僚をしておりましたときに金融監督署というのをつくりました。これは、そういう金融検査の経験者が役所の中に少なかつたのですから、公認会計士や金融機関から相当大勢の人に入つていただきました。けれども、それによつて特定の企業と癒着したという例はございません。

また、私が官僚のときに、管理職以上、局長から課長まで六人ほど、学界の人とか企業の人とか来ていただきたんですが、そこで問題が起つたこともあります。

つまり、官民交流が公になつてている方が問題が起つてならないんです。むしろ、そういうきちんと交

流しているのは問題は起つらない。

それから、今回は、二年で帰るんじやなしに本

当に公務員になつてしまつてもらう、そして、それから生涯公務員として働いてくれることを前提とした途中入省。二年で帰るという、天上がり

いるというのは、やはり問題があるのでないか

と。基本権、特に協約権ぐらいまでは与えられる

人たちというのは随分あるでしょうし、場合によると、もうきれいに分けて、三権与えてもいい職

です。

これは、日本全体の労務の流動性、労働人口の流動性と対応した形で、時代時代に応じた能力者を取り入れようということですから、それが官民癒着に直ちにつながるとは思いません。

ただ、その可能性はないとは言えませんから、その点はやはり監視する必要はあると思います。

だけれども、原則としても公務員になつてしまふんですから、そういうことは極めて起つりにく

いことだと思っております。

○塩川委員 ありがとうございます。

次に、労働基本権、労働者の労働の実態の問題について、田中参考人と加藤健次参考人にお伺いをしたいと思っております。先ほど、労働基本権の回復、協約締結権の付与について堺屋参考人と加藤秀樹参考人に問い合わせございましたので、田中参考人と加藤健次参考人にお伺いをしたいと思います。

もともと、専門調査会では協約締結権の付与と

言い、制度懶では尊重するとなり、しかし今、法

案にはその点が検討とだけなつていて、この点に

お話しになりましたので触れませんが、確かにこ

の十二条を見ますと、非常に難しいですね。さつ

と読んだときはわからなくて、二回か三回読んで

やつと、ああ、そういうことかとわかりました。

これは我々の懇談会のそれと同じであるのか後退

しているのか、その議論をしても仕方がないんで

すが、この内閣委員会では、どうも後退している

んじゃないかと、いうふうな御意見だつたと私は伺っております。確かにそういうことかもわかりません。

私は、基本的に今の公務員、例えば行(二)の人も事務次官も指定職の人も同じ規定の仕方でやつて

いるというのは、やはり問題があるのでないかと。基本権、特に協約権ぐらいまでは与えられる人たちというのは随分あるでしょうし、場合によると、もうきれいに分けて、三権与えてもいい職

種もあるかもわからない。

ただ、そういう議論を全部含めてここで検討しますと、要するに、国民が理解できるように説明してくださることが不可欠ですよとこの法律はなつておるので、そこから議論して悪いことはないわけでありますから、その前提を、労働基本権、できることから付与していくということを前提にしながら検討していくことは、それはそれで結構ではないかと私は思つております。

○加藤(健)参考人 実はこの議論は、私の知るところだともう十年ぐらい、ずっと同じトーンで推移をしています。本来ならば、二十一世紀に入るところの省庁再編あたりで決着がついていなきやいけない問題、たつたと私は承知しているんです。その後I-S-Oからも勧告が来ておりますので、それで、基本的立場としては、先ほども申しましたように、これは保障すべきだという判断がなければ国民を説得しようにも説得する知恵もかない、やはり基本的な権利にかかる問題です。

それからもう一つ、歴史的に言いますと、今、国家公務員に労働基本権が制限されているというこの法制自体が、実は国民的な議論でそうなつては、当然、公務員も労働基本権が保障されるという前提でスタートしたはずだったんですが、これは占領軍の指示で今の体制ができていますから、はつきり言つて、国民的に議論して今の体制ができてはいるわけではない。ですから、これを原則にまず戻すという方針を明確にして、その上でいろいろな、さつき私が申しました具体的な議論をし、国民の理解を得る。

それから、もう一つ申し上げたいのは、今は民間も含めて争議権等の労働基本権の行使がなかなかしづらい状況になつていています。ですから、民間の状況を前提に公務員の権利を考えると、順序が間違いじゃないかと僕は思います。やはり本来保障すべきものは保障する。これは民間労働者も公務員労働者も一緒であるということを大原則として提起していかないと、この条文のまま通ると、

恐らくまた十年後に同じような議論をしている可

能性が高いと思いますし、せつかくの機会ですから、ここは議会ですので、まず議会の方でこの段階で保障するという方向だけは何とか明確にしていただいて、具体的な議論、具体的にどう制度設計するか、手当てをするかは各論、これぐらいまではぜひお願いしたいというふうに思つています。

○塩川委員 ありがとうございます。

続いて、やはり田中参考人と加藤健次参考人に職員の労働実態の問題でお聞かせいただきたいんですが、長時間労働、サービス残業の問題がござりますが、長時間労働、サービス残業の問題がございます。

制度懇での議事録を拝見していますと、田中参考人からこの問題でお話があつたと承知しております。民間企業であれば労働基準監督署から指導が入つて何億とか何十億というバックペイが命ぜられるのに、そういう不払い労働の問題が中央官

府では全く放置されている、こういう御発言があつたというふうに承知をしておるんです。

田中参考人が承知をしておられる公務の長時間労働、そういう中で不払い労働があるということであれば極めて重大ですけれども、そういう違法行為ということについての御認識をお聞かせいた

だときたいと思います。

加藤健次参考人からも、冒頭の陳述の中で長時間労働、サービス残業が蔓延をしているというお話をございましたから、具体的な例などございまし

たら御紹介をいただければと思っております。

○田中参考人 手元に議事録を持っておりませんので、私がどう発言したか、たくさん発言していますので定かでございませんが、公務員の長時間労働につきましては二つほど申し上げておきたいと思います。

私も、もう現職を離れてから十年以上になりますので、最近はどうかということをよく若い人とかしづらい状況になつていています。ですから、民間の議論するんですけど、長時間労働については余り変わつてないどころかひどくなっているという問題、それは国会との関係が一つあり、各省との法

律案なりあるいは政省令の協議で非常に時間をとつてます。覚書の問題は、いつとき、十年前ぐらいで専門の問題で覚書が問題になりましたが、最近は大分減つていると聞いておりますけれども、私は確認しておりません。

それからもう一つ、労働時間の問題と、ぜひとも言つておかなければいけないのは、定員が非常に制約されてます。これは行政改革で数値的に削減されていくわけであります。昔は局長の秘書などを減らしてありますから、先ほども御議論ございましたが、その中でパートタイマーとか、いわゆる仕事は実際に公務員と同じことをしないで、今言つたように、建前としてはこれでも正規の公務員ではないという人たちがふえているやに聞いております。昔は局長の秘書などでも全部正規の公務員だつたんですが、今は大体そういうことではないと。しかし、非常に秘密を守るポストですよね。いや、それは非常勤であつても秘密を守らなければいけないんすけれども。

もう一回、そういう公務員そのものの種類あるいは仕事の内容とその類型とを切り分けて、どう政治をしていくのかということも重要なことではないかと思います。このことは、今御質問の長時間労働に關係がある話として、申し上げておきました。

○加藤(健)参考人 これも平成十八年度の白書から引用しますと、最近やはり国家公務員の病気休職が非常にふえているということで、十八年度で全体の二・〇四%、六千五百名で、うち、いわゆる精神、行動の障害、メンタルヘルス系の病気にによる精神休病が三千八百四十九人、全体の六三%という数字が出ています。つまり、長時間労働で非常に、しかも、働いても働いても、働いていないと外ではたたかれるということもあつて、なかなか精神的にきつくなつていて。

そのためにも、やはりそのことは、現場の労働者が、我々の仕事をするにはこれぐらいの人員が必要だ、そういう交渉ができる、それが最終的に実現するかどうかは別として、労働者がそういう権利を持つて当局と交渉ができるという体制をこの機会に確保する。それが一番、言ってみれば現場から上がった実情を反映した数になると思いまます。それをどう最終的にやるかどうかは別ですが、それをどう最終的にやるかどうかは別で

すけれども、そういう意味でも、団体交渉権それから協約締結権の問題というのは、そういうことを積み上げ

循環になつているというふうに考えます。

この間の公務員制度の議論というのは、基本的に公務員の数を減らすというのが基調だったと思うんですけれども、統計的に見ると、日本の公務員というのは世界的に見て決して多くないんですよね。やはり必要なところには必要な人を配置するという議論もこの際必要じやないか。そうじやないといふふうに思つてます。

ていく上でも非常に重要な意味を持つていて、うふうに私は考えています。

以上です。

○塙川委員 関連して加藤健次参考人に伺います

が、非常勤職員の問題であります。

田中参考人のお話にもありましたように、定員という制約があつて、一方でのサービス残業と他方での非常勤職員の拡大という格好が、現状、大きく公務の現場に広がっているんだろうと思いま

す。

私も何度か、総務委員会などでもこの問題を取り上げたり、さきのこの法案での本会議質問の中でも非常勤職員問題を取り上げて、これは福田總理の御答弁でも、こういう問題について人事院は調査を行つて、これに関連して各省府が協力をして何ができるのか検討していく、こういう御答弁でした。

そういう点での官製ワーキングプアと言われるような現状について、先ほど、そういう非常勤の職員のあり方の問題、賃金職員のお話もございました。こういう官製ワーキングプアと言われるよはり基本的には定員をどう定めるかというところに帰着する問題ですが、ただ、現実にそういう方がもう相当数、十数万いらっしゃるわけです。

一つは、この間、自治体も含めて、そういう方が任期が切れたという理由でぼうり出される、実質的に解雇されるという事件があります。裁判所

でも、大分今までとは違つて、そういう雇いどめの仕方は違法であるというのが、去年、中野区の民営化に伴う保育士の雇いどめ事件で出て、結局、現職復帰されたようです。それから、国家公務員についても、何年か前に、国立情報学研究所というところで十数年繰り返し更新して働いてきた女性の職員について、初めて、雇いどめは無効である、つまり、雇用の継続を認めるという判決

が出ました。残念ながらこれは高裁で覆りましたで、今、最高裁で争っています。

したがつて、今現実にいる国家公務員の中の非正規の方については、少なくとも民間並みの法

理、正職員と同様に繰り返し働いてきた人にはやはり法整備が必要だと思います。裁判所もかな

り最近は踏み込みましたけれども、最後は立法論ではきちっと雇用保障をしていく方向で、これはだということを言うことが多いので、この機会に、現実に存在する人たちへの規制というのは別途考える必要があるだろう。

雇用保障がないことと、それから職場が長時間労働などのいろいろなストレスもあつて、実際に

労働組合の話を聞くと、そういう非正規の方へのいわゆるセクハラだとかパワハラ的な嫌がらせ事件もかなり起つておるんですね。そうやって全体的に職場が荒廃するとか士気が低下するという問題が起つていて、基本的に私は定員の問題だと思いますけれども、現に存在している

そういう十数万の、地方公務員を入れるともつと大きな数になると思いますが、現実にどう権利を守るか、雇用を保障するか、あるいはそういう嫌がらせとかを防止するかという策は、これは別途何らかの形でこの機会に検討をしていただきたいと思います。

○塙川委員 終わります。ありがとうございました。

○中野委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

お述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後二時から委員会を再開することとし、この

際、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

内閣提出、株式会社地域力再生機構法案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、神戸市長矢立郎君、中小企業再生支援全国本部統括

プロジェクトマネージャー藤原敬三君、弁護士瀬

戸英雄君、宮崎大学教育文化学部教授入谷貴夫君、以上四名の方々から御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

矢田参考人、藤原参考人、瀬戸参考人、入谷参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

矢田参考人、藤原参考人、瀬戸参考人、入谷参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言ください、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

矢田参考人、藤原参考人、瀬戸参考人、入谷参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言ください、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

矢田参考人、藤原参考人、瀬戸参考人、入谷参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

郭団体と位置づけておりますが、多様化する行政需要への迅速、柔軟な対応、また民間の資金、人材、ノウハウによる効率的な市民サービスの提供を確保するという神戸市独自の都市経営の手法として、昭和三十年代から外郭団体を積極的に活用していました。

そのため、ピーケ時の平成七年度、これは震災の年次でございますが、六十四の外郭団体が存在をしておりました。その中には、財團法人こうべ市民福祉振興協会のように民間の福祉事業者と連携して先駆的な福祉サービスを提供する団体、また財團法人神戸市産業振興財團のように、民間の人材、資金を活用して、主に地元中小企業やベンチャーエンタープライズを目的として設立されているものや、株式会社神戸ニュータウン開発センターのように、神戸市が公共ディベロッパーとして地域開発を先導してきた過程で、地域住民の生活利便施設を整備するために設置した会社などがございました。

もちろん、中には、特別の法律に基づいて特定の事業を実施するためには設置する必要があるもの、例えば神戸市道路公社あるいは財團法人神戸港埠頭公社等でございますが、また、特別の法律に基づくというものでなくとも、地方自治体の出資している会社や団体であれば出資や助成を受けられる場合があるなど、地方自治体にとってのそういうさまざまなメリットを活用するために設置した団体もございます。

次に、神戸市の外郭団体の現状は、先ほど申し上げましたとおり、平成七年度のピーケ時には六十四団体ございましたが、阪神・淡路大震災での壊滅的な被害に加えて、長引く景気の低迷や民間企業との競争などにより、厳しい経営環境に置かれています。

さらに、これまで公共的団体しか受託できなかつた公の施設の管理運営を株式会社にも開放する指定期間者制度の導入や、新たなサービス供給の担い手でございますNPOの活動の活発化など

によりまして外郭団体の見直しを進め、現在四十六団体にまで削減を行うとともに、各団体について経営改善に取り組んできております。

外郭団体が経営改善に取り組むに当たりまして、団体の運営に関して外部からの客観的な評価とともに、専門的なアドバイスをいたぐため、公認会計士、学識経験者、経営コンサルタントの三名の専門家から成る神戸市外郭団体経営評価委員制度を平成十四年度に創設してございました。平成十七年度までにすべての団体についてヒアリングを行い、経営改善のための具体的な助言、提案をいたぐとともに、十八年度以降は、それらの実行状況を検証するとともに、個別の課題等に対しても助言、提案をいただいているところでございます。

次に、外郭団体経営における地方自治体の直面する諸問題について説明をさせていただきます。

一つは、指定管理者の制度でございますが、外郭団体の意義を改めて見詰め直す要因として、指定管理者制度がございます。平成十五年九月に施行されました地方自治法の改正によりまして、公の施設に指定管理者制度が導入されておりますが、改正前には、地方自治体の出資している団体等にしか管理運営を委託できなかつたわけでございますが、指定管理者制度の導入によって、一般の株式会社にもその門戸が開かされることになりました。そのこと自体は神戸市においても費用削減や市民サービスの向上に効果が上がつていているところでございますが、公の施設の管理を担つてきた外郭団体の経営に与える影響は大きいと言わざるを得ません。

次に、地方財政健全化法が平成二十一年四月から施行されますが、その中で、将来負担比率を外郭団体等への損失補償額を含めて算出することとなつてございます。将来負担比率が一定以上に達すると、財政健全化計画を策定する必要がございます。自治体の財政指標にも外郭団体の経営状況が反映されることとなり、外郭団体の経営改善が一層大きな課題となつております。

次に、公益法人制度改革に関するでございますが、本年十二月より公益法人制度改革三法が施行されます。その中で、今後、社団、財団法人は、一般社団、財団法人と公益社団、財團法人に分類されることになります。その公益性の程度によつて税制上の扱いが変わり、団体の經營に少なからず影響を与えることが予想されます。特に、財団法人につきましては、法律施行後五年間の移行期間はあるものの、二期連続して純資産が三百百万円を下回れば解散することとなっており、先ほど申し上げました指定管理の問題等も含めて、外郭団体の存続に当たつては一層厳しい条件となつてございます。

元来、外郭団体の存立意義として、公でもなく民間でもない中間領域のサービス供給の担い手としての役割がございます。しかし、特に阪神・淡路大震災以後立ち上がつてきたNPOの活動が平成十年の特定非営利活動法人法の制定を契機としてさらに活発化し、外郭団体の役割が変わりつつございます。神戸市におきましても、NPO法人アスリートタウンクラブが平成十年に発足し、体育施設の管理運営やイベントの開催などにおける大きな担い手となつてございます。

次に、外郭団体の再編における課題についてでございますが、先ほど述べましたとおり、外郭団体の整理統合は地方自治体にとつては不可避となつておりますが、実際には、そこで働いている方々の処遇の問題を避けて通るわけにはまいりません。特に昨今のような厳しい経済状況では、受け入れ先となる団体また企業も簡単には見つからないのが地域の現実でございます。また、債権者との調整をおきまして専門的なノウハウがないため、事業再生計画を立てる場合のネットとなつている場合がございます。

このような地方自治体における外郭団体を取り巻く環境を概観いたしますと、今回の株式会社地域力再生機構法案に対する地方自治体の期待は大きいと言えます。

ございます。その中で、今回の法案に盛り込まれる幾つかの取り組みは、地域の中 小企業のみならず、地方自治体の外郭団体の事業再生に大きな役割を果すことによって地域経済の活性化に資するものと期待してございます。

例えば、専門家の派遣については、全国レベルのすぐれた専門家を派遣していただけるのであれば、そういった専門家によるアドバイスを受けて経営改善に取り組むことにはメリットが大きいと言えます。

具体的には、対象の団体の再生が可能かどうか、広く全国的な目でマーケット開発やノウハウの収集を行うことを前提に判断すれば、再生が可能となるような事例も出てくることが予想されます。また、統廃合の必要のある団体の資産査定に際して、会計士等専門家の派遣を受けられるとすれば、有効であると考えてございます。

次に、関連する法人との調整に関し、政府系も含む金融機関の繰り上げ償還や債権放棄を伴う場合などに、地域力再生機構の調整能力に期待する部分は大きいと言えます。さらに、適化法の条例につきましては、事業再生計画に基づく再生を試みる際に、国の補助金を受けて取得した財産の処分手続の簡素化も有効であると考えてございます。

いずれにいたしましても、外郭団体の経営は、社会情勢の急激な変化や民間企業との競争などにより、より厳しい環境に置かれてございます。さらに、特に地方財政健全化法の将来負担比率の適用や公益法人制度改革などにより、外郭団体の改革は待ったなしの状況にございます。早急な対応が必要であると考えております。

こういった中で、まずは自治体及び外郭団体自身が経営努力を進めるとともに、外郭団体の自律性を高めていきたいと考えておりますし、さらに、情報公開、情報提供の充実、またコンプライアンスの徹底などによる透明性、信頼性の向上に努めているところでございます。

ただ、このような地方自治体や外郭団体自身の

努力をもつてしても、今後の地方経済の見通しやそれを取り巻く外部環境を勘案いたしますと、場合によりましては第三セクターの事業再生が必要とされるものも考えられるケースもあるうといふことでございます。その際には、今回の地域力再生機構が大きな役割を果たすものと期待をいたしております。

早急な設立をお願いいたしました、以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○中野委員長 ありがとうございました。

次に、藤原参考人にお願いいたします。

○藤原参考人 中小企業再生支援全国本部統括プロジェクトマネージャーの藤原でございます。

私は、地域力再生機構研究会の委員としてその最終報告書の取りまとめまで参加させていただきました。本日は、その際と同様、あくまで藤原個人としてお話しさせていただくことをまずもってお断り申し上げます。

さて、中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業の再生を支援するため、平成十五年に都道府県ごとに設置されたものです。この全国の四十七協議会をサポートすることを目的として、中小企業再生支援全国本部が昨年六月にスタートしてはや十ヶ月になりました。この間、全国を回りすべての協議会との面談を重ね、各地の中小企業再生の実情ヒアリングするとともに、地方個別企業の再生事案にも数多く接してまいりました。本日は、このような活動を通して感じる全国各地の中企業の窮状と協議会としての取り組み、そしてそのような努力にもかかわらずなかなか解決できない諸問題等について御報告をさせていただきたいと思います。

まずは、全国本部の活動状況について御説明させていただきます。

全国本部は、全国四十七協議会をサポートすることを目的として設立されたわけですが、その背景としては、産活法の改正を受け、八年間の延長をいただいた協議会事業の新たなステージを踏

み出すに当たり、関係各方面からの過去四年間にわたる協議会事業運営についての御批判、それから御要望におこたえすべく設立された機関でござります。そして、このようにバージョンアップする協議会事業について、この四月に、その事業実施内容を定めた中小企業再生支援協議会事業実施基本要領が公表されたところであります。

実施要領では、まず、「中小企業者からの申し出に対し、相談を拒むことなく、幅広く誠実に対応する」と明記しております。また、債権放棄等を伴う抜本的な再生に関しては、より一層の高品質化を目指す一方、小規模事業者へのきめ細やかな事業面の改革を中心に支援する機能に関しても明確に位置づけております。これらにより、健康診断から外科手術までという中小企業のための地域総合病院としての協議会事業が目指すべき姿が形づくられたものと理解しております。そして、全国四十七の地域総合病院において医師不足が生じないように、また全国どこでも一定水準の治療が受けられるよう、協議会内部の医師のみならず外部の医師、すなわち土業等専門家における再生人材の育成にも努めるべく、全国本部としては既に具体的な取り組みを開始しているところであります。

さて、地方中小企業の窮状に関してですが、これにつきましては、まず業種という切り口から御説明いたします。

最も厳しい業種といえば、何といつても建設土

木業が一番に挙げられるでしょう。この業種につきましては、正直申し上げて既に企業単位や地域単位で再生を考えられる状況ではなく、日本全体として考えなければならない事態であることは明らかであります。簡単に言えば、公共土木工事全

体のバイはピーク時の半分近くにまで落ち込んでおり、今後も引き続き厳しい状況が続くかと思われますが、このバイの中で事業を営む事業所数はほとんど減少しておらず、また従業者数に関してもほぼ同じ状況かと思われます。

協議会では、建築土木業の再生事例は相当数ござりますが、残念ながら、本格的に再生し、現在の企業は極めて限られているというのが現実であります。

あります。

しかし、協議会としては、このような厳しい業界の企業からの相談をすべて門前払いするのではなく、地域経済や雇用の確保を優先して、協議会として今できる最大限の支援をすべきであると考え、事業の実態と厳しい現実を明らかにした上

で、金融機関の判断のもと、リスクケジュールとい

う支援措置を講じているというのが現実であります。

顧わくば、一日も早くこの業界のプレイヤーの

縮小と他業界への雇用シフトという一体の構図が

実現してほしいものであります。

続きまして、ホテル、温泉旅館業についてです

が、こちらにつきましても非常に厳しい現実がござります。協議会全体としても数多く取り組んでおられるところの大半は、スボンサーが見つかったケースであります。

無論、このすべてについて旧来の経営者一族が

いるわけであります。立派に再生し元気にして

いることなど多々ございます。

この業種の場合、

多額の設備のリニューアル資金が必要となること

もあり、単なる金融機関の債権放棄のみによる再

生是不可能であることから、資金力のあるスボン

サーが必要となるわけであります。残念ながら、

金融機関としては多額の債権放棄を実施した上で

さらなるニューマネーを融資するのは厳しいとい

う事情から、自力再生は難しく、結果としてMア

ンドA型の再生が主流になるものと思われます。

次に、交通機関関係であります。近時急激に

目立ってきた業種であろうかと思います。このよ

うになつてきた背景の分析は別にして、協議会と

してどのように対処しているのかといえば、一部

は金融機関による大幅な債権放棄と事業改善によ

り抜本的な再生が実現している例もございます

が、残りは地方自治体からの補助金等に大きく期

待する形の対症療法的な再生支援にとどまつてい

る状況かと思います。

少し違う切り口から見てみますと、第三セクター案件も協議会では十社前後対応してきておりますが、この中で、地方自治体として血を流す等、

大きく踏み込んだ抜本的再生を実現できた例もござりますが、これも交通機関と同様、対症療法的な再生にとどまっているものが多数という印象であります。

以上、協議会は、中小企業を対象にしていると

はいえ、実に広範な業種における多くの企業の再

生に取り組んでいるのであります。企業再生を人

間の病気に例えればよく御理解いただけるかと思

いますが、人間ドックに行けば多くの人が何らか

の指摘事項が見つかることと同じく、中小企業にお

いても何らかの治療が必要な企業が大半なのであ

ります。

事実、中小企業再生支援協議会は、平成十九年

十二月末までの数年間の間に、相談件数が一万三

千四百七十九件、再生計画策定支援完了件数が千

六百五十件と、着実に成果を上げてきておりま

す。しかしながら、これを事業所数との比較で考

えますと、個人事業主まで含めると全国で五百万

を超えるとも言われます。そのうち1%が早期に

手術した方がよい企業であると仮定しても、まさ

に五万とあるのです。

現実には、さきの中小企業白書の中で、過去三

年間において、とても経営の継続が困難であると

感じたことのある企業が二四%に上り、少し困難

だと感じたことのある企業まで含めると七三%に

上るというアンケート結果から見れば、状況はは

るかに厳しく、恐らくは何十万という単位なので

あります。

これらへの対応のため、私いたしましても、

各県の協議会のさらなる発奮を期待するとともに、

全国本部として最大限のサポートを行つてい

く所存であります。

協議会は、あくまで地域の総合病院であり、治

療に訪れる企業に一つ一つ対応してきます

が、本来、治療を必要とする企業すべてに対応できているはずもございません。そして、三セクや交通機関等に関しては、地方自治体や地方議会との協議もさることながら多大な時間とエネルギーを要するため、各地協議会としても苦慮しているところであります。これらの患者の治療は、一時期に集中して専門病院にて治療してもらう方が患者にとってもよりすぐれた治療が受けられるのではないかとも考えます。しかし、どのような専門病院をつくっても、肝心の患者が治療に行くといふ雰囲気が醸成され、あわせ、患者を後押しする仕組みをつくることが不可欠であります。

地域力再生機構に求められる最大の役目は、この

ような機運を一気に高め、そして具体的かつ象

徴的な再生事例を仕上げ、見本を示す、すなわち、

さきの産業再生機構と同じく、大きな穴を開ける先導役としての役目を期待されているのではな

いでしょうか。

最後に、地域総合病院として着実に地域に定着

してきた協議会と、緊急対策の専門病院としての

地域力再生機構の効果的な補完関係の構築が実現

できれば、地域経済の活性化にも大いに展望が開

けるものと確信しております。協議会としては、

そのような補完関係の構築に努めたいと考えてお

ります。

ありがとうございました。（拍手）

○中野委員長　ありがとうございました。

次に、瀬戸参考人にお願いいたします。

○瀬戸参考人　本日は、衆議院の先生方の前で意

見陳述をさせていただきます機会をいただきまし

て、光榮でございます。

まず最初に、私の簡単な自己紹介をさせていた

だきます。この弁護士は何でこんな場所に来てい

るのかとお思いの先生方も多かろうと思ひます

で。

私は、企業の再建、事業の再生、これに随分長

いことかかわっています。会社更生事件の管財

人としては、大手の流通のマイカル、サティやビ

ブレを経営している会社でございますが、そことか、ホテルでは第一ホテル等の管財人等を務めております。

また、平成九年から我が国の倒産法制の全面的な改正、見直し作業が行われましたが、民事再生法、それから会社更生法、破産法、それらの立法過程にも法制審議会の幹事として参画させていただいております。

本日のテーマに直接関係するものとしては、経済産業省の指導を受けながら、事業再生に携わる各種実務家が組織しました事業再生実務家協会という団体がござりますが、その中に公企業体再生委員会というものを設置しております。その委員長を務めております。この委員会は、今回の地域力再生機構と深く関連するものであります。

第三セクター、それから地方公社、学校法人、医療法人、地域交通等の問題について早くから取り組んでまいりました。地域経済の将来のためにはこれらの方について抜本的な見直しが必要であり、またその再生への早期着手が必要であると、つとに訴えてきたものであります。

また、地域力再生機構の研究会、内閣府が設置されました昨年の研究会にも参加させていただいている。

これから申し上げるのは、その委員会を離れて、私の個人としての意見を述べさせていただきたいです。時間の関係もござりますので、今なぜ三セクの再生が必要なのか、そこにおいて地域力再生機構がどういう役割を果たすべきかということを簡単にお話しさせていただきたいと思います。

平成十九年の総務省の調査によりますと、三セクの三分の一、三三・三%が赤字の経営である、そのうち、債務超過に陥っているものは五・七%であると報告されております。しかし、民間企業並みの減損会計を適用されると、その数値はこれを大幅に上回るもので、かなり破綻状況に陥っている第三セクターというのは多かろうと想定されるところであります。

第三セクターの問題解決の本質というのは、自

治体財政の健全化をどのように促進するかの問題に直結するわけであります。しかしながら、これがなかなか思うように進みません。その解決のための最大の障害となつてているのは、第三セクターの経営が破綻したとしても、そのトリガーを引く者が不在だということであります。

第三セクターの役員には自治体あるいは地元の有力者が就任している例が少なくありませんし、

第三セクターに出資して補助金を支出している自治体については、各種さまざまな地域利権の絡んだ緊張関係の中で、なかなか問題解決に取り組むエネルギーが出てこない。損失を頭在化させる場合もありますし、将来の天下り先を失うことにもありかねないわけであります。

一方、第三セクターに貸し付けをしている金融機関からの監視が行き届くかなど、これも、金融機関が融資の際に自治体から損失補償を取りつけておくと債権保全として万全だというふうにみなされますので、第三セクターそれ自体の事業に関する金融機関からの個別の審査・評価は事実上放棄されています。また、外部監査人の監査など、チェックする機能も十分に働いているとは言ひがたいものであります。

企業の究極のガバナンスというのは、これは組織のトップの首をどうとるのか、引導をどう渡すのかという仕組みでございますが、第三セクターではこれが民間レベルほど有効には機能していない。このことが迅速な事業再生に最も必要とされる糸口をふさいでいると言えるものであろうかと思います。

それでは、第三セクター解決のためにどのように把握する必要があるということになります。

事業改善のためには、地域の利害に中立な専門家チームによる実地検査、デューデリジェンスによる抜本的な財務内容の解明が不可欠であります。その実態把握を効率的に行うためには、自治体及び取引銀行が持つてている情報の開示が不可欠であります。これらの組織の全面的な協力なくしては再生計画も立案できませんし、再生の手続も円滑に進まないと思われます。これらは民間のファンディングができるものではありません。公的の権限が背景にあつて初めてできるものであろうかと

康で文化的な生活をサポートする役割を果たして

いることを否定するものではございません。したがいまして、単純な経済合理性や市場性だけで事業のあり方の方向づけをすることも、これもまた間違いであろうかと思います。また、第三セクターが一方で民業を圧迫していないかどうかといふことについても考慮しておく必要もあるうかな

うと思います。

このような第三セクターのさきに申し述べたガバナンスの問題等々も含めますと、早急に次のような対策を立てる必要があろうかと思つていま

まず一つは、早期に着手せざるを得ない状況をつくることであります。

第三セクターの重要な経営判断、これは実際は自治体の方が行つております。まずは自治体に、第三セクターを早期に解決しないとその小さなほころびが本体の財政危機につながることを認識させることができます。

戸市長の方から御紹介のありました財政健全化法によるストック指標の開示義務、これは、その方向に向けた一つの契機をなすものであろうと評価すべきものであります。これに加えて、地域力再生機構のような公的な債権改善機関を用意して、早期着手による成功モデル、これを各地方に提示することが必要であろうと思つております。

二番目には、財務と経営の実態を速やかに正確に把握する必要があるということであります。

事業改善のためには、地域の利害に中立な専門家チームによる実地検査、デューデリジェンスによる抜本的な財務内容の解明が不可欠であります。その実態把握を効率的に行うためには、自治体及び取引銀行が持つてている情報の開示が不可欠であります。これらの組織の全面的な協力なくしては再生計画も立案できませんし、再生の手続も円滑に進まないと思われます。これらは民間のファンディングができるものではありません。公的の権限が背景にあつて初めてできるものであろうかと

思つております。

再生のためには、専門的なノウハウを導入して、人材の適材適所への配置など新しい枠組みの構築が必要があろうかと思つております。

三セクの事業の採算性と公益性のバランスを評価中で取り組む必要があろうかと思つております。

三セクの事業再生の専門家を地域力再生機構の中に置いて、それを活用し、最小コストで効率よく事業価値を高める手法を確立することが肝要であるかと思つております。

再生の手法としては、法的な手続、民事再生法、会社更生法等々もありますが、これらはいずれも一般的な取業者等も手続の中に取り込まれるを得ないものであります。今回の地域力再生機構は私的整理の一つの手法と位置づけることができるかと思いますが、これは、金融機関との債権調整に

よつて事業劣化を招かないよう、少なくとも最小限度にとどめた上で再生できる手法であると評価できます。

第三セクターの業務改善と経営の効率化には、バランスのとれた、しかもミクロ的な利権にとらわれない公的な調整が必要とされる場面が少なくありません。そういう中で、地域力再生機構に期待するところは大きなものであります。

もちろん、拙速な処理によつて一時的に地域財政、地域機関に必要以上の過大な負担と打撃を与えて機能麻痺を招いたりすることになつては、かえつて地域の活力をそぐ結果になります。元も子もありませんので、このあたりの緩急の間と断固たる政治的な決断が必要とされる場面であります。

もちろん、拙速な処理によつて一時的に地域財政、地域機関に必要以上の過大な負担と打撃を与えて機能麻痺を招いたりすることになつては、かえつて地域の活力をそぐ結果になります。元も子もありませんので、このあたりの緩急の間と断固たる政治的な決断が必要とされる場面であります。自治体の将来負担を考えますと、地域力再生機構による再生のみならず、非効率な三セク等についてはそれを廃止するというような判断もまた必要にならうかと思つております。

いずれにしましても、地域力再生機構は、私はこの夏ごろから活動、活躍をしてもらえるものと大いに期待しておりました。現場の必要性を考えると、その成立の時期がおくれればおくれるほどに自治体財政にも深刻な問題を引き起こすこと

とにもなりかねないと思つております。速やかな御審議と法案の成立をお願い申し上げたいと思ひます。以上でございました。ありがとうございました。

(拍手)

○中野委員長 ありがとうございました。

次に、入谷参考人にお願いいたします。

○入谷参考人 こんにちわ。ただいま御紹介いたしました宮崎大学の入谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、大学で財政学、地方財政論及び地域経済論などの分野を教えているわけです。本日は、その専門の立場から、今回の法案の論点について幾つか申し上げたいと思っております。

お手元に資料を配付させていただきたいと思いますので、それをごらんになつていただきたいと思ひます。

まず初めに、今日、第三セクター改革が注目されているということ、この理由について三点にまとめました。

一つは、先ほど来出ておりますけれども、将来負担比率を含む財政健全化法が成立したことあります。これによつて、第三セクターへの損失補償については、銀行の貸倒引当金と同様の觀点から、その一定割合を自治体の将来負担として健全化判断比率に算入されることになりました。したがいまして、このことから第三セクター改革が喫緊の政策課題となつております。

二つ目は、総務省が、これまでの第三セクターに関する指針を補完するため、新たに第三セクター改革ガイドラインを策定することを計画しております。第三セクターが資金調達をする際の損失補償が原則禁止となり、また、地域力再生機構と関連しまして、経営が著しく悪化した第三セクターについては、二〇〇八年度までに外部専門家を含む経営検討委員会(仮称)を設置して、二〇〇九年度までに存廃も含めた改革プラン(仮称)を策定することになつております。

三つ目は、この地域力再生機構法案が提出され

まして、その業務の一つとして、経営が悪化した第三セクターの再生に取り組むことが提案されました。このことによつて、自治体は、上記の改革プランを策定する上で必要なDDを実施する際に、経営検討委員会のメンバーに同機構の専門家の参加を要請することができるときであります。

このように、第三セクター改革というものが今日囲繫の政策課題になつてゐるということであります。このことについて、今回の地域力再生機構法案がどのような意義、意味を持つのかというごとについて、以下述べさせていただきたいと思ひます。

第一は、第三セクターのガバナンスについてであります。

二枚目に図をつけましたけれども、これは、地方政府社總覽をもとにして、二五%以上出資の第三セクターについて、一九八一年から一九九九年までの約二十年間の事業分野別の設立の伸び率を見たものであります。これを見ますと、観光・レジャー関係が五倍と最もふえておりまして、続いで福祉・保健医療・衛生関係が三・七倍、教育・文化関係が三・六倍と統いております。

観光分野における商法人の設立は、この時期の特徴であります民間活力の導入政策と密接に関連しております。事業の実施主体を第三セクターとする法律的な枠組みとして民活関連法が制定され、商法人形態を目指すセクターが急増することなりました。

福祉や教育分野における財團法人の設立は、この時期の行政改革と密接に関連しております。第三セクターが資金調達をする際の損失補償が原則禁止となり、また、地域力再生機構進し、歳出削減と民営化、民間活力の導入を強力に進めました。改革の流れは自治体にも波及し、地方行革が推進され、事務事業の見直しとともに財團法人などの設立が進められました。

これらの第三セクターのうち、経営破綻に伴う

らにつきましては、事業に公共性あるいは公益性が認められなければ、行政は原則として撤退することが必要であるとは考えておりますが、現実には、破綻処理に当たつて補助金、出資、貸し付け、損失補償など、出資責任あるいは債権者平等の原則を超えて自治体が必要以上に負担を負わされる事例が非常に多く出ております。

少し飛ばしまして、このような第三セクターの改革を抜本的に行うためには、私は以下三つのガバナンスが必要であるというふうに考えております。

一つは、会社 자체のコーポレートガバナンスであります。二つ目は、情報公開の徹底により、住民と議会による監視であります。三つ目は、行政における第三セクターへの関与をルール化した条例の制定であります。このように、会

社・住民・議会、それと行政の三位一体的なガバナンスを確立することによってこそ第三セクター改革が抜本的に進められるというふうに考えております。

大きな二つ目は、地域力再生機構の收支の問題についてであります。

再生機構の研究会の最終報告では、再生機構「経済合理性を尊重しつつ、短期・集中的に案件を取り組むとともに、徹底した採算管理の下、損失が発生しないよう業務を運営する」として、採算重視の姿勢を示しておられます。

産業再生機構の場合は、大型の案件があつたために損失を出すことはなかつたわけでありますが、地域力再生機構の場合は、中規模企業や第三セクターなどを対象としており、その上、人材派遣あるいは助言などの新たな業務を追加しているわけで、機構自体の経費が増加する可能性が非常に高いという問題があらうと思います。

この点について、研究会の中でもかなり激しい議論がやられた模様であります。赤字を出さないためには、早期エグジットが可能な再生見通しのわけで、機関の経費が増加する可能性が非常に高いという問題があらうと思います。

二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。

二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。

が出てきます。また、自治体の債務調整の方針についてはまだ決まっていないわけであります。今後の問題として整合性が確保されるのかどうかといふことも問題にならうと思います。

三つ目は、法案第二十五条十項では、支援決定場合は二年半としております。特例的に二年半、半年延ばしているわけです。第三セクターは会社法であります。さらに、場合によっては公的な資金支援の問題もあり得るわけですが、住民や議会によるガバナンスを保障するだけの時間的な余裕が保障されるのかどうか、このあたりも論点となるうかと思ひます。

大きな二つ目は、地域力再生機構の収支の問題についてであります。

再生機構の研究会の最終報告では、再生機構「経済合理性を尊重しつつ、短期・集中的に案件を取り組むとともに、徹底した採算管理の下、損失が発生しないよう業務を運営する」として、採算重視の姿勢を示しておられます。

産業再生機構の場合は、大型の案件があつたために損失を出すことはなかつたわけでありますが、地域力再生機構の場合は、中規模企業や第三セクターなどを対象としており、その上、人材派遣あるいは助言などの新たな業務を追加しているわけで、機関の経費が増加する可能性が非常に高いという問題があらうと思います。

この点について、研究会の中でもかなり激しい議論がやられた模様であります。赤字を出さないためには、早期エグジットが可能な再生見通しのわけで、機関の経費が増加する可能性が非常に高いという問題があらうと思います。

二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。

二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。二つ目は、出資責任や債権者平等の原則からす。

はちよつと夢物語ではないのか、あるいは、本当に助けなければならないところを除外してしまうおそれがあるのでないか、また、地域のニーズに合わない部分が生じるかも知れないなどの意見が出されました。

すなわち、地域力再生機構は、一方で、損失を回避するために支援決定を厳格に行けば、地域のニーズに合わなくなる可能性があり、他方では、地域のニーズに合わせれば、安易な支援決定による損失の発生と結果としての国民負担を招きかねないという、二律背反の関係があるように見受けられます。

この点に関連して、産業再生機構の財務面での対応を研究した深沢氏によれば、債権放棄とDES双方を実施した案件の割合が支援案件数の四三・五%、DESのみを行った案件が一三%となるております。債権放棄もDESも実施しない案件は一件もないということになります。

地域力再生機構はこの産業再生機構の地方版ということで、その機能などはそのまま引き継ぐという形で議論されておりますので、再生機構が厳格にバランスシートの改善を実施すれば、支援申し込みの段階において案件がふえない可能性もあります。どのように収支を確保していくのかということが課題になろうかと思つております。

最後に、第三点目であります。面的再生についてであります。

面的再生は、産業再生機構では制度的に不可能であったテーマであり、地域力再生機構独自の面的再生については、第六十七条で、国とか自治体などの連携の規定が設けられております。すなわち、地域力再生機構、国、自治体の相互の連携機能と、地域再生計画あるいは中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画など、これらの計画を優先的に認定するということで面的再生を図つていいこうと提案されております。

研究会でも、面的再生は容易ではない、一体何ができるのか、できないのかについて自治体と意

見交換をしてその方針を出していく、そのような意見が出され、面的再生というのは極めて困難なおそれがあるのでないか、また、地域のニーズに合わない部分が生じるかも知れないなどの意見に出されました。

この点に関連しまして、従来の地域再生モデルの延長線上で地域の再生投資を行うという意味でS双方を実施した案件の割合が支援案件数の四三・五%、DESのみを行った案件が一三%となつており、債権放棄もDESも実施しない案件は一件もないということになります。

産業の政策統合など、新しい地域政策モデルを射程に入れた地域再生レベルでの面的再生こそが求められていると考えております。

こうした広義の意味での面的再生を視野に入れ全体会が浮揚する可能性は低いと思われます。

以上、幾つかの論点を申し述べましたけれども、これらのことについて審議していただきたいと思つております。

○中野委員長 ありがとうございます。

以上で各参考人からの御意見の開陳は終わりました。

私なりに法案の言葉、目的などを言いいかければそういうことでございまして、そういうことから地域経済を再建する、あるいは信用秩序の基盤強化を図るという法案なのかなという思いでござい

ます。そういうことでございまして、そういうことから地域経済を再建する、あるいは信用秩序の基盤強化を図るという法案なのかなという思いでござい

ます。そういうことでございまして、そういうことから地域絏済を再建する、あるいは信用秩序の基盤強化を図るという法案なのかなという思いでござい

ますので、単純に、不採算だからすぐに廃止を、こうなるものではございません。

それから、仮にも多額の負債を抱えていたとしても、その負債がどのあたりから発生したものなのか。本業を幾らやつてもだめなのか、それとも本業以外のところで負債が生じたものなのか、そのあたりの見きわめをしながら、特に本業以外のところでの負債でしたら、銀行との調整等がかなり働く場面も多かるうと思います。そのことによつて、まさに日銭・キャッシュを生むというような順回転に持つていくことは大事なことだと思います。

これは、地域力再生機構のみならず、ほかの再建手法もすべて導入しながら、これらの生活基盤をなす企業等については取り上げていくべきだろうと考えております。

以上でございます。

○赤澤委員 確かに、なかなか破綻しづらくて最終的に大きな負債を抱えて倒れる前に、決断を促すというか、ぼんと背中を押すようなことが必要な事業類型というのはあるんじゃないかというふうに私は思っています。

瀬戸参考人、ありがとうございました。

それで、次に伺いたいのは、この地域力再生機構が支援決定していくに当たって、支援対象の決定の公平性とかあるいは透明性といったことについての議論がかなり活発になされております。非常におもしろい例え話をしてくださいました藤原参考人にお話を伺いたいと思います。

私は、全く同感で、私の言いたいことが実はその例えで非常にうまく説明できるかなと思いまして。それは、企業について健診から外科手術までといったことを例えられました。私は、今回地域力再生機構については、やはり産業再生機構で使つたような事業再生の手法をきつととするべきだと。

それは何かといえば、支援対象については、最も基準だけは絶対つくつておく、この基準を満た

さないような企業はどんなに頑張つても持続可能な再生は無理だというようなはつきりとした基準はつくつておく。これは大事だらうと思いますけれども、あとは、いわゆるプロフェッショナル

ジャッジメントといいますか、専門的な判断をきちっと専門家にしてもらうということが必要だ。そのときは、藤原参考人の例えでいえば、まさに患者さんを診たときに、これはもう悪性腫瘍ではあるけれども、リスクをとつて外科手術をするれば今後夭寿を全うできるというような判断になりますが、あるいは、おなかを開くまでやつてみたるに、むしろ体力を弱めるだけだと。

そういう判断については、むしろこれは医師の専門性、あるいは、今回でいえば事業再生の専門家が、ある意味、今までの知見、そして全人格を総合して判断をしていくというものであつて、決して、何か客観的な基準を政治が法律の中に盛り込んだり、政省令で定めたり、告示でつくつたりということで縛つて、機械的にこの基準に従えば全部これがうまくいくんですよなんということは絶対にあり得ない、そういう分野なんだと思ひます。

○赤澤委員 確かに、なかなか破綻しづらくて最終的に大きな負債を抱えて倒れる前に、決断を促すというか、ぼんと背中を押すようなことが必要な事業類型というのはあるんじゃないかというふうに私は思つています。

瀬戸参考人、ありがとうございました。

それで、次に伺いたいのは、この地域力再生機構が支援決定していくに当たって、支援対象の決定の公平性とかあるいは透明性といったことについての議論がかなり活発になされております。非常に大切なる論点でありますけれども、この点は、非常におもしろい例え話をしてくださいました藤原参考人にお話を伺いたいと思います。

私は、全く同感で、私の言いたいことが実はその例えで非常にうまく説明できるかなと思いまして。それは、企業について健診から外科手術までといったことを例えられました。私は、今回地域力再生機構については、やはり産業再生機構で使つたような事業再生の手法をきつと専門家の手で行つてもらつます。

そのときには、再生委員会の人選ですね。本当に政治的な圧力には無縁で、なおかつ一流のプロ、そういう方に集まつてもらうことでの機能は動く、産業再生機構の教訓であるとも思いますけれども、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○藤原参考人 医者というか、病気に例えさせていただいたんですけれども、本当にこの地域力再生はありますとか、債権放棄は債務の額あるいは債権の額に従つてプロラタ方式でいくとか、あるいは出資、人材派遣といったこともやる。さらには、置かれる場所が地域のしがらみのない中央であつた、受け入れ先がなかなか見つからないとか、あるいはこの機構の調整能力に期待するというあたりは、まさに全国的な視野を持つた地域力再生機構が、受け入れ先を探す、あるいは地域のしがらみからは無縁な判断でしつかりと調整能力を發揮する、こういった点の期待にこたえられるかなと結論でございます。

私もたくさんの中企業の再生をお手伝いして

おりますけれども、やはり、一〇〇%自信を持つて、これでよかつた、間違いないと思えるものと私は本當にあるんだろうか。多少なりとも迷いながらも仕上がりしていくものだと思っております。そういう意味で、この地域力再生機構の委員会のメンバーの御人選というのに期待したいといふふうに思つております。

○赤澤委員 ありがとうございました。

持続可能な事業であるかどうかをしつかりと判断する。今回の地域力再生機構について言えば、地方公共団体も含め、金融機関、そして国からも出資をしてという考え方でつくつておりますので、これについては、逆に、きつとした支援対象の選定をせずに、何にでも公平にやらなきゃいけないからというような観点に引きずられて、お金なりをつぎ込んだ結果やはり破綻というようなことは、厳に回避していかなければいけない。そういう意味で、専門家の判断を非常に大事にしていただきたいというふうに思うところでござります。

それから三番目に、これは矢田参考人にお伺い

をしたいと思います。

それは、やはり地域力再生機構ならではの手法

はのものである。そこに対する期待が本当に大き

いんだろうということについて、お考えをいただければありがたく思います。

○矢田参考人 赤澤委員のただいまの御質問でございますが、まず、おっしゃいましたように、専門性が非常に重視されるということは重要な観点であろうというふうに思つてございます。

全国を見渡したときに、まさにそういった人材が各地にいらっしゃるかどうかという点があろう

と思っておりますが、そういう点では、そういう点の専門家の皆さんに御相談することがなかなか困難な場合も多く受けられるということも考えておかぬきやいけませんし、また、その場合の手法等につきまして、今お話ししましたが、まさにこの手法等について、実際にその任に携わつておるメンバーにきつとそういう情報が伝えられて、そしてまた考え方が、その中で明確に判断できるような状態でもつてわかるようになります。現在、私どもの方では、こういつたことは思つております。

また、地方議会の場合には、御案内のように、

これは必ず議会に対する説明ということもござります。現在、私どもの方では、こういつたことは思つております。

もう全部、コンプライアンスの関係もございますので、外部のそういう専門家の皆さんにお入りいたいです。ただ、やつてきてござりますけれども、そういった際に、やはりその任に立つていただく方に對する信頼度といいますか、そういう信頼度というのも重要なことであろうというふうに考えてございます。

ですから、こういう点に関しては、まさに中央でのこういう機構ができた上で、その専門家の方々が、そういう方にもいらっしゃる人材の皆さんともいろいろ打ち合わせをしていただき、そしてまた議会の方にも御意見を述べていたら、これにまさるものはないのではないかと思います。

ただ、そういう事態に対応する際には、その事業主体そのものが実際に自分たちのものとして懸命に自主努力をして、そして、それに對してきちんとしたことが将来見渡せるように努力をするということが前提であって、その上に立つて、それでございますが、そういう点も含めまして、やはり今回この地域力再生機構の果たすメリット、役割というものは大変大きなものがあるのではないかというふうに私は感じてございます。

○赤澤委員 ありがとうございます。

私は、いろいろな人から話を聞くと、地域の人間だけ事業再生を相談していると、どうしてもしがらみとかがあつて頑張り切れない、こういうことでもよく聞きますので、この機構がしっかりと、中央にあるという立場、立ち位置に基づいて機能を發揮してくれるんじゃないかなという点に大いに期待をしているところであります。

そして、入谷参考人によるとお伺いしたかつたんですが、私の能力のなさで、大変立派な大部

な資料を用意していただいたのですから、なかなか活字を追うのに、そつちの方に気が行つてしまいまして、固有の質問という感じでなくて恐縮になります。

私はむしろ現状はいろいろ悪化していくという点でデメリットを感じるのでありますけれども、その辺についてはどういうふうにお考えになつておりますでしょうか。

○入谷参考人 ただいまの御質問に対しても、確かに、地域には多くの赤字あるいは債務超過に陥った三セクがあるということは私も承知しております。そして、私は、これについて基本的に、どのようにしたら地域が自律的に解決ができるいくのかということを絶えず考えてきました。

今回、地域力再生機構法案が提出されておりますけれども、この法案、機関 자체は五年間の时限であります。私は、むしろ、地域の寿命は長いでありますから、その長い寿命を考えたときの本格的なガバナンスのあり方はどうなのか、そのガバナンスから見て今回の機構の貢献というものはどのようなことが考えられるのか、そういう観点で今回意見を述べさせていただきました。

○赤澤委員 ありがとうございます。

わたくしは、多くの債務を負つた三セクについては、公共性、公益性の観点から、あるそういうものを活用しつつも、地域の寿命に合つ、本格的な地域の三位一体のガバナンスといふものを模索していくことが本質的には大切ではないか、そういうふうに思つております。

以上であります。

○赤澤委員 ありがとうございます。非常に的

にお話しをいただきまして、私も大いにうなづけるところがございます。

これは时限でありますので、一方の考え方としては、私は当然のことながら、成功モデルをつくつて短期間に、これ以上債務が拡大しないうちに片づけてしまうということで地域力再生機構に大変期待をしておりますが、本格的ガバナンスを確立したい、法的整理をやつしていくべきだという考えにも一理あります。

ただ、そういう点は、関係者の了解のもとに事業再生を図つていくと私申し上げたんですけれども、そういった中で、過去の損失を出したことで、責任も含めて、関係者がきつと責任の明確化といったことにも取り組んでいただき、経営努力をしていくという中でうまく対応していくのではないかなど私自身は期待をしているところであります。

最後になりますけれども、私は、やはり今回の法律が一番機能する部分の一つというは三セクだなと思います。財政健全化法で背中を押すとともに、地域力再生機構ならではの手法でしっかりとサポートして、三セクを立て直していく。また、いろいろな意味で民間企業にもできる限りこの成功モデルに乗つて利用していただくということが必要だなと思います。

そういう意味で、最後にもう一度、神戸市長矢田参考人に、この制度について、待つたなしであつて、これがないと本当に困るんだということを、全国の市町村長代表としてよろしくお願ひいたします。

○矢田参考人 赤澤委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、財政健全化法が施行されるという状況の中で、これは数々の指標が加えられたものでございまして、その中で特に将来負担比率といふもの、外郭団体等を含む損失補償の分野等に関しまして、これが全部適用の対象になるということございますので、そういうふうに思つております。

と、全国のセクターを抱えておる団体共通のやはり問題として認識をし、それに対する対応とし

てこの法案が成立をしていただけることを私どもは期待しておるというところでございます。

○赤澤委員 参考人の皆様、ありがとうございます。

○中野委員長 次に、泉健太君。

私たち民主党も、地域力の再生ということには大変関心を持っておりまして、これは、我々が訴えております「国民の生活が第一」という中でも、特に地域と都市の格差、これをやはり縮めていかなくてはならないという中で、今地域が負つている負の遺産、これを何とかしてなくしていくかなくてはならない、こういう考え方を持っているものではありません。

○赤澤委員 参考人の皆様、ありがとうございます。

○中野委員長 次に、泉健太君。

私たち民主党も、地域力の再生ということには大変関心を持っておりまして、これは、我々が訴えております「国民の生活が第一」という中でも、特に地域と都市の格差、これをやはり縮めていかなくてはならないという中で、今地域が負つている負の遺産、これを何とかしてなくしていくかなくてはならない、こういう考え方を持っているものではありません。

○赤澤委員 参考人の皆様、ありがとうございます。

○中野委員長 次に、泉健太君。

私たち民主党も、地域力の再生ということには大変関心を持っておりまして、これは、我々が訴えております「国民の生活が第一」という中でも、特に地域と都市の格差、これをやはり縮めていかなくてはならないという中で、今地域が負つている負の遺産、これを何とかしてなくしていくかなくてはならない、こういう考え方を持っているものではありません。

○赤澤委員 参考人の皆様、ありがとうございます。

○中野委員長 次に、泉健太君。

私たち民主党も、地域力の再生ということには大変関心を持っておりまして、これは、我々が訴えております「国民の生活が第一」という中でも、特に地域と都市の格差、これをやはり縮めていかなくてはならないという中で、今地域が負つている負の遺産、これを何とかしてなくしていくかなくてはならない、こういう考え方を持っているもの

ではありません。

そういう中で、大変すばらしい御指摘、また御説明を四参考人の皆様からはちょうどだいたいいたしました。私も、同僚の赤澤委員と同様に、大変わかりやすい説明であったというふうに思つております。

そういう中で、まずは、やはり各参考人の皆様が御指摘をいただいておりました人材の点であります。

えは、まだまだだと思います。日々、OJTといふわけではないんですが、いろいろな案件と一緒に経験を積み重ねることによって、さらに多くの人材が育成されていくものというふうに期待してしております。今でも多くの立派な先生方もおられるというふうに確信はしております。

○瀬戸参考人 私が冒頭に自己紹介の中で申し上げました事業再生実務家協会ということころは、まさに、この人材、事業再生人材の育成をずっと図ってきた団体であります。産業再生機構の中に

るファンデですね、民間ファンデが成立し得る其盤が弱いというふうに言われていて私もは承知しているんですけど、その意味でいいますと、やはり私は、中小企業再生支援協議会が全国にあります。また全国組織もあるということで、この協議会の人の脈、人材、経営人材を有効に活用する。そういう手立てがあろうかというふうに考えております。

○泉委員 ありがとうございます。

先ほど矢田市長の御説明の中で、神戸市の方で

三年ほどかけたわけでありますけれども、外部の公認会計士でございますとか、あるいは学識経験者、そしてまたその他の方にお入りをいただきましたとして、これを構成いたしました。

考えてみますと、御承知でございましょうが、現在、監査委員制度がござりますけれども、この監査委員制度も、包括外部監査ということで、これも特定の会計士あるいは弁護士といった方にお願いをしてまして、包括外部監査を三年間やつていただいて、三年でまた交代をするという状況に

再生支援全国協議会、そういう活動を続けられる中で、人材の不足というものを痛感なされていく。そして、これはあらゆる再生にかかわる方々、どの方々においても、全体的に人材不足であると言ふべきである。

もここからのメンバーがかなり入っておりまます。それ以外にも、より多くの人たちがいるわけでもあります。

は経営評価委員制度、これがまさに専門家の皆様にお集まりをいただいてということでございまして、この経営評価委員制度、現在そういった外部の方に評価をいただいているという中で、さらに

なつてござりますけれども、こういうような方々にかかわっていただくということは、実は私は感じておるんですが、非常にやはり目が変わつてしまります。目が変わるとということは非常に大事なことだと思います。我が立場からいへば

いうことか言える弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、そして金融機関も含めて、再生支援人材不足というようなことがあるんではないかということを御指摘になられております。さらに、この再生機構ができ、そして先ほどまでに五万とというお話をありましたけれども、それぞれが経営検討委員会の中で専門家を呼ぶことができると、実際に人の手当ては本当に大丈夫なんだろうか、質の高い専門家の確保、養成といふものを、では果たしてどのように行つていくべきなのかということについて、矢田市長以外の三名の方からお伺いをしたいというふうに思います。

等々で、地域の負担力との兼ね合いでどこまで自分ができるのかというところが一番の問題であるうと思います。そういう意味で、民間のファンダム等にいる事業再生にかかる方々ではなく、今回地元の再生機構のような公的な機関で、一つの地域、一つの企業、一つの三セク等々でコストを考えるのでなく、全体として再生業務を行つ中で費用バランスをとっていくことが大事なことではないのか。今回の地域力再生機構の目的の一つは、地方に比較的層の薄い人材を配分するところにまさにあらんどうと思つております。

○矢田参考人 それでは、泉委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。
まず、この外部の經營評価委員会制度として設
立された中規模企業に対する地域再生機関の役割分担みたいなものはどのようにならっていくことか。もちろん、神戸市が地域力再生機構の何か支援を受けるというような第三セクターあるいは中規模企業があればということになるのかもしれませんけれども、現在も既に専門家を外部から入れて行っているこの制度と機構との今後の役割分担、これについて教えていただけたらと思います。

ことでもございまして、我々が受けたいたいよしな点と、そしてまた、その以前に任につかれた方の目と、また少し違った観点でもって指摘をしていただけたというようなこともございました。

ですから、こういう地域力再生機構という中央の非常に高い専門性を持たれた機構が全国に対しそういうふうに目配りをしていただきて、そして状況に對して的確な御指示をいただけるということになれば、私は別に神戸市の今の経営評価委員の制度と重複するとは思つておりますんで、むしろそういう中から新たなまなざしをちようだいでできるのではないかなどというふうに実は感じてござります。

○藤原参考人 再生専門の人材育成ということなんですねけれども、さきの産業再生機構が大きな役割を果たしたというのは、一番はそこにあるのではないか。そこで雰囲気を醸成するというか、一気に再生というムードをつくり上げてきた。その中から再生人材というのが大きく広がってきたのではないかというふうに思っております。

それともう一つは、先ほど来から御指摘のように、地方の場合には、やはりしがらみのない人たちを人的に配分するというところもまた今回の地域力再生機構が果たし得る機能の一つである、とう考えております。

○入谷参考人 御質問の中身については、私は専務家ではありませんので、お答えできる範囲が限られます。

けましたのは、私どもは、やはり大震災に遭遇をいたしまして、市の財政全体そのものを外郭団体も含めてどのように点検をしていくかということに迫られたわけでございまして、そういう中から、まず、市の内部の事業について徹底的に見直しをし、そして人員削減を図り、また起債の残高を減らしていく、そういうた割合をする一方で、

ですから、やはりこれから徹底して、外部の分析、そして議会のチェック、さらに内部での統廃合に向けてのあり方というようなものを点検していくということをさせて私は考えていく必要があるのではないか、このように考えてござります。

おかげさまで、協議会でもかなり専門家といいうのも育ってきております。さらに今、専門家のうちでも、特に再生をさらに勉強してほしい、勉強を一緒にしましょうという形での研修活動を日々積み重ねております。そういう中で、本当に多くの人材が育つてきている。ただ、これで十分かとい

られるかと思うんですけれども、全国には、中山間地あるいは地方都市において三セクとして立派に成功している例もあるわけですね。そこではなぜ成功しているのか、そういう問題を考える必要があります。

外郭団体についてのやはり存立意義というものを、公益性あるいは公共性に対しどのように貢献しておるのかということも含めて点検をしていくこととしたわけでございます。

その際に、やはり内部だけでそれを見ておつたのではだめではないかということで、これは実は

○泉委員 もう一つ、矢田市長の方には、まさに自治体のトップとして、私、冒頭に申しました、過去の三七ヶが行つてきた事業、そしてまた残してきた負債、そして経営に対する責任というのについては、大変やはり現場の方々では難しい、以上でございます。

というのがなかなかできていなかった。二つ目には、債権放棄を伴うハードな事業再生についてはなかなかできていなかった。こういった二つのケースを主に念頭に置いて取り組みたいんだ、こういう御答弁でございました。

両参考人におかれでは、これまで企業再生の実務が豊富でいらっしゃいますので、そういった立場から、この機会の必要性についてどういうふうにお考えになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○藤原参考人 まず、お話をいただきました中小企業再生支援協議会というもののところで債権放棄等、複雑なもののがなかなか難しいということについてですけれども、確かに程度問題はございませんけれども、債権放棄案件というのも、やはりかなりの数をやっていることは事実でございます。

すけれども、数とすれば、やはり三百社以上の債権放棄案件をしております。

ただ、重要なのは、難しい、複雑などいうのは人それぞれ程度はありますけれども、やはりそこにはすごい時間とエネルギーがかかるということだと思います。協議会でそういう案件を数れば

ば、本来もつと支援してあげなきゃいけない地元のいろいろな企業の支援に手が回っていない危険性もあるというのではなく危惧するところであります。

そういう意味で、地域力再生機構には、特に交渉等で時間のかかる、地方自治体さんとか、そういうところの交渉に時間のかかる複雑な案件については専門的にやっていたければあります。

○瀬戸参考人 既存の事業再生の手法に屋上屋を重ねるものじゃないか、こういう御指摘、御質問の趣旨かと思いますが、今回の地域力再生機構は、既存のものと重なり合うものでは全くないと私は思っております。

私的な整理の手続としては、銀行協会等が中心になつて行つてある私の整理ガイドラインの手続

がございますが、これは大手の上場企業等を相手とするものでございますし、それから中小企業を基本的には生支援協議会、これは本当の中小企業再生支援協議会、これは本當の中小企業を基本的に

がベースとする手続でございます。

一方、今回の地域力再生機構に私が期待すると

ころは、先ほども御説明させていただきました

が、既存のしがらみにとらわれない中立的な立場

で行うもの、それから、公的な金融機関等々にも

協力の義務を課すことができるもの、まずデュー

デリを行う場合であつても、自治体それから金融

機関等に対し協力の義務を課せられるもの、こ

ういうものは私的なファンではとてもできるも

のではございません。そこまで洗い出しをしない

と、三セクが根深く持つている問題のえぐり出し

というのは私はできないだろうと思います。そ

のところでございまして、さままな

ためにこの地域力再生機構を最も私は期待してい

ただけるものだと期待しているところでもあります。

以上でございます。

○石井(啓)委員 では、続きまして矢田参考人そ

れから入谷参考人、お二方にお伺いしたいと思う

んです。

三セクを再生する際に自治体の責任というの

はどういうふうに考えたらいいのか、自治体の責任

のとり方ということでございます。

当然のことながら、三セクはそれを主導した自

治体があるわけでございますけれども、この機構

を活用した再生をする際に、その設立をした、主

導した自治体の責任についてどこまで求めるの

か。出資責任というのがございますので、減資等

が行われることは当然考えるわけでございます

あるいは、三セクをつくったそもその政治責任

はどうなんだということもあるわけですね。

ただ、経済面あるいは法的な面からいえば、こ

の機構を利用した再生というの私的整理の一種

ですから、債権放棄を求められる関係金融機関の

了解が得られればそれで済むということではある

と思うんですけれども、一方で、自治体としてのこの点についてどのようにお考えなのかをお伺いいたしたいと存じます。

○矢田参考人 石井委員の御質問にお答えを申し

上げます。

まず、財政支援というような観点で、公共性、

公益性というようなもの、あるいは地域の経済の

活性というふうな点に関しましても、さまざま

に思います。

この点につきまして、三セクというのは、マーケットリスクとか安全性リスクとか、そういうリスク分担を契約によって行つていなかつたので、無責任体制があり、失敗したのは当然である。したがつて、PFIのように、リスク分担をやつて契約に基づいて事業を進めることによれば、経営というのではなくんだといふに言われていたわけですけれども、やはりPFIも、例えば福岡市のPFIも、PFI初としての破綻がありましたし、あるいは仙台市では、PFIの屋内ブルの天井落下により三十五名の人身事故がありました。あるいは高知県高知市では、病院PFIがありましたが、これども、ここも資金ショートを起こすなど、マーケットリスクを十分カバーできないようなPFIが全国に間々見られる。

したがいまして、リスク分担をすれば、責任を契約によってやれば、経営破綻のようなものは起こらないと言われていたけれども、本当にそうなのだろうかということで現実を考えるにつけ、私は、先ほど申しましたような三つのガバナンスと

いうことで、責任のとり方といいますか、責任をとらなくて済むような、そういうガバナンスのあり方を考えていくことが寿命の長い地域においては必要ではないかというふうに考えております。以上であります。

○石井(啓)委員 それでは続いて、三セクの関係で、矢田参考人それから瀬戸参考人にお伺いしたいと思います。

自治体が損失補償をしている金融債権の扱いということです。三セクでは、金融機関から借り入れをする際に自治体が損失補償をしているケースが少なくないというふうに承知をしておりますけれども、再生する際に、金融債権の債権放棄ということはどういうふうに考えたらいのかということなんですね。

実務上は、機構に再生案件を持つていくという際には、自治体が金融機関を説得して、債権放棄に応じてもらえるという合意ができる場合に持つ

ていくということに恐らくなるんだろうとは思いましたけれども、ただ、金融機関側からすれば、それは自治体が損失補償をしたから安心して貸したんじゃないかなということで、損失補償をされている金融債権がどんどん債権放棄されるということになると、これはちょっとモラルハザードにつながるのではないかなということもあります。

そこで、そこら辺はどういうふうに考えたらいいのかということが課題になる。それはいろいろなケースで、一律には扱えないかもしませんけれども、この点についてどういうふうにお考えなのか、お伺いをいたいと存じます。

○矢田参考人 石井委員の御質問にお答えを申し上げますが、まず、対象となる三セクの状況といふものがやはりベースになつておるというふうに考えるのが普通ではないかと思います。

当然でございますけれども、損失補償というものは予算の一部でござりますから、当然に議会の議決を経なければこれは成立をいたしません。そ

れで、あるいはそれ以後の見通し等について十分な議論をし、そしてその中で判断をしていく。そういうふうに今後の地域力再生機構のお世話になつて、これに対して対応をしなければだめだといった手続があつて初めてそういう状況が生まってきたおる。

それが、そういう今の地域力再生機構のお世話になつて、これに対して対応をしなければだめだという事態が仮に起こるというふうなことになつて、引当金を積んでおるというところももちろんあるわけですが、そういうふうなことになつて、横浜地裁が実質保証であつて憲法違反であるという取り組みをするのかわかりませんが、このあたりの問題については今後大いに検討しなければならぬところであります。

損失補償については、川崎のターミナルの問題で、横浜地裁が実質保証であつて憲法違反である

○入谷参考人 ただいまの御質問に対してです

けれども、私も、三セクがなぜ破綻したのかとい

ことについては関心を持って調べてきておりま

す。

また、今日、最近では私の学会に所属する研究

者の中でも、ソフトな予算問題ということで、そ

ういう無責任体制が生み出すような出資の比率だ

とか損失補償の問題があるというような研究も出

てきておりますが、私は、さかのばれば、一九八〇年代のJAPIC、日本プロジェクト産業協議

会、このあたりの考え方が原点にあるのではない

かと考えております。

特に、第三セクターがこの時期に多く設立され

た背景には、採算性は乏しいけれども官のバック

アップがあれば何とか参入できる分野があるとい

うことで、それ行けという感じで一斉に入つてい

くわけですが、その際に、幾ら補助金を出し、地

方債で建設資金を調達し、また低利の貸し付けを

○瀬戸参考人 銀行為融資する際に自治体の損失補償がついている場合に、銀行がそれをむやみに債権放棄することはできない、それは当然のことになります。銀行としても株主に対する責任がございますので、回収可能なものを放棄するということができないのは、これは当然でございましょう。

しかしながら、損失補償というのは保証とは

いまして、まず損失を確定して、その不足してい

る部分について補てんをするという仕組みでござ

ります。したがいまして、まずは、第三セクター

から最大限の回収を図つてもらう。そのためのルールをきっちりとつくつておく。そこで不足する

部分について、確定したものについて自治体の方

で負担をする。負担をする場合でも、その場合の

負担の方策等については金融機関と協議をする、

そういうルールづくりが必要だろうと思つております。

地域力再生機構が損失補償の問題に対しても

どうするのかとか、それから、

三セクの仕組み上の問題がどこにあるのかとか、

立ちはだかる三セクを選んで取り組むとするなら

ば、今直面している全国の破綻した三セク問題の

解決としては余り期待ができないということに

なつてくるかと思うんです。

だから、まず、なぜ三セクは破綻したのか、か

なり多くのものが破綻していますから。それは、

三セクの仕組みの問題がどこにあるのかとか、

投資と責任分担をどうするのかとか、それから、

借り手責任と貸し手責任というものがあります

ね、その明確化をどうするのかとか、やはり一つ

一つ丁寧に実証的研究とか分析を深めないと、こ

れからの方向というものはなかなか出てこない

んじゃないかと思うんですが、この三セク破綻につ

いてのお考えについて伺いたいというふうに思

います。

私、三セク問題をきょうは中心にお聞きしたい

と思いますから、入谷参考人、そして後ほど矢田

参考人の方にお伺いしたいといふに思いま

す。

けれども、そこでその後どのような調査がなされ、どのような準備がされているかということについて知りませんのですから、余り確かにことを言えないんですけど、新聞報道で見る限り、例えば、地域力再生機構が借り入れをする場合の政府保証が一兆六千億だという話あります。これは、産業再生機構の場合ですと数十兆ですから、十分の一しか政府保証をつけないということですね。このことを考えると、恐らく中規模企業あるいは三セクの案件というのは非常に小規模なものだ、ということを考えられます。

他方では、日経のビジネスオンラインというようなインターネットのニュースでは、再生機構が今準備を進めている五十の三セクリストということがありました。このようなものが実際どのように議論されているのかというのを私は知らないんですね。けれども、まさにそのようなことをこの準備室がかなりやはり詰めて仕込みをやつておられると思いますので、そのようなデータをぜひ開示していただき御議論されていくことが大切ではないかと思っております。

そして、地域力再生機構については、恐らくやはり小ぶりの案件であって、二律背反という問題がスタート時点からつきまとつて一応いろいろな情報を集める限り予測されるというふうに思っております。

○入谷参考人 お答えしたいと思います。

これは国とか地方公共団体が機構と連携をするという連携機能の問題になると思うんですねけれども、これにつきましては、私は、例えば地域再生計画を優先認定するというような話がありますけれども、では機構側から自治体側にどのように働きかけるのかという、こっちのベクトルの話がないと思うんですね。優先認定をして自治体が再生機構に協力するというのはあるんですけども、では面的再生に関して機構側からサジエスチョンをするなり方針を出したり、そのようなベクトルの話がないので、私は、そこはどうなのがなど、少々不満でもあるけれども不安なところであります。

以上であります。

○吉井委員 もうあと残り時間も少なくなつてきましたので最後の質問になるかと思いますが、矢田参考人に伺いたいんです。

地域の中堅企業などの再生に取り組むという意味での地域力再生機構の役割と、それから自治体中心の三セクの再生に取り組む再生機構というのは、同じように再生させるという仕事に取り組むにしても、本来、別に考えて、中小企業の方でしたら、もともと経済産業省の世界でいろいろな考え方というのはこれまでからもあったわけですし、三セク問題だと、いろいろな三セクがあるわけですけれども、しかし、本当に丁寧に一つ一つやはり実証的に研究して、そしてそれを最終的につぶさなきやいけないものはつぶさなきやいけないということになると思うんですけれども、本当にこの部分は再生できるのかどうかとか、そういうところをやはりきちんと検証しながら再生をさせることを考える。

となると、ちょっと異質なものをくつつけた地域力再生機構というのは、どうも余りしつくりいきようなものに感じられないんですが、矢田参考人の方はこの点についてどのように見ていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○矢田参考人 吉井委員のただいまの御質問でござ

ざいますけれども、先ほど冒頭の意見陳述でも述べさせていただきましたが、私どもはニュータウンをたくさん実は造成させていただきまして、その中で、ニュータウンの地域利便施設として必要な、そういうものがございますので、これにつきましては実は株式会社でもって、株式会社神戸ニュータウン開発センターという形で運営をさせていただいております。

これは、あくまでも地域の活性、そしてやはり地域経済にも関与ができるようというふうな観点で取り組んでございますが、いわば先ほどおしゃいましたテナント業でございまして、実際の経営はすべて民間企業が入つていらっしゃる。そういう中で非常に収益を累積してきた体質のものでございますので、今のところはこういった課題類に直面はしてございません。

ただ、全国的に見ますと、先ほどの例をおつしやつておられたような案件にならないように、目を配つておくことは当然であろうと思つておりますし、また、企画する段階で、そういうことについて十分にやはり、どうなるべきか、あるいはどういうふうになるんだろうかという予測を考えておく必要はあるうといふうには思つてございます。

そういうった点を考えまして、そいつた点を含めて自治体全体でもつて三セクの対応というふうに考えましたときには、やはり私は、冒頭申し上しげさせていただきましてけれども、財政健全化法の将来負担比率というものは、これは一部事務組合、広域連合、そしてこの三セクというものにわかつてまいります。ですから、まさに地方自治体全体の、公営企業も含むものも含めてでござりますので、相当大きな規模のものになつておろうかと思います。それに対しての尺度が導入されるわけでございます。

そういうった際に、やはり自治体そのものの存立意義というものが当然問われるわけでございましょうし、また、その中における住民の皆さんのも反映をしながら、そして議会ともそういう点でございます。

○中野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤澤亮正君。

○中野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○中野委員長 引き続き議事を進めます。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官山崎史郎君、政策統括官藤岡文七君、総務省大臣官房審議官榮畑潤君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中野委員長 質疑の申し出がありますけれども、やはり原点は、そのところをどのように情報公開し、また透明性を高めながらやつていくかという点が私は問われております。

しかし、そういう点で今回のこの機構法が成立することによってメリットが生まれるというふうにも考えてございますので、そういう点で、ぜひこの早期制定について、私の方からはむしろお願いを申し上げたい、こういう気持ちでございます。

以上でございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

参考人の皆さん、どうもありがとうございました。

○中野委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言)あいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

参考人の皆様は退席いただいて結構でございます。

〔委員長退席、櫻田委員長代理着席〕

○赤澤委員 ありがとうございます。地域力再生機構法案の質疑になりますと自民党から漏れなく私が出てくるということで、毎度登場しまして、大臣にも木村副大臣にも加藤政務官にも大変申しわけなく思いますけれども、よろしくおつき合いをいただきたいと思います。自由民主党の赤澤亮正でございます。

先ほど参考人質疑が終わりました。印象に残つた点をちょっと申し上げておきます。

矢田神戸市長は、三セクを多く持つておられる立場で、この地域力再生機構ならではの再生手法というものに大いに期待をすると。

神戸株式会社と言われる非常にすぐれた経営的手法で市政の運営をされている、そういう大市長でありますから、決して恨みがましくはおつしやいませんけれども、平成十五年九月の指定管理者制度の導入で、公の施設をどうも株式会社がどんどん効率よくやるようになって、それまで頑張つてやっていた三セクとか外郭団体が、競争力が劣れば、ある意味でどんどん仕事がなくなつていつてつらいです」というようなこともおつしやつていたのが大変印象に残りました。

それに加えて、地方公共団体の財政健全化にする法律で今後いろいろと赤字の実態などが明らかになつて背中も押される、せひ少しでも早くこの地域力再生機構をつくり上げ、きつとしたりセクの再生手法というのを確立してほしい。指定管理者制度などを入れた国にも少しあは責任をとつてよとはおつしやいませんけれども、そんなニュアンスも若干感じたところでございます。

それから 中小企業再生支援全国本部統括プロジェクトマネージャーの藤原参考人からは、いわば彼が専門家であります地域に置かれている中小企業の再生支援協議会といふものは、地域の総合病院なんだということであります。しかしながら、ある意味公的な背景を持たないと、彼がおつしやつていた、建設土木、ホテル、温泉旅館などの再生はなれているんだけれども、最近交通の事

案が非常にふえてきた、これについてはまだまだノウハウ不足みたいなこともおつしやつて、とにかく、三セクあるいは交通については、ぜひ地域

力再生機構のもとで、専門病院の集中治療のようない形で成功モデルをつくつてほしいと。この支援協議会、地域のものとは補完関係でうまくやつていただきたいんだ、その補完関係を早く築きたくて、機構の誕生を待つてうずうずしているというように私は感じられました。

それから三番目に、弁護士の瀬戸先生でありますけれども、地方で三セクということになると、どうも破綻の引き金を引く人がなかなかない。これはしがらみとかいろいろなことがありますけれども、関係者であります行政も、あるいは首長さんも、あるいは三セクのトップが地方の有力者だつたり、とにかく破綻させて余り得する人がいない。なおかつ、金融機関の債務保証などがついでいれば、これはもうどこまでも負債が膨らんでしまう。こんなことではやはりよくないので、この地域力再生機構には期待するところ大ではなからうか、こういう話でございました。

最後に、宮崎大学教育文化学部教授の入谷先生がおつしやつていたのは、彼は地域力再生機構について若干批判的な部分があつて、その大きな部分というのには、三セクの問題というのは、非常に数も多いし本質的な問題をはらむので、时限での地域力再生機構をつくり上げ、きつとしたりセクの再生手法というのを確立してほしい。指定管理者制度などを入れた国にも少しあは責任をとつてよとはおつしやいませんけれども、そんなニュアンスも若干感じたところでございます。

それから 中小企業再生支援全国本部統括プロジェ

に聞かせていただきたいで、若干認識が深まつたことがあります。私が前回申し上げましたとおり、

産業再生機構が事業再生のバターンをつくり上げたんだ、そのやり方は有効性が高いと考える、そしてそのやり方でぜひ再生の必要性のある事業を取り上げてほしいんだと。

先日の野党の先生方の質疑では、民間企業と第三セクターが同じ支援スキームの対象となることは疑問だというような御指摘があつたんですが、私は、むしろ逆じやないかなと思つています。再生しなきゃいけない必要性の高い事業というのは、民間だろうが三セクだろうが、あると思うんですね。

民間企業の中でも、実はきょう藤原参考人が指

摘された、交通という新しい類型が割と破綻に瀕することがふえているけれども、何でだろう。私は、答えは、日銭商売、キャッシュフローがきちつとしていてお金がどんどん入つてくる、キャッシュショートが起きづらいというようなものは、やはりなかなか倒れずに、下手をすると債務が拡大しつ放しになつちゃう。あるいは三セクについては、先ほど債務保証とかいろいろな指摘がございました。赤字が拡大しながら、しかも事業の質は全然改善しないのになかなか倒産しない、こういう類型が民間企業であろうと三セクだろうと共通してあるわけであります。こういうものにつれてきつと再生をしていくといふ必要性は高いというふうに思います。

その場合に、産業再生機構というのは非常に多くの難題に挑んでいくのが本来の姿ではなかろうか、こういう御指摘でございました。

いざれにしても、この地域力再生機構につい

て、問題点を指摘しながらも、非常に特色のある取り組みである、特に最初の三人の参考人の先生方は、これを渴望しているぜひやるべきである。そういうことだったということを私は認識いたしました。以上を踏まえて、質疑をさせていただきたいということであります。

私は、再生の必要性についても参考人の先生方

しないというタイプ、三セクも同様だと思います。共通点がむしろ多くて、同じ支援策を用いるのがいい、合理性があると考えますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○大田国務大臣 先生の御指摘は極めて的確なものだと思います。

一般御質問いただきましたときに、私は、中核、

中規模企業と第三セクターについて、財務や事業を再構築するという観点から共通性があるし、再生手法も共通しているということを申し上げまし

た。

きょう先生御指摘のように、事業の実態といふ面から見ても、民間の中規模企業と第三セクターというのは少なからず共通の性格を持つんだろうと思います。

三セクというのは多様ですので、三セクの中には、もう一度自治体が引き取つて政府としてやつていくものもあるんだろうと思います。それから一方には、完全に民間事業体になつて、つまり民間企業の中規模企業と第三セクターといふのは、事業の性格からいっても共通点を持つものだと思います。

したがいまして、地域経済を立て直し、そこで地域の雇用を生んでいくという趣旨から見まして、この二つのものを別々の再生策として用意するのではなくて、同じスキームのもとで再生させていくということが妥当であると私は考えております。

○赤澤委員 ありがとうございます。私も全く同感でございます。

次に、持続可能な再生についての可能性の判断といったことが再生委員会で行われます。その場で支援対象の決定がされていくわけでありますけれども、藤原参考人がきょう非常におもしろい例えをされて、支援協議会や地域力再生機構をお医者さんに例えられたんですね。支援協議会は地域の総合病院、そして再生機構は専門病院、集中治

療を行つてゐるという言い方でした。

私は、そこに含まれているメッセージというのには、健診から外科手術まで非常に専門的な判断をやるということがやはり事業再生には必要なんだと。当然のことでありまして、特に機構には融機関も地方公共団体も出すわけでして、どうやつても再生できないものを絶対取り込んではいけない。

しかし、その辺の見きわめは専門家の判断でないとできないわけです。一流の事業再生のプロが判断して初めてといったことがあるので、この点については、野党の先生方の過去の質疑支援対象企業の選定に当たつて地域力再生委員会に任せるのは公平の点でもちよつと疑問があるし、なかなか透明でない、基準も不十分というような話があつたように思うんですが、客観的な基準として最低限の基準を定め、あとは専門家の判断にゆだねる、政治的な圧力を受けない一流のプロフェッショナルを集めれば、この仕組みが一番機能すると私は考えます。

産業再生機構でも実績の上がつた方式であることは異論がないところだと思うんですが、この点についての大臣のお考えを伺いたいと思います。

○大田国務大臣 支援決定を公正中立に行うといふのは、機構で最も重要な点になります。その一方で、経済というものは生き物ですから、そこの中の企業を再生する際に画一的、網羅的に事細かく支援基準を全国一律に決めてやつていくということになりますと、なかなか適用できない事態がで

きたり、不適切な側面もござります。

したがいまして、最低限の基準は国の側でしっかりと決める。委員御指摘のように、外部の圧力を排して、断固として適切な判断を下す専門家といふものがその基準に従つて判断を行つていくと

いうことが必要であると考えております。

その専門家集団として地域力再生委員会を置いて、ここが支援決定を行つていくということになります。

○赤澤委員 ありがとうございます。

そして、まさにこの機構をしつかりと機能させることは、出資金や人材が本当に集まるのかという

点が大きなポイントでございます。この点について、本当に野党の先生方の御心配も私もわかるところがあつて、この辺、出資金や人材の確保を含め、機構をしつかりと創設して地域の活性化を推進するという意気込みを加藤政務官にお伺いした

いと思います。

○加藤大臣政務官 産業再生機構もまさにそうでありましたけれども、この地域力再生機構におきましてその役割をしつかり果たしていくためには優秀な人材、そして安定した財務基盤がもとより不可欠なことは御指摘のとおりであります。

今は法案が成立していないという段階でありますから、今接触させていただいている地方公共団体あるいは金融機関等からまだ具体的なお話をいただける状況には到底ないわけでありますけれども、この法案を成立していただいた段階で、人材の確保、また出資の話、急ピッチで進めさせていただきたいと思います。

先ほど委員がおまとめになりました、きょうも参考人から、地域力再生機構に対する期待、そして早期成立を求める声もあつたわけでございますので、私どももそういう方向で成立に精いっぱい努力をさせていただきまして、そして地域力ある方は、地域の活性化に全力で取り組ませていただきたいと思つております。

○赤澤委員 ザビハ頑張つていただきたいと思ひます。

私は産業再生機構を非常に評価しておりますて、そこにおられました弁護士の高木新二郎先生初め、本当にいい人材がいることがもうわかつてゐるわけありますから、そういった先生方を軸にしつかりつくり上げていただきたいという思いでございます。

一方で、きょう参考人の中でも、入谷参考人がおつしやつたガバナンスという面も非常に大事であります。

その専門家集団として地域力再生委員会を置い

図つていくためには責任の明確化という問題もどうしても避けられないと思うんです。

この点についての大臣のお考え、特に、三セクについてきつと再生していくに当たつての責任の考え方、いかがでしょうか。

○大田国務大臣 地域力再生機構では債権者に債権の放棄を求めるので、そういう痛みを求める以上、経営者の責任を追及していくというのは当然のことであるというふうに思います。特に第三セクターでは、経営者は当然退陣していただきますし、それから、自治体が株を持って出資している場合は株主権の消却を行います。そういう形で責任をとつていただく。

それから、機構の仕組みとは別次元の問題にな

りますけれども、そもそも三セクがどうしてそういう事態に至つたのかということについては、関係者の責任について地方公共団体あるいは地方議会という場で責任の追及がある、議論がなされる

というのは当然あり得ると考えております。

第三セクターの問題を先送りせずに、正面から

とらえて改革を進めていく、その大きい流れの中に、解決の重要な選択肢として地域力再生機構があると考へております。

○赤澤委員 地域力再生機構の実務は、金融機関のみに債権放棄を求める、雇用の場を確保する、

プロラタ原則によりメイン行が心配することなくビジネスライクに処理をしていく、あるいは人材派遣や出資などの機能も有する、さらには、中央に置かれてしがらみがない、ほかの機関にはないような重要な特徴がたくさんあるわけであります。

本日の参考人のお話を聞いて、地域力再生機構の必要性について、私はさらに自信を深めました。先日の野党の先生方の質疑では、現在の地域経済の状況に対しても厳しい状況にもかかわらず、この機構の設立にむしろ消極的な姿勢と見られる質疑も多かつたわけありますけれども、私は、地域活性化のために地域力再生機構がしつかりと活動することがぜひとも必要と考えます。

最後に、機構を創設し、地域経済を立て直していくこという大臣の御決意を伺つて、終わりたいと思います。

○大田国務大臣 地域経済を立て直して地域で雇用機会をつくつていくというのは、スピード感をもつて取り組まなくてはならない大変重要な課題です。これなくして日本経済の活性化もないと考えております。

地域で雇用を生み出し得る事業体というものを再生させていく、これが機構の役割です。その機

構の運営に当たつては、先生が御指摘くださいました地域力再生機構が持つている重要な特徴、これは産業再生機構の実績が残してくれた財産でもあります。この事業のスキームを生かして、地域経済立て直しに全力を尽くしてまいりたいと思います。

今後とも御支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

○赤澤委員 ありがとうございます。終わります。

○吉良委員長代理 以上をもちまして赤澤亮正君の質疑を終局いたします。

○吉良委員 民主党的吉良州司でございます。

○吉良委員 次に、吉良州司君。

○吉良委員 民主党的吉良州司でございます。

まず冒頭、私は以前この内閣委員会でも申し上げましたけれども、大臣が本国会の冒頭の経済演説の中で、我が国の経済もやはや一流ではないと

いうことを思い切つて発言されて、一人当たりGDPが十八位に落ちてしまつた、その危機感に対して警告を発し、もう一度國力を増進しようとい

うことを思い切つて発言されたことを大変高く評価しております。

日本の国力を再び増していく、復活させる、そ

のため最も大事なことは、やはり地域経済の復活だというふうに私は思つております。そういう

意味において、本法案の最高次元に掲げております地域の再生、地域経済の復活再生、このこと

自体には、私を含め民主党も全く異存はございません。

ただし、この機構という形のスキームで果たしてその目的が達成できるんだろうかという意味で、個人的にも党的にもいろいろな議論がござります。そういう意味で、私どもは、私自身も今言つた高次の目的については大賛同するものであるけれども、このスキーム自体に対してもいろいろな問題点を指摘して、本当に地域経済の復活、そして日本国力の増進ということについて議論を深めてまいりたいというふうに思つております。

まず、その意味で大臣にお伺いいたしますけれども、分権型社会、地域主権社会を推進していくことについて賛成かどうか、その辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

○大田国務大臣 地域経済が長期的にしつかりと伸びていくためには、ここで分権型の社会を築くことが何より重要なと考えております。

○吉良委員 ありがとうございます。もう私も全く同感なんでありますけれども。

その際に、私自身が、実は私も大分という地方出身議員でありますけれども、高度成長が終わつた後、地域が特に伸びない、または衰退してきている最大の原因は何なんだろうかと考えてみたときには、それは、一言で言えば、やはり依存をしてしまうということだというふうに思つてゐるんですね。

この法案の背景にある、いろいろな議論がされてきましたけれども、三セクもそうですが、地域を活性化させるという名目でいろいろな形で政府が、例えばリゾート法、民活を利用した地域の活性化ということで、ほら貝をがんがん吹きながら、やれやれやれ、こう言つてきたんですけれども、それは、政府が何らかのお手盛りをするという形、何かあれば補助金をもらいに行く、何かあれば政府に頼むということで、地域経済活性化と言ひながら、その手法は、常に国に頼る仕組みをつくってきた。そして、地域もそれに諸々と依存してしまつた。私は、これが最大の問題なんだろうというふうに思つてゐるんで

【櫻田委員長代理退席、委員長着席】 そういう意味で、やはり地域経済の再生、そのキーワードは、依存から自立へというふうに思つてゐるんです。その点については同感していただけますでしょうか。

○大田国務大臣 御指摘のような問題が過去にあったのも事実だと思います。やはり、みずから自立し、みずから魅力をつくり、強みをつくり伸びていくことが何より大事だと考えており

ます。

○吉良委員 ありがとうございます。この点についても一致するわけでございます。

では、この法案は、今までの質疑、やりとりを聞いていても、地域だけでは利害調整ができないとか、地域ではその責任追及もやりづらいとか、なぜその地域の力、住民の力、そういうものを信じなくて、やはり中央がこういう機構をつくり、スキームをつくり、手助けしなければできないと。これは最終的には地域の自立であるにもかかわらず、なぜここで中央がわざわざ出ていて、今言つた、再び依存する形で自立のための第一歩を踏み出さなきやいけないのか。そこにはある意味での矛盾があると思いますけれども、その点についてはいかがでしようか。

○大田国務大臣 私は、事業再生というのは本来、民間がやるべきものだと思っております。したがいまして、産業再生機構ができるというときも、国がやつていいんだろうかというふうに思いました。

しかし、不良債権処理をスピード感を持つてやるときに、本当にぼぐれない系になつたところをブツシューして、前に押していく仕掛け、前に押し下げたいとも思つてゐるんですが、大臣は、今言つた人材の還流、確保という点を最大限考慮し

てこのスキームに至つたという答弁でございましました。再生機構というのは必ずしもそれの二匹目のドジョウではないんだという趣旨のことでもおつしやつておりました。

ただ、実際は、ほとんど産業再生機構とスキーム的には同じ形になつてゐるんですね。最後七万人の雇用と、産業再生機構のことについておつしやいました。もちろん、成功モデルと位置づけて、そもそも、地域経済立て直しに今何が一番必

要

なん

だ

業

再

生

機

構

を

設

立

す

た

時

期

と

今

と

は

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

な

ど

う

よ

う

み出した得る事業体は、中規模企業、中核企業の場合もあれば、第三セクターの場合もあります。その事業を再生するのが地域力再生機構です。したがって、大命題といいますか、大目的は地域経済の立て直しということになります。

しかしそれは、必ず事業再生できるものを厳密に資産査定してやつてまいりますので、そこは収支といふものを合わせていかなくてはいけない。したがつて、株式会社という形態のもつておられます。

第三セクターにつきましては、第三セクターも事業体として見たときに、地域の中で雇用を生み出し得る経営資源という見方ができます。これについては、同じスキームの中で立て直していくということになります。

第三セクターにつけましては、第三セクターも事業体として見たときに、地域の中で雇用を生み出し得る経営資源という見方ができます。これについては、同じスキームの中で立て直していくと

いうことになります。
したがつて、この大目的を達成するために、地域再生機構が収支をしっかりと合わせながら運営していく。その中で、地域の中核企業を立て直し、第三セクターも立て直していく。このメーンの流れは、地域経済の立て直しということになります。

○吉良委員 大臣の考へておられることはよくわかりました。

ただ、私なんか駆け出しのべいべいの政治家でこんなことを言うのはちょっとおこがましいのです。公認会計士は会計のプロであつた

政治家とは一体何のプロなんだろうと考えました

とき、ある意味では、価値判断とそれに基づく優先順位というものを明確にするプロなんだといふふうに思っています。何百、何千と要求が来て

も、限られた人材、予算の中でこれとこれとこれ

しゃを取り上げられない、その厳しい判断をしなけ

ればいけないのが政治家だというふうに私は思つ

ておるんですね。その意味で、あえてお聞きした

んです。

というのは、目的は何だというと、例えば、こ

れをやりながら、これもできればやつて、これも

やつて、これもやつてと、こうなるんですよ。A

そういう中で、今回このスキームに対しても、それが社会的にだとか、教育にとか、いろいろあります。けれども、そこには圧倒的な差があつて、収支なんです。この民間の意思決定原理と公的なものというのは大きく違います。

そういう中で、今回のこのスキームに対して私自身が疑問を持つていることの一つは、極めて公的な目的を持ちながら、形としては、株式会社という収益を目的とする形態をとっている。にもかかわらず、ではその意思決定というのはどうなつているのか。まず、預金保険機構というものが国

の代弁者だ。そこに地域銀行からの出資も受けて、全体としては三分の一の意思決定も、国が実質的に意思決定する仕組みになつていて、その国が意思決定するところに民間の資本を入れさせておかつ再生できるかどうかというものを中立的な機関が判定しなくてはならないということで、地域力再生委員会が判定するというような意思決定の仕組みを中心組み込んでおります。

それから、役員の選任の場合の決議に主務大臣の認可が必要ですし、國の監督、業務改善命令といつた公的性質も一方で有しております。

そういう意味では、両方を有しながら、しかし組織形態としては、民間企業経営と同じ緊張感を

持つて収支を合わせていくことがまさにこの形態の趣旨です。

○吉良委員 今の大臣の答弁を聞きましても、先日の我々同僚議員三方が質問したときのお答えも、これは大臣、先ほど言いましたように、勇気をもつていろいろ発言されたとか、一方では大臣の言動を高く評価しているんですが、やはり極めて学問的なような気がするんですね、これもあれど。

確かに、理屈上ではそうなるように聞こえるんだけれども、現実問題、さつき私が申し上げた、民間が出資する際の出資基準等々に、このスキームが果たして本当に合っているんだろうか。だから、出資という形をとつたとしても、民間のバランスシート、P.Lをつけるときには、ある意味では、広告費だつたり交際費、国とか、自分たちより力のあるところに対する交際費ですよ。対ノーを突きつけられるに決まつているんです。

だから、出資という形をとつたとしても、民間

ではなく、収支をしっかりと合わせて、つまり、再生できるものだけを再生していくということを同じような緊張感を持ってやつていかなくてはいけません。これが一つの理由です。

それから、事業再生という性格上、税ということが非常に高い機関なんですね。目的の一つでもありますけれども、現実問題、さつき私が申し上げた、民間が出資する際の出資基準等々に、このスキームが果たして本当に合っているんだろうか。まず、今回、地域金融機関、自治体、この二つはある意味でこの機構を通して損失を出す可能性が、その債権放棄をする、または損失補償、また出資を受けるという形の株式会社にしてございます。

そこで担保していく。収支をとれるもので収支を整理する、または再生する、これはいいんです

ませんで、都道府県、それから金融機関、これは金銀協、地銀協、第二地銀協という協会ですけれども、まさに要請をしておりまして、それぞれの

お申し出で出資をいたくだくことになつています。それぞれの自治体、それぞれの金融機関が判断するということになつております。決して押しつけではありませんし、後々仕返しがどうのこうのというようなものでも全くございません。

金融庁が行いましたアンケートでも、これは地銀、第二地銀へのアンケートですが、八割の金融機関が関心を持っている。そして、今どういう機能に関心を持っているか。ちょっと手元に数字がありませんが、かなりの、もうほとんど九割ぐらいいの金融機関が、例えば自治体が出資していたり融資していたりして債権者の調整が入り組んでいるところの処理ができない、そういう部分に関心を持つています。

つまり、地域力再生機構が債権放棄を要請する、そのときに債権放棄に応じるかどうかは銀行

の判断ですけれども、要請された額で債権放棄を行なうのがいいか、それとも、それに応じない自由ももちろんございます。応じずに、そのままいつて、どんどん事業が停滞しままいく。最後、法的整理に至りますと、取引債権

は全部弁済の対象になりますから、事実上、倒産の枠組みになつてしまふ。このどちらの弁済率が高いのかを金融機関は判断する。今そのスキームができたということです。

それから自治体の側でも、財政健全化法の中で三セクの改革は迫られています。それを今まで三セクの改革は迫られています。そこで、責任も明らかにする形で、再生できるものを地域のために再生していくのかどうかの判断を迫られる。逆に言うと、その選択肢ができたということになります。

○吉良委員 私、先ほど大臣に失礼なことを申し上げたんですが、理屈上、例えば経済的にそうかもしづらいけれども、実態はそうでもないといふのが現実のこの世の中で、今おっしゃった中で、例えば、出資をしました、けれども債権放棄に応じない応じる、それは自由ですと。もしこの自由が本当に地域の、地銀なり第二地銀であつてもあるならば、こんな垂れ流しの三セクなんかで

きないんですよ。

例えば県が出資するとか、自分

が属している市が出資するとなつたときに、おい

がんですよ。地域の問題というものは実はそこに一番

が通じないんですよ。

ちょっと時間がないので細かく言えませんけれ

ども、先ほど参考人の方々からいろいろ意見が

出た中で、例えばあることは、まず自治体は、二

〇%出資していくても八〇%ぐらい口を出すんです

よ。そのかわり、それを諸々と受け入れるほかの

八〇%の株主は、何かあったときは自治体にばん

と丸投げすればいいやという安易な中で決定して

いるわけです。そういうもたれ合いの構図があつ

て、こんな垂れ流しの三セクが実はできてしまつ

てます。

だから、地方の最大の問題は、経済原理、市場原理が働かない。何%出したからどれだけの発言権がある、どれだけの拒否権がある、これが全く機能しないところに地方でのこういう三セクを含めた問題がある。

だから、きょうはガバナンスのことをいろいろ話をさせてもらつたんですけど、私自身もそうですねけれども、党内的に一つ一番大きな議論がされているのは、今言った、純粹にこの機構が目的とする、またその裏づけにある市場原理、経済原理が働かず、結局はその地域のボス、政治的意図、恣意がどうしてもまかり通つてしまふ。

結局は、この機構を通して、本来、純粹に経済原理、デューデリの結果、これはやはり救つちゃいけない、申しわけないけれども将来負担を考えたときに今晩む方が住民のためなんだ、国のためだと思っても、そこに政治的な恣意が働いて、何とか生き残させてくれと。それをやはり受け入れ、こう言つて、ほら貝をぶおつと吹きまくつて、行けと山の上からわあっと突撃しております。

○大田国務大臣 政治的な圧力によつて業務運営

がゆがめられるというのは最も避けねばならないことです。そのためのコンプライアンス機能を整えるというのは非常に重要な点だと考えております。

産業再生機構においても、コンプライアンス委員会というものを設けて、例えば政治家から何か

話があつたらそのメモは全部残すとか、それを産業再生委員会に報告するというような仕組みを整えておりました。地域力再生機構においても、そ

のコンプライアンスの組織をつくり、同様の対応をして厳しくチェックしていく。これは当然のことだと思います。

事業再生を行うに当たつて、最も守られねばならないのがコンプライアンスであると考えております。

○吉良委員 時間が本当に迫つてきましたので、ちょっとと一点、本当は今のことに対する想いを述べさせていただきます。

私がお話ししたけれども、ちょっとと時間の関係で抑えさせていただいて。

先ほど私も、リゾート法だとか民活に伴う国

の施策について言わせてもらいましたけれども、この法案のまたもう一つの側面として私が恐れていること、そして声を大にして指摘しなければいけないことは、先ほど言つたりゾート法というか観光等は、さつきありましたけれども、八一年から九年まで観光・レジャーが五倍にふえている。これは明らかにリゾート法の影響がありますが、リゾート法ならリゾート法に基づいて、当時の自治省なり国がどんどんどんどん、やれやれやれやれ、こう言つて、ほら貝をぶおつと吹きまくつて、行けと山の上からわあっと突撃しております。

○吉良委員 時間が来ましたので、短く二点。

一つは、先ほど大臣がおっしゃつていた専門家の還流ということ。基本的に大賛成なんですけれども、今回は産業再生機構と違つて、先ほども言いましたように、経営指導もやつていくといふの還流ということ。基本的に大賛成なんですけれども、今は専門家といふのは、私も敬意を払い、大事な要素があるわけですね。助言等を専門家が行つていくというようなこともあります。もちろん専門家といふのは、私も敬意を払い、大事なことなんですねけれども、地域といふ物すごくどうした世界の中で経営助言をしていくというと

いふふうに思つてゐるわけなんですね。

後ろを振り向いたとき、だれも援助もない。もう苦しくてしようがないときに、いざようやくだれか出てきた、今回のこれがあると思わせる仕組みなんです。

何が言いたいかというと、本来責任を負つて罪がある人たちが一切責任もとらず、逆に、この機構を通して、我々は救いの天使ですよみたいなことをつぶやいて、我々は救いの天使ですよみたいなことをつぶやいて、我々は救いの天使ですよね。先ほど泉同僚議員からも指摘があつたんですけれども、もちろん未来志向を常にやらなければいけないんですけれども、我々として、こういう事態に至らせた責任者ははだれなんだ。地域にもいます。実は政府にも、国にもいるわけです。政治家もしかり、役所もしかり、その辺のところのやはり責任所在を、これまでやらなければいけないんですけれども、やむやにすることなく明確にしていかなければいけない、このように思つてますが、時間がな

いので、短くお願ひします。

育てながらでなければいけない。

というのは、Bツーセンという言葉を御存じですか。これはＩＴ用語のビジネス・ツー・コンシユーマーじゃないんですよ。実は、バック・ツー・コンサルタントというのがあって、傾きつたある、コンサルタントがいろいろ経営指導をやつていて、それでもどうしようもないでの、コンサルタントに社長をお願いして経営再建してもらつたら、ぶれちやつた、そういうことがあって結局コンサルタントに戻つたという、バック・ツー・コンサルタント、Bツーセンというちょっとと笑えないジョークがあるんです。

一方で、専門家というのは非常に大事なんですねけれども、今言つた、どちらとした地域の実情がわからなければ、なかなかうまくいかない。そういう意味で、還流する際に、やはり地域の専門家を育していくという観点が非常に大事であるということを申し上げたい。

もう一つ、先ほど地域主権、分権にとって、依存から自立へということを言いました。その際に、やはりこれから分権社会をつくっていく、地域主権型社会をつくっていくときには、今はよちよち歩きかもしれないけれども、やはり地域の力を信じる地域に住んでいる人を信じる。この人たちでは解決できないだろうということです。では国がとうごの考え方を捨てないと、よちよち歩きでも、地域を信じる、地域にいる人たちを信じていかなければ地域の再生はある得ないということを申し上げて、私の質問を終ります。

ありがとうございました。

○中野委員長 次に、吉井英勝君。

す。

最初に、三セクの方から政府参考人には伺つておきたいと思います。大阪のWTCのことをこの間伺つたんですけど、WTC、ATC、MDCの三つのいわば貸しビル業的な三セク、不動産屋さんの三セク、こ

れは、合計すると大阪市は幾ら出資してきたのか。それから、これまでの貸付金は幾らあるのか。

金融機関の貸付金と貸付金残高はどうなつてゐるのか。そして債権放棄額というのは幾らあるのか。また、さらにわかれば、最初一遍、破綻処理をやつておきましておきましたけれども、これを借り入れに対する損失補償、幾ら役所の方が持つことになつてゐるのか。

伺つておきます。

○榮畠政府参考人 WTC等三法人に対しましての出資した額ですけれども、三法人合わせまして、平成十九年三月末まで出資した額は五百七十四億円、それから、貸し付けた額が平成十九年三月末で三百三十三億円というふうに承知しております。

それからまた、これら三法人に対しまして、関係金融機関が平成十九年三月末までに債権放棄した額が九百二十六億円、それから、三月末時点での金融機関の貸付額は九百九十九億円というふうに承知しております。

それからまた、大阪市が損失補償した額が、三法人合わせて九百四十七億円というふうに承知しております。

以上でございます。

○吉井委員 ですから、随分、市の方が損失補償ということでおきまして、銀行の方がとりあえず貸した金で返つてこないで債権放棄している分があるんですけど、けれども、実は、元利償還を今までやつておる分もあるんですよ。これらの計画の中では返つてくる分もあるんですね。二千数百億ぐらいあります。

それで、債権放棄してもなお、おつりが二百億余りあるんですけど、金融機関にとつてはおいしい話なんですが、何でそんなにおいしくなるのかなど見てみれば、もともと不動産業なんだけれども、ほとんどがらがらの空きビルでしよう。

がらがらの空きビルだから、仕方がないから、もともと大阪市が入つていたところから港湾局だ何も

だというのがみんな抜け出して、そこへテナントとして入つてテナント率を高くする。

しかも、市場価格に比べると、大阪市がテナントとして入つておきまして、何とかつじつまを

六八倍でしよう。ATCは一・七一倍。物すごく高目の家賃を払うことによって何とかつじつまと合わせということを今やつてきているわけです。

つまり、家賃という形で市場価格よりはるかに高いものを出すことによつて、財政支援を行なうなどしているわけですね。

こういったものを、まだ法律ができるいないものですから、どこと決まつてゐるわけじゃありませんが、この間も日経のレポートの紹介をしまつたけれども、五十社リストにWTCなんかも入つてゐるわけですね。それは決まつておるわけじゃないと一生懸命言うてはつたし、それはそうでもしよう、建前としては入つていません。

かし、言われているものの中にあるんです。仮にこういうふうなものを地域力再生機構で処理するといつても、やはり三セク関係者の責任を明確にして、そしてこの総括検証もなしに、自治体の金融機関に対する損失補償分を、金融機関に本当にその分を債権放棄させるのかどうか、それができるのか。あるいは、自治体の金融機関に対する損失補償分は切り離すことができるのかどうかとかきちんとしたら、損失補償が残つたままで、結局それは最後は税金で補てんすることになります。

ですから、結局、それは銀行救済と市民の税金負担への道を広げるだけということになつてしまふのではないかといふうに思われるんですが、ここは大臣に向つておきます。

○大田国務大臣 今、この時点では個別の案件については一切申し上げられませんが、一般的に申し上げると、WTCであつたりほかの事業体であつたり、そこが事業再生計画をつくる。その事業再生計画で再建できるかどうかを厳密に査定する。そして、そこに貸しているメーン行なり非メーン行

がその要請に乗るかどうかを判断するということ

になります。それが地域力再生機構の役割です。

先生がおつしやいました。では、そこに至つたその三セクの責任はどうするのか。これは自治体の中で、あるいは地方議会の中で、追及されるこ

とは当然あり得ると考えております。

○吉井委員 前回御紹介しましたフェニックスリゾートなどにしても、シーガイアの破綻処理では住民側の税金負担。再生処理に入つた民間会社は、資産を帳簿価格の十分の一ぐらいで入手して大きな利益を上げる。だから、再生処理のあり方についても、やはりよく研究しなきゃいけないと

思つんですね。

そこで、大臣に向つておきたいのは、三セク処理というのは、やはり一つ一つ丁寧に検証して、借り手責任があります、貸し手責任もありますよ、そうしたすべてのことをきちんと検証して、そして、破綻した三セクはいっぱいあるわけですか。

再生機構でやろうというんだつたら、それは一つの手法ではあつたとしても、今、全国の自治体が直面している三セク、これも多くの民活法だとかりゾート法、とかFАЗ法、とか、いつぱいの国が法律をつくつておいしい誘導策もやつて、食べてみたら余りおいしくなかつた、最後は税金で負担ということになつておるわけですから、やはりきちんととしたことを、自治体にかかることですか、本来だつたら総務省なら総務省を中心におき、今度の財政健全化法のこともありますけれども、三セクを一つ一つきちんと検証して、どうするのか。

これは法的処理なのか、それとも総務省を中心にして違つた形での再生させる仕組みというものを考えておるのかとか、本来的にやはりそれをやらないと、何か見込みのありそなところだけちよびつとつまんできつてどうするこうするでは、根本的な解決にはまずならないと私は思つんで

が、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○大田国務大臣 地域力再生機構は、三セクの改

革そのものを目的としたものではありません。こ

れで三セク全体の改革ができるというふうには考
えておりません。

三セクに関しては、これは非常に多様ですか
ら、今、恐らく自治体がそれぞれの三セクについ
て調査をしている。総務省のつくりましたガイド
ラインに基づいて調査をして、債務超過のものに
ついては経営検討委員会をつくり、平成二十一年
度までに改革プランをつくっていく。その過程の
中で一つ一つの三セクを精査して、どうやつてい
くのかということが議論がなされるだろうと思
います。

その多様な三セクの中で、そのままつぶしてしま
うしかないものもあるだろうと思います。ある
いは、自治体の仕事として残すものもあるだろう
と思います。民営化することによって事業再生で
きると判断されたものは、事業再生計画をつくつ
て地域力再生機構に持ち込まれる。地域力再生機
構は、それが本当に出口で雇用を生み出すもの
か、再生できるものかを判断して、支援を決定す
るということになります。

したがいまして、地域力再生機構は、あくまで
地域経済という観点から、地域の経営資源の一つ
として三セクという事業体を見て、それが民営化
して再生できるかどうかを反映する。したがいま
して、経済政策を担当する内閣府が、私のもとで
研究会をつくり、この機構の制度設計を進めてま
いました。

○吉井委員 やはり自治体、三セクを含めて、地
域経済、地域のあり方そのものを大きなスケール
で考えていかなければいけないと思いますから、何
か今回のような機構で解決できるような、そういう
話ではもともとないというふうに思います。
次に、面的再生について伺つておきますが、六
十七条に面的再生を掲げています。面的再生とは
何を考えているのか。それで、対象のケースの一
番目に、周辺地域等の環境整備が必要とされる
ケースというのが挙げられておりますが、どうい
う事例を想定しているのか。これを最初に伺いま
す。

○大田国務大臣 面的再生というのは、地域経
済活性化には非常に大事なスキームでありながら、
やはりなかなか難しいやり方であると思います。

地域力再生機構が想定をしております面的再生
というのは、一定エリア、例えば百貨店を含む商
店街、こういったものを一体として再生してい
ます。もう一方で、例えば百貨店を再生するときに、
その百貨店単体だけではなく再生できない、
周囲の商店街まで一体となつて再生することで百
貨店も伸びていけるかもしれない、伸びていく、
その計画が立てられる場合、これは再生手法とし
ての面的再生になります。

こういう二つの観点から面的再生をとらえてお
ります。

○吉井委員 今、百貨店再生の例で、百貨店再生
とともに、ちょっと表現が違つていただけれ
ども、要するに書いてある文章では、百貨店再生
とともに周辺商店街の活性化に取り組む、こうい
うことですね。

昨年十一月二十七日の地域力再生機構研究会の
最終報告書案の方では、それはどういう表現をし
ていたのか。これは政府参考人でも結構なんです
が、伺つておきます。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

今手元に持つてございませんが、たしか百貨店
を中心にして、商店街についても再生を行
う、そういう表現だつたのではないかと思いま
す。素案段階でございますので、途中の段階でさ
まざまな意見がござりますので、その中の一つの
表現であつたと思つております。

これは間違いありませんね。

○大田国務大臣 面的再生を取り上げるときに、
再生の対象として面をとらえる。これは、百貨店
とともに周辺商店街まで一緒に対象にして再生さ
せていく。

今先生が御指摘の、百貨店のためにというとき
は、これは再生手法としての面的再生になります。
百貨店を再生するときに、百貨店を単体とし
て再生しても、これはなかなかその地域が活性化
するものではありません。百貨店の周辺の商店街
まで整備されて初めて百貨店というものは再生さ
れる、この場合は再生手法としての面的再生とい
うことになります。

○吉井委員 結局、最終的には、百貨店再生と
もに書き改められたわけです。しかし本音は、
やはり最初の表現である、百貨店再生のために周
辺商店街の活性化が必要と。つまり、百貨店再生
とともに周辺商店街の活性化ということではなく
て、周辺商店街の活性化はつけ足しで、百貨店再
生のために周辺商店街の活性化をつけ足した、こ
れが、当時の研究会の議事録を見ておつても、や
はり百貨店再生のためにでは、表現ぶりは若干
違つたかもしませんけれども、余りに露骨過ぎ
ると。やはりこれは、百貨店再生のためにじやな
くて、百貨店再生とともに周辺商店街の活性化、
こういうことで公的資金の導入とかやつしていくこ
とに道筋を開くべきだ、議論の中ではここに本音
というものがよく出ていたと思うんです。

時間が来たということですから終わりますけれ
ども、私は、こういうやり方では地域の協力を得
て本当の意味での面的な活性化というものにはつ
ながつていいかないということを申し上げまして、
あとはまた次の機会に質問したいと思います。
終わります。

○中野委員長 次回は、明二十三日金曜日午前九
時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会す
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

平成二十年六月九日印刷

平成二十年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局